

日本政策金融公庫 ディスクロージャー誌 2021



Contents

1	日本政策金融公庫の概要
2	総裁メッセージ
4	プロフィール
5	主な業務
6	基本理念及び経営方針
7	業務運営計画(2021年度～2023年度)
15	日本政策金融公庫の取組み
16	日本公庫の融資構造
17	新型コロナウイルス感染症への対応
20	民間金融機関との連携
22	政策金融の実施(セーフティネット機能の発揮)
22	政策金融の実施(成長戦略分野等への支援)
28	地域での連携推進による地域活性化への貢献
30	広報誌「日本公庫つなぐ」による情報の提供
31	令和2年度の業務概況及び決算概要
33	資金調達
35	業務の概要
36	国民生活事業
42	農林水産事業
48	中小企業事業
54	危機対応等円滑化業務
56	総合研究所
59	組織運営の仕組み
60	ガバナンス態勢
75	組織・沿革
76	組織について
77	本店・支店所在地一覧
82	日本公庫の沿革
83	資料編
84	業務実績
97	財務の状況
184	参考情報
191	日本政策金融公庫法

(注)本誌の計数について

1. 単位未満の計数

先数、件数及び金額の単位未満は切り捨てています。

また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」と表示しています。

日本政策金融公庫の概要

総裁メッセージ	2
プロフィール	4
主な業務	5
基本理念及び経営方針	6
業務運営計画(2021年度～2023年度)	7

総裁メッセージ

日本公庫の役割と使命

日本公庫は、「一般の金融機関が行う金融を補完すること」を旨としつつ、国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関です。

新たな事業を始める方、災害や経営環境の変化に対応する方などの資金需要に、少額から応えてきており、日本の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達において重大な使命を担っております。

新型コロナウイルス感染症への対応

日本公庫は、政策金融機関として「政策」と事業に取り組む方々等とを“繋ぐ”という使命感をもって、お客さまのニーズに対応してまいりました。

我が国は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、かつて経験したことのない経済・社会の危機に直面しており、多くの事業者の皆さまが依然として厳しい事業環境に置かれています。

新型コロナウイルス関連融資は、昨年1月の相談窓口の設置以降、今年の6月末までに約88万件、15兆円を決定しており、我が国の政策金融の歴史の中で最大のオペレーションを実施しているところです。また、コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、昨年8月から取扱いを開始した「新型コロナ対策資本金劣後ローン」による支援を推進しており、6月末までに約3千先、5千億円を融資決定しております。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」については、政府において、長引くコロナ禍の状況を鑑み、申込期限が当面年末まで延長されました。日本公庫は、引き続き事業者の皆さまの支援に万全を期してまいります。また、様々なアイデアや工夫を重ねコロナ禍に立ち向かう事業者の取組みをホームページなどで紹介するなど、頑張る事業者を応援するための情報支援にも取り組んでまいります。

依然として先行きを見通しづらい状況ではありますが、事業者の皆さまへの資金繰り支援を円滑に実行するため、今後も民間金融機関や商工会議所、商工会など一層の連携を図り、支援機関全体で事業者の皆さまを組織一丸となって支えていく所存です。

今後の取組み

日本公庫は、コロナ禍において影響を受けられた事業者の皆さまへの支援、東日本大震災、地震・台風などの自然災害からの復興支援をはじめ、セーフティネット機能の発揮に取り組むのはもちろんのこと、事業承継や海外展開など成長戦略分野等への支援にも力を注いでまいります。



現下において重要性が高まっている事業承継への支援については、情報収集のアンテナを高めニーズを把握し、関係機関とも連携の上、マッチングを含む効果的なコンサルティングに取り組んでまいります。また、海外展開への支援に関しては、ポストコロナを見据え、海外進出や輸出拡大等の支援強化に取り組んでまいります。

地域の活性化に貢献するため、特に、コロナ禍における環境変化を踏まえ、地域や事業に取り組む方々の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けて共に取り組んでまいります。その際、民間金融機関をはじめとする関係機関をつなぐ役割を發揮するとともに、全国152支店のネットワークを活用するなど、地域での連携を一層推進してまいります。

むすび

以上の取組みにあたっては、政策金融ならではの、質の高いサービスの提供を図るため、リスクイイク機能の適切な発揮やコンサルティング機能・能力の充実に努めてまいります。さらに政策金融機能を強化していくため、組織運営においては、事務の合理化・業務の効率化に取り組んでまいります。

今後とも、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月14日

総裁

田中一穂

プロフィール (令和3年3月31日時点)

名称	株式会社日本政策金融公庫(略称:「日本公庫」)	
設立年月日	平成20年10月1日	
根拠法	株式会社日本政策金融公庫法	
本店	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
総裁	田中 一穂	
資本金等	資本金	6兆9,902億円
	資本準備金	3兆5,039億円
支店等	国内	152支店
	海外駐在員事務所	2カ所
職員数	7,436人(令和3年度予算定員)	
総融資残高	総融資残高	29兆2,387億円
	国民生活事業	12兆8,428億円
	農林水産事業	3兆4,854億円
	中小企業事業	8兆2,181億円(融資業務)
	危機対応円滑化業務	4兆5,706億円
	特定事業等促進円滑化業務	1,216億円

日本政策金融公庫発足のポイント

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

● 公共性の高い株式会社

日本公庫は、政府がその株式のすべてを常時保有すると法定されている公共性の高い株式会社です。

株式会社の形態をとるのは、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行うためです。

● 権利義務の承継

日本公庫は、旧機関の一切の権利義務を承継しています。各機関の融資などを利用されていた方及び各機関が発行した債券を所有されている方の利益が損なわれることはありません。

● 幅広いサービスを提供

日本公庫では、旧機関の専門性を生かし、ノウハウを共有して、ビジネスマッチングや事業のグローバル化支援など、幅広いサービスを提供します。

主な業務

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫の主な業務



基本理念及び経営方針

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

基本理念の実現に向け、新型コロナウイルス感染症のような大規模な危機においても、デジタル化の推進等により、柔軟かつ機動的に対処できる体制を構築するとともに、民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関とも連携して、政策金融機関として求められる機能の発揮に努める。

(1) セーフティネット機能の発揮

- イ 自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等によるセーフティネット需要に対して、政策金融機能を最大限に発揮し、機動的に対処する。
- ロ 有事の際のオペレーションの構築や民間金融機関との更なる連携など、次なる危機に柔軟かつ機動的に対処できる体制を整備する。

(2) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の新たな展開、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化などの環境・エネルギー対策及び感染症の流行による環境変化を踏まえた事業の再構築への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。

(3) 地域活性化への貢献

- イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。
- ロ 感染症の流行による環境変化の影響を受ける地域の実情をとらえ、地方自治体の総合戦略等への参画などを通じて、地域での連携を推進し、地域の活性化に貢献する。
- ハ 地域に根ざした活動を展開し、地域社会への貢献に取り組む。

(4) お客さまサービスの向上

- イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。
- ロ 政策金融の役割を十分に理解し制度を適切に運用するとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(5) デジタル技術を活用した効率的な業務運営、環境やエネルギーへの配慮

- イ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、最新デジタル技術も活用し効率的な情報システムを実現する。
- ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。
- ハ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。

(6) 働きがいのある職場づくり

- イ ダイバーシティを推進しつつ、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる職場をつくる。
- ロ テレワークの拡大等により多様で柔軟な働き方を実現する。
- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。
- ニ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画 (2021年度～2023年度)

日本公庫では、2021年度以降の業務運営計画を策定しました。

業務運営計画(2021年度～2023年度)

日本公庫は、コロナ禍に直面するお客さまへの対応に引き続き万全を期すとともに、今後はコロナ禍で増加した数多くのお客さまへのフォローアップに力を注ぐ。また、このような大規模な危機が今後も起こりうることを前提に、これに対処可能なオペレーションの構築に向け、一層のデジタル化、有事における人員確保や事業間人事異動の積極的な運用を図り、セーフティネット機能を強化する。

さらに、コロナ禍において発揮された民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関との連携を深化させつつ、現下において強まる事業承継ニーズへの対応やポストコロナも見据えた事業再構築などの成長戦略分野等への支援、地域活性化への貢献等に取組む。

こうした考えの下、職員一人ひとりが、政策金融を担う者として「政策」と事業に取組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の取組みを進めていく。

まず、セーフティネット機能の発揮に際しては、コロナ禍において影響を受けるお客さまへの対応や地震・台風その他の自然災害からの復旧・復興支援などに着実かつ機動的に取組む。

次に、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、環境・エネルギー対策及びコロナ禍に立ち向かい事業の再構築を進めるお客さまへの支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注ぐ。なかでも、現下において強まる事業承継ニーズに対しては、情報収集のアンテナを高め、関係機関とも連携の上、マッチングを含む効果的なコンサルティングに重点的に取組み、海外展開に関しては、海外進出や輸出拡大等の支援強化に取組む。

また、地域の活性化に貢献するため、特に、コロナ禍における環境変化を踏まえ、地域や事業に取組む方々の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けて共に取組む。その際、関係機関を「繋ぐ」役割を発揮するとともに、全国152支店のネットワークを活用するなど、日本公庫の特色を活かし、地域での連携を一層推進する。

さらに、政策金融機能の意義を踏まえた上で、リスクテイク機能を適切に発揮するとともに、質の高いサービスの提供を図るため、コンサルティング機能の発揮に注力するほか、政策提言能力の発揮、広報活動の推進に不断に取組む。

業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、引き続き、高いコンプライアンス意識の下、着実かつ的確に個々の業務を積み上げる。加えて、「現場が第一」をモットーに、お客さまや地域のニーズを的確にとらえ、親身に対応し、身近で頼りになる存在を目指す。その際、全国152支店のネットワークの強化に努めることとし、特に統合支店長は、引き続き、ネットワークの“要”としての役割の発揮の充実に努める。また、政策金融機能を強化していくため、組織運営においては、コロナ禍における対応を踏まえ、有事における人員確保等の組織対応力を強化するとともに、一層のデジタル化や現場目線での提案の実現に向けた取組みの推進等により、廃止を含む事務の合理化と業務の効率化に不断に取組む。IT戦略の推進に際しては、民間金融機関のデジタル化の動向を深く分析し、日本公庫における最適な手法を選択するとともに、各事業本部が主体的に関与した上で、IT部門と緊密に連携し取組む。さらに、人材育成・活用やダイバーシティ推進においては、テレワーク、時差出勤の拡大など、職員の能力が最大限に発揮でき、働きがいのある職場づくりに取組む。

事業運営計画

1 コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

- イ コロナ禍において影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応
 - (イ)「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
 - (ロ)「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナ対策資本金劣後ローン」、「農林漁業者向け特例融資」等による適時適切な融資
 - (ハ)返済相談への丁寧かつ迅速な対応
 - (ニ)「セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証」についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
- ロ 「新型コロナウイルス感染症に関する事案」として認定された危機に即応した業務的的確な実施

- ハ コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフォローアップ等によるコンサルティング機能の発揮
融資後のフォローアップ実績：200,000件以上

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携

- (1) 東日本大震災からの復興支援
 - イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応
 - (イ) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
 - (ロ) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資
 - (ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応
 - (ニ) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
 - ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応
- (2) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応
資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮
 - (イ) 自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応
 - (ロ) 自然災害、家畜伝染病、感染症の流行、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援
- (3) お客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給
 - イ お客さまの資金ニーズ等への対応
各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用
 - ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
危機対応円滑化業務の的確な実施
- (4) 信用補完制度の着実な実施
 - イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援
 - (イ) 信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応
 - (ロ) 関係機関と連携しつつ、各種制度・運用改正に対し、的確に対応
 - ロ 保証協会等との連携強化
- (5) 民間金融機関連携の取組みの深化
 - イ 民間金融機関との協調融資等の継続的な推進及びコロナ禍において影響を受けたお客さまへの対応に係る連携強化
 - ロ 役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透
 - ハ 実務レベルの打合せ、日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介、効果的なニュースリリースの取組強化
 - ニ 協調融資商品の創設・活性化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給

コロナ禍における環境変化を踏まえた、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への積極的な対応並びに持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援

- イ 創業・新事業支援
 - (イ) 創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献
新規開業貸付(企業数) [創業前及び創業後1年以内]：24,000企業
 - (ロ) 新事業に取り組む中小企業への積極的な資金供給と成長支援
新事業に取り組む事業者、起業家への貸付契約社数：1,100社
 - (ハ) 創業・新事業支援機関との連携
 - (ニ) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催

- 事業再生支援
 - (イ) 事業再生の支援機能の強化
 - (ロ) 再生支援協議会等との連携強化
 - (ハ) DDS、DES等の抜本再生支援の推進・強化
 - (ニ) 産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応(脱炭素化を除く。)等に係るツーステップ・ローンの業務開始に向けた体制構築と業務の的確な実施
- ハ 事業承継支援
 - (イ) 事業承継支援機関や民間金融機関、税理士会等の外部専門家を始めとする関係機関との連携等を通じたマッチングを含むコンサルティングの推進
 - (ロ) 地域における事業承継ネットワークへの積極的参画及びネットワーク活性化への貢献
 - (ハ) 多様な事業承継の資金ニーズへの対応
- ニ ソーシャルビジネス支援
 - (イ) 資金ニーズへの対応
 - ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：8,000件
 - (ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充
 - (ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化
- ホ 海外展開支援
 - (イ) 海外への展開を図る中小企業の資金調達の円滑化支援、海外現地法人への直接的な資金支援(スタンバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン)の着実な実施
 - 海外現地法人への支援社数(スタンバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン)：150社
 - (ロ) 越境EC等の活用により販路拡大を図る小規模事業者の海外展開を支援
 - (ハ) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に沿って海外展開を図ろうとする農林漁業者・食品関係企業等への支援
 - (ニ) 政府の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に沿って今後輸出産地ごとに策定される輸出事業計画の取組みに対し、多様な事業者支援(HACCP導入支援等の資金制度、トライアル輸出支援、農業法人投資育成制度等)を実施
 - (ホ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供
 - (ヘ) 海外展開支援機関との連携
- ヘ 農林水産業の新たな展開への支援
 - (イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを事業性を重視した評価手法を活用しつつ支援成長を目指す担い手農業経営体への融資先数：6,000先
 - (ロ) 新たな農業の担い手確保に向けた取組みを支援
 - 新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：1,800先
 - (ハ) 6次産業化により経営改善に取り組む農林漁業者等の取組みを支援
 - 6次産業化融資先数：1,300先
 - (ニ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援
 - (ホ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する代船建造、養殖基盤強化を支援
 - (ヘ) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取り組む食品関係企業の支援
 - (ト) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施
- ト 環境・エネルギー対策への支援
 - (イ) 中小企業・小規模事業者の環境・エネルギー対策への取組みの推進
 - (ロ) 農林漁業者等の環境・エネルギー対策への取組みを支援
 - (ハ) 環境・エネルギー対策に関する日本公庫内外の理解浸透に向けた情報の収集・提供
 - (ニ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施
 - (ホ) 産業競争力強化法に基づく事業適応(脱炭素化)に係るツーステップ・ローン及び利子補給の業務開始に向けた体制構築と業務の的確な実施
- チ 教育の機会均等への貢献

- (イ)教育費負担の軽減に向けた「教育貸付」の周知推進
- (ロ)メディアを効果的に活用した広報活動の実施
- リ 高度な情報通信システムの開発供給及び導入の支援
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく開発供給等に係るツール・ローンの的確な実施

4 地域での連携推進による地域活性化への貢献

- (1) 地方版総合戦略等への積極的な参画などによる地方自治体との連携の強化
 - イ 地方自治体が検討するコロナ禍を乗り越えるための方策に対する積極的な関与
 - ロ 地方版総合戦略等に係る各種施策の実施・推進への貢献
 - ハ 地方自治体への情報提供
- (2) お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスを提供
 - イ 全国152支店のネットワークを活用した取組みの推進
 - ロ お客さまのマッチングの推進
 - ハ 商談会・セミナー等の開催
- (3) 関係機関を繋ぐ役割の発揮
 - イ 地域を俯瞰的にとらえ、関係機関を繋ぐ役割など、日本公庫ならではの機能を発揮し、コロナ禍における事業の維持・発展など、お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを実施
 - ロ 商工会議所・商工会、税理士会などの関係機関との連携を強化

5 お客さまサービスの向上と政策性の発揮

- (1) リスクテイク機能の適切な発揮と、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
 - イ リスクテイク機能の適切な発揮
 - ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等
 - (イ) コロナ禍において影響を受けたお客さまに対して有益な情報を提供するとともに、ポストコロナも見据えて民間金融機関と連携した事業継続・成長支援に資するコンサルティングを実施
 - (ロ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化
 - (ハ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
 - (ニ) 外部専門家・ネットワークとの連携
 - ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進
- (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
 - イ マスメディアを通じた広報活動の推進
 - ロ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進
 - ハ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進
- (3) 調査・研究の充実と政策提言の強化などシンクタンク機能の一層の発揮
 - イ 多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを活かした独自性ある手法で高い研究水準を追求
 - (イ) 景況関係調査の定期的実施
 - (ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表
 - ロ 対外発信力の強化によるシンクタンクとしての評価向上
 - (イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行
 - (ロ) 日本公庫シンポジウムの開催
 - (ハ) 大学への出講等による研究成果の発信
 - (ニ) 調査票データの一般学術公開
 - ハ 他のシンクタンクとの交流の強化
 - (イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加

- (ロ)外部の研究会・研究プロジェクトへの参加
- (ハ)個々の研究員による外部との人的交流の充実
- 二 わが国の中小企業政策に対する提言活動の推進
 - (イ)政策的インプリケーションに富む調査研究の実施
 - (ロ)政策提言に係る官庁・関係団体・事業本部との連携
- (4)お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み
 - イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営(貸付制度の新設・改善)に反映
 - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

6 信用リスクの適切な管理

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に伴う貸付金残高、取引先の大幅な増加も踏まえた信用リスクの適切な管理

- イ 適切な与信管理の実施
- ロ 適切な信用コストの管理
- ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
- 二 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

<モニタリングしていく事項>

- ・初期デフォルト率(%)
- ・債務者区分の上方・下方遷移(先数等)(農林・中小)
- ・与信関係費用比率(%)

組織運営計画

1 支店機能の充実

- イ 支店長の役割の着実な発揮
地域や事業に取組む方々等の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けた取組みの実施
- ロ 全国152支店のネットワークの強化
- ハ 「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

2 コロナ禍における対応により明らかになった課題も踏まえた効率的・効果的な業務運営

更なる事務合理化、業務効率化及び有事の際の人員確保等、コロナ禍における対応により気づきを得た組織運営上の課題の解決

- イ 申込みの急増にも迅速かつきめ細かな対応を可能とする、デジタル化、事務の見直し等を一層推進
- ロ 構築した有事における人員体制のもと、必要となる人員の円滑な確保
- ハ 集中募集した支店からの提案を踏まえ最新デジタル技術も効果的に活用しつつ事務の合理化と業務の効率化を推進
- 二 現場からの意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みの実施
- ホ 公正な調達手続の実施
- へ お客さまや支店のニーズを踏まえた店舗等の改善
- ト 新型コロナウイルス感染対策用品の円滑な調達
- チ 経費管理態勢の整備(「経費の多面的分析」の取組み)
- リ 印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大

3 各事業本部が主体的に関与した上で、IT部門と緊密に連携し、システムの刷新・クラウド化・デジタル化等を推進

- イ 各事業本部との緊密な連携に基づくデジタル化推進計画の着実な推進

- (イ) 日本公庫全体の事業戦略の達成や日本公庫を取り巻く環境変化等に対応するため、各事業本部との連携を強化し、デジタル化に関する諸施策を着実に推進
- (ロ) コロナ禍において明らかになった課題を踏まえ、インターネット申込受付の自動化及び電子契約の導入等に向けたシステムの検討
- (ハ) データセンターに構築したシステムを外部のクラウド基盤へ移行する作業に着手
- (ニ) 各事業本部のニーズに合わせ、政策金融機能を迅速かつ柔軟に発揮できるシステムへ変更するため、各事業本部と連携し、システム刷新の在り方を検討
- (ホ) 他の金融機関の動向の把握やAI等の最新のIT技術の研究を行い、コロナ禍における対応も踏まえて日本公庫にとって最適なIT活用を検討し、デジタル化を推進
- 各事業の業務システム再構築などの次期公庫システム計画の完遂
 - 各事業の業務システム再構築等、次期公庫システム計画に関する以下について取組むとともに、稼働後の状況に応じたサポートを実施
 - (イ) 業務システムの再構築による利便性の向上
 - (ロ) 各事業本部の業務に合わせたシステムの機能改善
 - (ハ) お客さまがインターネットを通じて事務手続や情報の取得を行うことができる「日本公庫ダイレクト」の構築
 - (ニ) お客さまごとの情報を集約したポータルサイトの構築
- ハ 効率的かつ円滑なシステムの開発・運用に向けた取組みの推進
 - (イ) 安定稼働に配慮したシステム開発の一層の効率化
 - (ロ) 効率的かつ円滑なシステム運用の推進
 - (ハ) サイバーセキュリティ状況や最新の技術動向を踏まえた効果的なセキュリティ対策の強化
 - (ニ) 公正かつ的確なIT調達を実現するための態勢の強化
- ニ デジタル人材の育成及びデジタル化等を推進するための組織体制の強化
 - (イ) デジタルテクノロジーを活用したお客さまサービスの向上や業務の効率化に資する戦略・ビジネスモデルを策定できるデジタル人材の育成
 - (ロ) 職員のITリテラシーの向上とサポート態勢の強化
 - (ハ) サイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成
 - (ニ) デジタル化を推進するため、職員の増員や高度外部人材の活用等によるIT部門の組織体制の強化
- ホ システム監査の適切な実施

4 人材育成・活用

- (1) 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実
 - イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
 - 会議・研修及び勉強会等により、その背景を含めた浸透・理解の徹底
 - ロ 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
 - (イ) 事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
 - (ロ) 地域連携や顧客支援に資するよう職員の自発的な取組みを促進
 - (ハ) 研修におけるオンラインツール等の活用を推進
 - ハ マネジメント能力の強化
 - (イ) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
 - (ロ) 階層別研修(新任上級業務職以上)の内容の充実等
 - (ハ) 多面観察の実施と結果のフィードバック
- (2) 多様で柔軟な働き方の実現
 - 「働き方改革」への対応と柔軟な働き方の一層の促進
 - (イ) テレワーク(在宅勤務)や時差出勤など、柔軟な働き方を可能とする制度の一層の拡充・浸透
 - (ロ) 休暇の有効活用の促進
- (3) 人事給与制度の適切な運用

- イ 人事給与制度の適切な運用に向けた取組み
 - (イ)人事給与制度(転勤特例制度、地域総合職制度、再雇用制度等)の運用状況に関するモニタリングの実施
 - (ロ)異動(異動サイクル、広域異動、連続単身赴任等)の運用状況に関するモニタリングの実施

- ロ 給与支給事務等の効率的な実施

(4)人材活用の推進

- イ 事業間人事異動等の積極的な運用
- ロ 業務職育成制度等によるエリア職の活躍範囲の拡大
- ハ 採用活動における認知度の向上等

(5)専門性の強化

- イ 社内公募、中途採用の実施
- ロ 専門性強化を狙いとした教育施策の推進
- ハ 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
- ニ 企業派遣研修の実施

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」	100%
②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」	100%
③職員意識調査項目「業務目標のフォロー(面接十分、フォローも適切)」	80%
④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック(十分にある)」	90%

(補足)職員意識調査項目の内容

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

③職員意識調査項目「業務目標のフォロー(面接十分、フォローも適切)」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切にフォローされていると思いますか。

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック(十分にある)」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

<モニタリングしていく事項>

- ・中小企業診断士有資格者数
- ・農林水産業経営アドバイザー有資格者数

5 ダイバーシティの推進と職場環境の向上

(1)多様な人材が活躍できる職場づくり

- イ 本支店におけるダイバーシティ推進活動の実施
 - (イ)職員一人ひとりが活躍できる職場環境の整備に向けて意識改革を含めた活動の実施
 - (ロ)男性の家事・育児・介護への参画促進
- ロ ワークライフ・マネジメント(WLM)の実践
 - (イ)コロナ禍における環境変化を踏まえ、テレワーク等を一層活用して、安心して働くことができる多様で柔軟な働き方を促進
 - (ロ)時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進

- ハ 職員一人ひとりが健康の保持増進に取り組む職場づくり
 - (イ)健康に関する研修の実施及び特定保健指導の受診促進
 - (ロ)ノー残業デー一週2日の実施

ニ 職員意識調査による経営課題の把握

(2)女性管理職の積極的登用などによる女性活躍の推進

- イ 女性のキャリア開発のための取組みの実施
- ロ 女性管理職の積極的登用に向けて管理職候補者の育成を研修等により実施

(3)ハラスメント対策の強化

ハラスメント対策の強化(「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み)

①管理職に占める女性の割合 7%以上(2023年4月時点)

<モニタリングしていく事項>

計画値に相当する女性管理職数に対する各年度の女性管理職とその候補者(女性上級業務職)の倍率

- ②職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度(女性)」 80%
- ③ノー残業デー一週2日の実施率 80%
- ④男性の育児に伴う休暇・休業の原則1か月以上の取得奨励(課題調査と対応を含む。)

(補足)職員意識調査項目の内容

②職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度(女性)」

対象数値：女性職員の肯定的比率

質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

(1)政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施

- イ リスク管理プログラムの策定と着実な実施
- ロ コロナ禍が信用リスクに与える影響を含め、リスク管理状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング

(2)コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施

- イ コンプライアンス・プログラムの策定と着実な実施
- ロ コンプライアンス・プログラムの実施状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング

ハ 反社会的勢力(暴力団員・共生者)及びそれに準ずる者(詐欺関与先及び経済制裁対象先)の排除態勢の一層の強化

ニ 政策金融機関役職員として高い倫理観を持ち、日本公庫の信用を堅持する責任ある行動に繋げていくためのコンプライアンス意識の一層の強化

ホ コンプライアンスに係る報告・相談の徹底

ヘ コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮

(3)危機管理態勢の一層の強化

- イ 新型コロナウイルス感染症に係る対応手順の全職場への理解の浸透と迅速な初動対応の実施
- ロ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大を想定災害としたBCPの強化
- ハ 首都直下地震を想定した災害対策本部訓練及び安否確認訓練の継続実施
- ニ 首都直下地震に備えた危機管理態勢の一層の強化
- ホ 大雨洪水等を想定した、支店における危機管理研修・訓練の実施
- ヘ 危機管理における支店長の適切な役割発揮

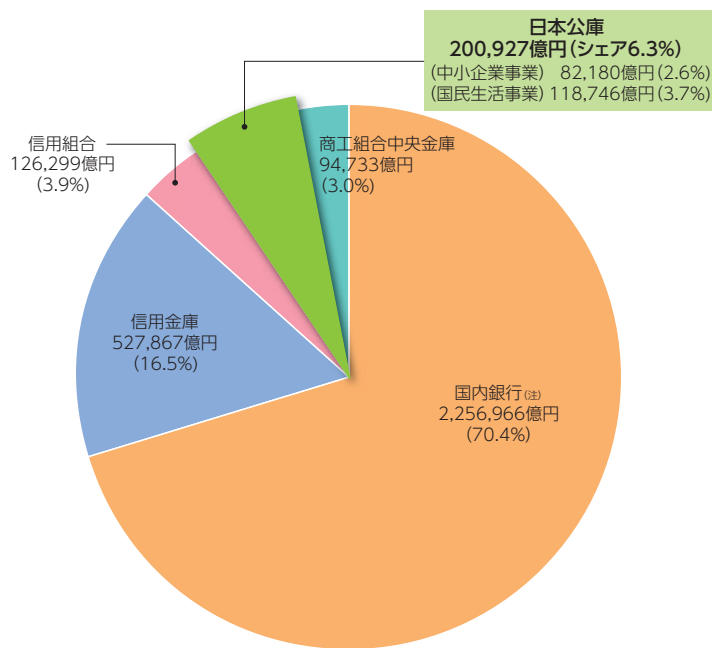
日本政策金融公庫の取組み

日本公庫の融資構造	16
新型コロナウイルス感染症への対応	17
民間金融機関との連携	20
政策金融の実施(セーフティネット機能の発揮)	22
政策金融の実施(成長戦略分野等への支援)	22
地域での連携推進による地域活性化への貢献	28
広報誌「日本公庫つなぐ」による情報の提供	30
令和2年度の業務概況及び決算概要	31
資金調達	33

日本公庫の融資構造

中小企業向けの融資残高における日本公庫(国民生活事業・中小企業事業)の残高シェアは**6.3%**となっています。

中小企業向け 融資残高シェア (令和3年3月末時点)



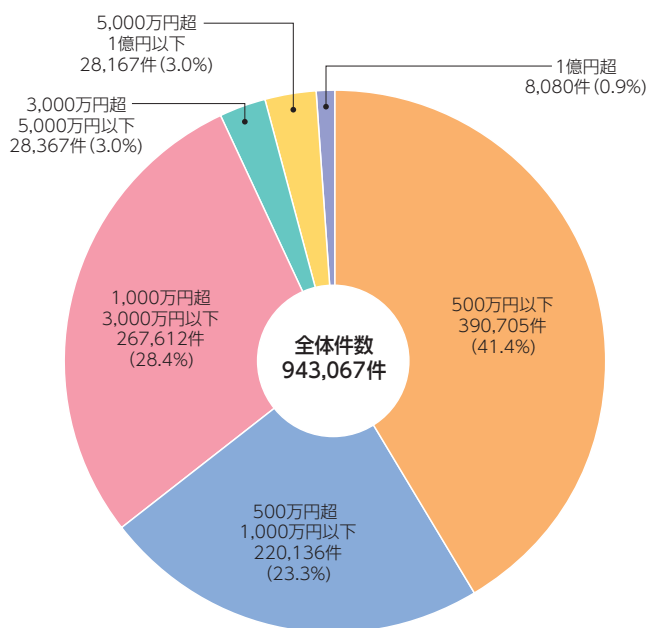
(注) 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行の合計
 (出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」「現金・預金・貸出金」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」、日本政策金融公庫「業務統計」、商工組合中央金庫「業務統計」

日本政策金融公庫の取組み

令和2年度の日本公庫の融資金額別の構成割合を見ると、事業資金の融資件数約94万件のうち、融資金額**500万円以下が41%、3,000万円以下で93%**となっています。

その他、国民一般向けに教育ローンの融資を行っています(年間約9万件)。

令和2年度融資金額別実績(注)



(注) 国民生活事業・農林水産事業・中小企業事業(融資)の事業資金の合計

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症関連の融資

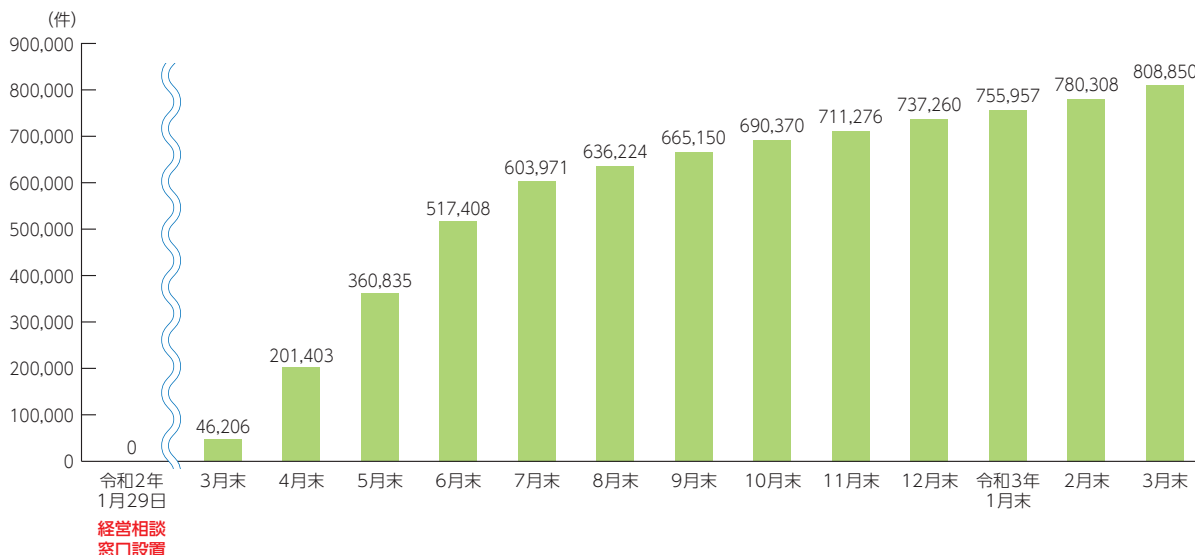
新型コロナウイルス感染症関連の融資は、令和3年3月末時点で**80万8,850件**、**13兆8,702億円**を決定しています。

新型コロナウイルス感染症関連の融資決定実績

(令和3年3月末時点)

件数	金額
808,850件	13兆8,702億円

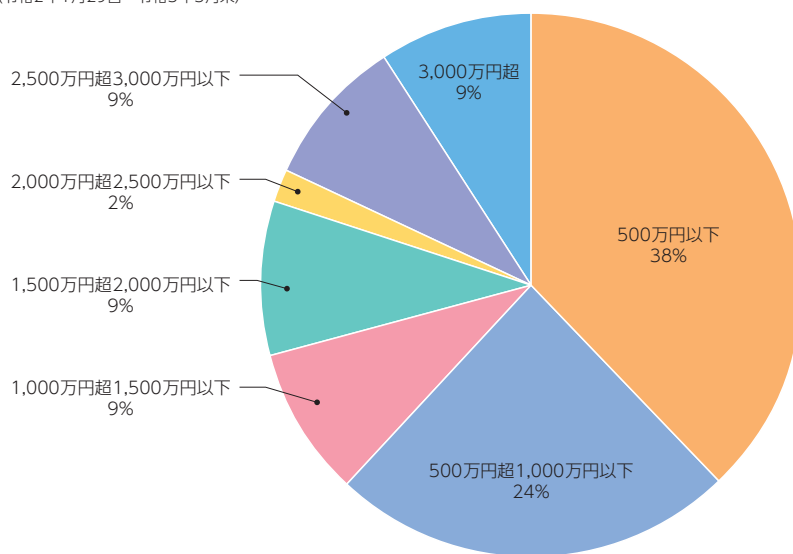
新型コロナウイルス感染症関連の融資決定件数の推移(累計)



新型コロナウイルス感染症関連の融資金額別構成比は、**500万円以下が38%**、**500万円超1,000万円以下が24%**と、小口資金が大半を占めています。

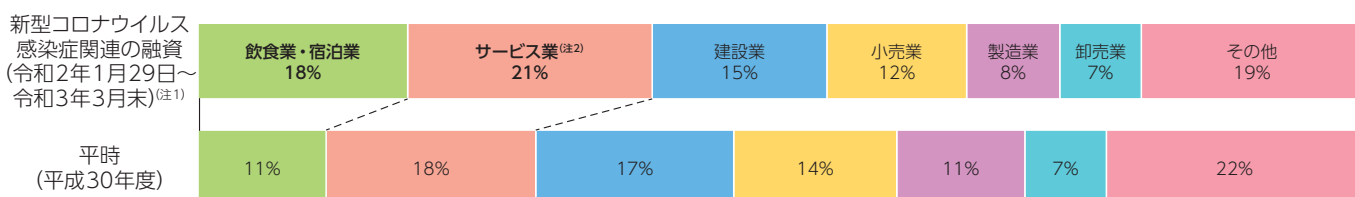
新型コロナウイルス感染症関連の融資金額別構成比(件数)

(令和2年1月29日～令和3年3月末)



新型コロナウイルス感染症関連の中小企業向け(国民生活事業・中小企業事業)融資の業種別構成比は、飲食業・宿泊業及びサービス業が平時に比べ大きくなっています。

中小企業向け融資の業種別構成比



(注1)新型コロナウイルス感染症関連の融資は決定ベース

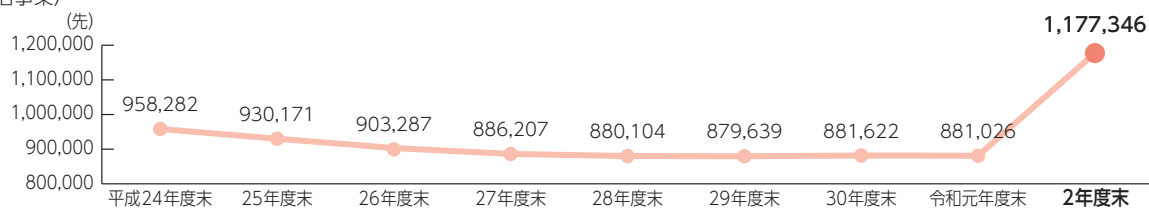
(注2)サービス業には、理容業・美容業、土業、経営コンサルタント業、自動車整備業、広告業、エステティック業のほか、劇団・楽団などの娯楽業などが含まれます。また、サービス業に占める娯楽業(劇団・楽団等のエンタメ事業を含む)の構成割合は、平時に比べて大きくなっています(2.7%→4.6%)。

取引先数の推移

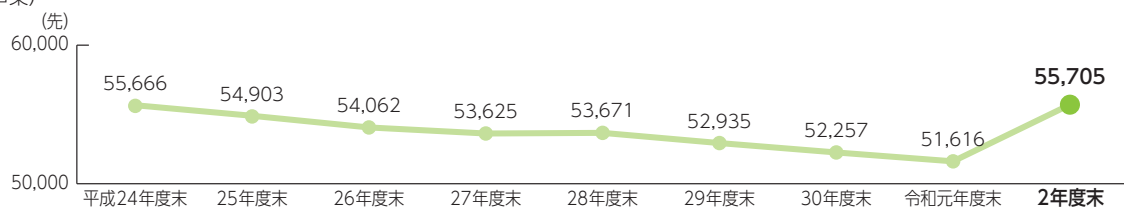
新型コロナウイルス感染症が発生する前まで、日本公庫の取引先数は減少傾向にありましたが、このたび、新型コロナウイルス感染症への対応としてこれまでにない膨大な融資のご相談に対応した結果、令和2年度末の取引先数は令和元年度末と比べ、国民生活事業で約30万先、農林水産事業で約4千先、中小企業事業で約2万先の増加となりました。

取引先数の推移

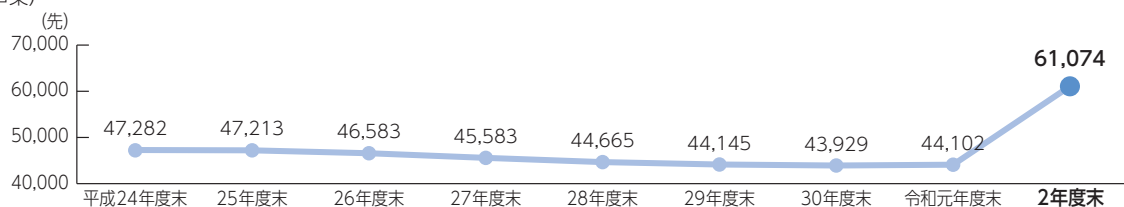
(国民生活事業)



(農林水産事業)

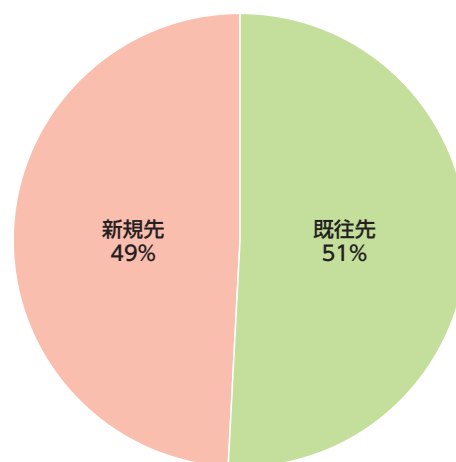


(中小企業事業)



新型コロナウイルス感染症関連の融資申込(累計)では、新規先(日本公庫と取引のない先)が**49%**となっています。

融資申込に占める新規先割合
(令和2年1月29日～令和3年3月末)



コロナ禍における民間金融機関との連携

新型コロナウイルス感染症への対応においても、これまでの民間金融機関との連携関係のもと、同感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を実施しました。

協調融資^(注)実績

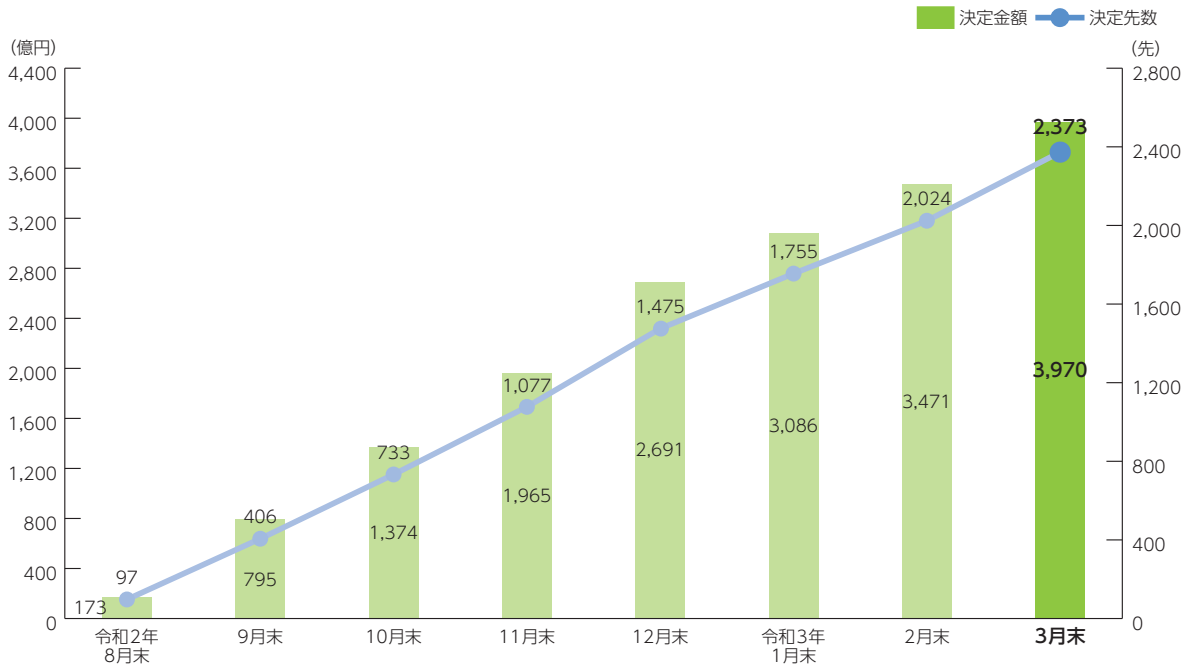
	平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
件数	30,768件	28,736件	24,467件	85%
金額	12,929億円	12,556億円	16,847億円	134%
融資単価	4,202万円	4,369万円	6,885万円	158%

(注) 同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したもので、両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含まれます)。

新型コロナ対策資本金劣後ローン

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方などを対象に、財務体質強化を図るための資金を供給する「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」の取扱いを令和2年8月から開始しました。令和3年3月末時点での融資決定は、**2,373先、3,970億円**となっています。

新型コロナ対策資本金劣後ローンの融資決定先数・金額の推移（累計）



コロナ禍に立ち向かう事業者の取組み事例の発信

コロナ禍でも頑張る事業者を応援するため、コロナ禍を乗り越えようと様々なアイデアや工夫を重ね事業を営んでいる取組み事例の募集を行いました。

応募のあった事例の中から、企業として持続的な効果をあげることができるような取組みを、ホームページや冊子、広報誌「日本公庫つなぐ」等で紹介しています。



コロナ禍に立ち向かう事業者の取組み

コロナ禍を乗り越えようと様々なアイデアや工夫を重ね、企業として持続的な効果をあげることができるような取組み事例をご紹介します。広報誌「日本公庫つなぐ」22号でも取組み事例をご紹介します。くわしくはこちらをご覧ください。

型 × 連携	北野Northern Films / 南部美人 / 孩子電気鉄道 / ツルミ印刷 / 今代町酒造 / ジャパン・フラワー・コーポレーション / やさみリス / 京はやし / 京西澤業近宗博 / 吉兵衛 / 兵庫ベンダ工業 / 中の島 / OKM
サービス × 非接触	三浦商店 / アーツアンドクラフツ / 茂田製作所 / 和空プロジェクト / 大阪教育研究所 / H3 / ふく徳門 / 琴平バス / マツシマメジャテック / EデザインNAGASAKI
技術 × アイデア	スリーエスバッテリー / テクシアマシンリー / WOTA / 中福・高橋 / あつみファッション / ビッグウェアHD
既存事業 × 新分野	小野写真館 / 和心伝道DA'dA / ROSE LABO / ミナデザイン / 花岡康順 / 船作 / サン・クレア / アラインテック
選択 × 積極投資	オーエイチ / 高尾ビル / 深葉子のブルミエール / ヤマダアルカンパニー / 宇和南真珠

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/corona-jirei/index.html>

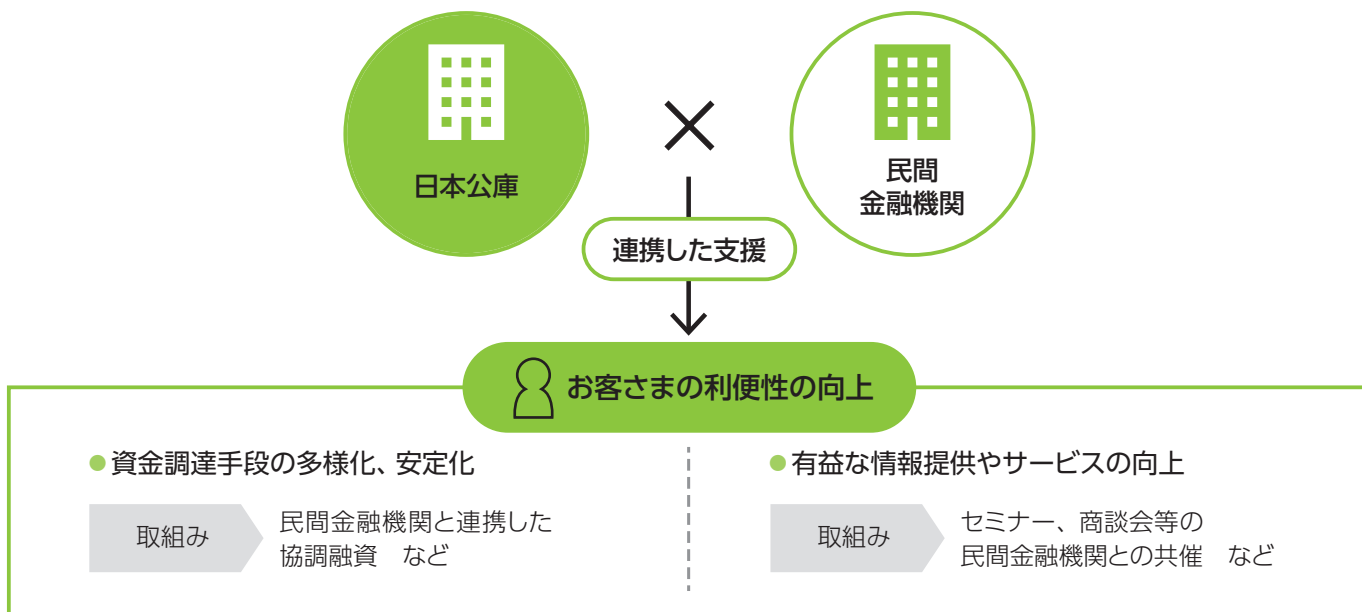


民間金融機関との連携

民間金融機関との連携に取り組んでいます

(1)民間金融機関との連携の目的

日本公庫は、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等のお客さまにさまざまな支援を行っています。民間金融機関と連携して、それぞれの強みやノウハウを組み合わせた多様なサービスをご提供することにより、お客さまの利便性向上に努めております。



(2)業務連携・協力にかかる覚書締結状況

これまで多くの民間金融機関との業務連携を進めており、**令和3年3月末時点で、484機関**と業務連携・協力にかかる覚書を締結しています。

(3)協調融資商品の創設実績

平成26年度から連携の実効性を高めるため民間金融機関と連携・協調して融資するスキーム作りに取り組んでおり、協調融資スキーム^(注)を構築した民間金融機関数は、**令和3年3月末時点で、438機関**にのびります。協調融資スキームの中には、民間金融機関と連携し、協調融資商品を創設して事業者を支援しているものもあり、**令和3年3月末時点で、288機関と425商品を創設**しています。

(注) 協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取り決めがなされているものです。

協調融資商品の創設実績 (令和3年3月末時点)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計 ^(注)
協調融資商品創設機関数	—	34	29	162	58	5	288
協調融資商品数 ^(注)	—	53	48	248	76	5	425

(注) 複数の機関が共同で創設している協調融資商品があるため、商品数の合計値は業態ごとの商品数合計とは一致しない。

協調融資商品の創設事例

創設時期	金融機関名	協調融資商品名	分野
令和2年9月	福井銀行	新型コロナ対策 経営強化連携融資	コロナ対応
	福邦銀行		
2年10月	南都銀行	<ナント>創業支援ファンド	創業・第二創業
2年10月	豊橋商工信用組合	「未来を耕す」	農業
2年11月	福井信用金庫	Recovery	コロナ対応
	敦賀信用金庫		
	小浜信用金庫		
	越前信用金庫		
	中小企業基盤整備機構		
2年12月	京都銀行	京都連携新型コロナ対策ローン	コロナ対応
	京都信用金庫		
	京都中央信用金庫		
	京都北都信用金庫		

(4) 協調融資^(注)実績

令和2年度の民間金融機関との協調融資実績は、**2万4,467件(前年度比85%)**、**1兆6,847億円(同134%)**となりました。

(注)同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したものと、両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含まれます)。

業態別協調融資実績(令和2年度)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計 ^(注)		参考 令和元年度実績
							前年度比		
件数	2,185件	9,232件	3,175件	8,640件	1,269件	572件	24,467件	85%	28,736件
金額	3,595億円	7,873億円	2,016億円	3,458億円	411億円	612億円	16,847億円	134%	12,556億円

(注)複数の民間金融機関と協調融資を行っている場合、内訳として表示している件数・金額についてそれぞれの金融機関ごとに計上しているため、合計とは一致しない。

(例)1億円の決定案件について、地方銀行・第二地方銀行と協調した場合、地方銀行・第二地方銀行それぞれに1億円を計上。合計には1億円と計上。

(5) 日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介実績

お客さまの資金ニーズの多様化に対応するとともに、お客さまの資金調達の選択肢を増やすことなどを目的に、日本公庫から民間金融機関へお客さまを紹介する取組みを実施しています。

令和2年度の**公庫から民間金融機関へのお客さま紹介は5,266件**となりました。

(6) 民間金融機関から日本公庫へのお客さま紹介実績

日本公庫は、より多くの事業者へ安定した資金供給を実施するため、民間金融機関からのお客さま紹介に積極的に対応しています。

令和2年度の**民間金融機関からのお客さま紹介は2万9,091件**となり、その中には、協調融資としたもののほか、創業分野や農林漁業分野などにおいて、**公庫が単独で融資したものが1万7,687件**あります。

政策金融の実施(セーフティネット機能の発揮)

令和2年7月豪雨への対応

令和2年7月豪雨に対して、被災地支店等において特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等からの融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しています。また、中小企業・小規模事業者向けに「令和2年7月豪雨特別貸付」等により、被害を受けた皆様を支援しています。

令和2年7月豪雨関連の融資実績

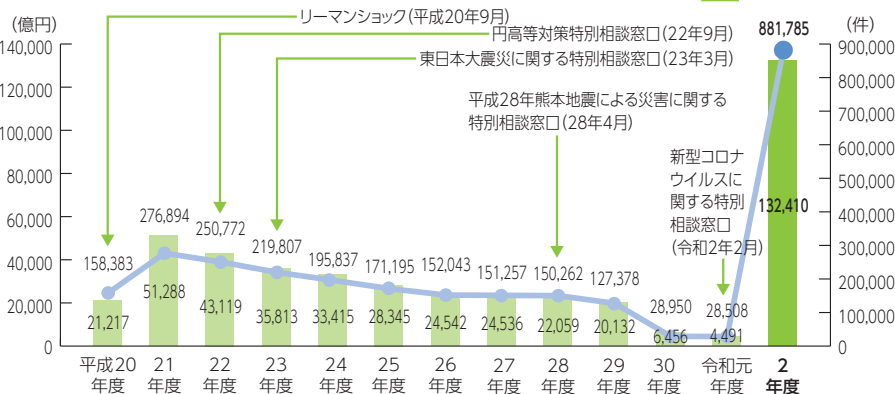
令和2年度	
件数	金額
187件	23億円

セーフティネット関連融資実績

東日本大震災や熊本地震、台風その他の自然災害のほか、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響に伴い資金繰りに支障をきたしている方々に対する、セーフティネット関連^(注)の令和2年度の融資実績は、**88万1,785件(前年度比3,093%)**、**13兆2,410億円(同2,948%)**となりました。

(注)「セーフティネット関連融資」とは新型コロナウイルス感染症特別貸付、災害復旧貸付、東日本大震災復興特別貸付、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、農林漁業セーフティネット資金等が含まれます。

セーフティネット関連の融資実績



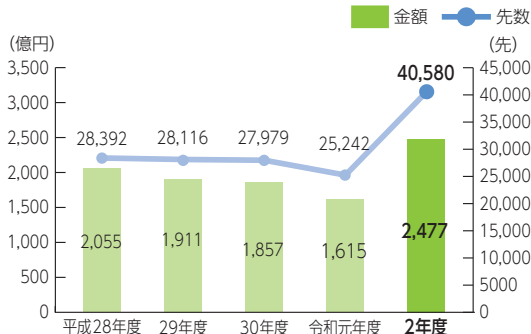
政策金融の実施(成長戦略分野等への支援)

(1) 創業・新事業支援

① 創業融資実績

令和2年度の創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績は、**4万580先(前年度比161%)**、**2,477億円(同153%)**となりました。

創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績



女性、シニア、若年層への創業融資実績

	平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
女性層	6,116先	5,513先	8,727先	158%
シニア層(55歳以上)	3,071先	2,603先	4,701先	181%
若年層(35歳未満)	7,787先	6,954先	10,986先	158%

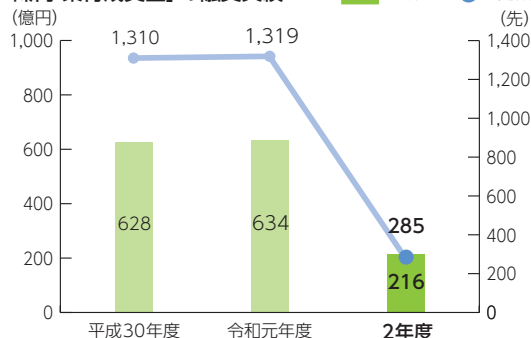
(注)女性のシニア層及び若年層は、女性層ともう一方の層で重複して集計しています。

②「新事業育成資金^(注)」の融資実績

令和2年度の「新事業育成資金」の融資実績は、**285先(前年度比22%)**、**216億円(同34%)**となりました。

(注)高い成長性が見込まれる新たな事業に取り組む中小・ベンチャー企業を支援する特別貸付制度です。

「新事業育成資金」の融資実績



③新株予約権付融資の実績

「新事業育成資金」には、株式公開を目指すベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を日本公庫中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

同制度の令和2年度の融資実績は、**15先(前年度比48%)、20.9億円(同69%)**となりました。

「新事業育成資金」のうち、新株予約権付融資の実績

	平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
先数	32先	31先	15先	48%
金額	15億円	30.4億円	20.9億円	69%

④「資本性ローン^(注)」の融資実績

令和2年度の「資本性ローン」の融資実績は、**49先(前年度比24%)、44億円(同23%)**となりました。

(注)中小企業者等の財務体質の強化を図るため、資本性の資金を供給する制度です。本制度は、無担保・無保証人であるほか、法的倒産手続時は他の債務に劣後し、本制度による債務は、金融検査上自己資本とみなすことができる等の特徴を有します。

「資本性ローン」の融資実績

	平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
先数	279先	207先	49先	24%
金額	164億円	189億円	44億円	23%

⑤地域のベンチャー支援機関との連携

各地でベンチャー支援に係る情報交換会や、地域のベンチャー企業等によるプレゼンテーションイベントを開催し、地域のベンチャー支援機関(地方銀行、ベンチャーキャピタル、証券会社等)と連携して、ベンチャー企業の発掘、支援に取り組んでいます。

(2)事業再生支援

令和2年度の再生支援関連の融資実績は、「企業再生貸付」については**654先(前年度比10%)、543億円(同22%)**となり、「資本性ローン」については、**66先(同14%)、52億円(同16%)**となりました。また、再生支援関連の金融支援実績は、**93先(同58%)**となりました。

再生支援関連の融資実績

		平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
企業再生貸付	先数	7,669先	6,466先	654先	10%
	金額	2,215億円	2,469億円	543億円	22%
うち資本性ローン	先数	548先	485先	66先	14%
	金額	345億円	335億円	52億円	16%

再生支援関連の金融支援実績

		平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
DDS、DES等の 抜本的な再生金融手法 ^(注)	先数	165先	160先	93先	58%

(注) DDS、DESのほか、債権の不等価譲渡、第二会社方式、債権放棄による実績。当該期間に日本公庫が同意した先数を集計したものです。

・DDS(デット・デット・スワップ)：既存債務の一部を劣後債務に転換する金融手法。

・DES(デット・エクイティ・スワップ)：既存債務の一部を株式化することによって、財務体質の改善を図る金融手法。

・債権の不等価譲渡：債権者が債権を地域再生ファンド等へ額面より低い価格(時価)で譲渡する金融手法。

・第二会社方式：収益性のある事業を会社分割又は事業譲渡によって切り離して他の事業者等に承継させ、過剰債務部分は不採算事業とともに元の会社に残して特別清算等の法的整理によって債務免除を受ける金融手法。

・債権放棄：債権者が債権の一部を放棄することによって、再生企業のキャッシュフロー及び財務内容を改善させる金融手法。

(3) 事業承継支援

令和2年度の事業承継関連の融資実績は、**1,442件(前年度比16%)**、**478億円(同32%)**となりました。

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、企業が培ってきた技術・ノウハウ等の貴重な経営資源が円滑に引き継がれるよう、事業承継に関する多様な資金需要に対応しています。

事業承継関連の融資実績

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
件数	176件	707件	1,492件	2,467件	5,593件	9,047件	1,442件
金額	119億円	186億円	296億円	424億円	882億円	1,503億円	478億円

- (注) 1.平成29年4月からは事業承継前の準備資金が、令和2年度からは生活衛生関係営業を営む者が、対象となるなど、幅広い資金需要に対応するため、融資対象を拡充しています。
 2.上の表には平成27年2月に創設された新事業活動促進資金(事業承継関連*)の実績を含んでいます。*平成29年に事業承継・集約・活性化支援資金に統合。
 3.平成30年度から、事業承継・集約・活性化支援資金等以外で、事業承継に必要な資金を用途とする貸付(認定貸付)を集計対象に追加しています。

「経営者の意識喚起」の取組み事例

第三者承継事例集「ギフト」



親族や従業員でない第三者への事業承継を実現した先代経営者と事業を受け継いだ現経営者の想いや取組みを紹介する冊子(令和元年12月発行)

「みらいへのバトン」



お客さまが事業承継に関する自己診断を行うとともに、自社の事業承継に係る課題と進むべき方向性を公庫職員と共有するための提供用冊子(令和3年4月改訂)

事業承継支援動画



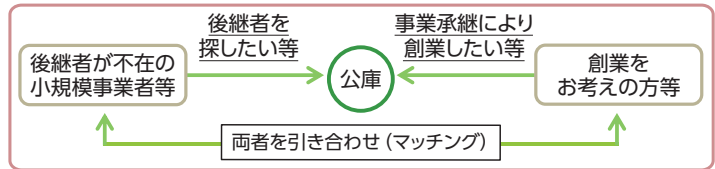
事業承継の意義、準備の大切さ等を伝える動画(日本公庫ホームページで公開中)

事業承継マッチング支援

「事業承継マッチング支援」は、後継者不在の小規模事業者等から、「第三者に事業を譲り渡したい」というニーズを引き出し、「事業を譲り受けたい」という創業希望者や事業者の中から希望条件に合致する方を探して、両者を引き合わせる取組みです。

令和元年度、東京都内で試行的に開始したところ、一定の支援ニーズが確認されました。また、創業希望者は都市部に多い一方で、後継者問題は特に地方において深刻と言われています。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による環境変化を勘案しつつ、令和2年度から、全国規模で実施しています。



事業承継マッチング支援実績

取組実績	譲渡希望	譲受希望
申込登録件数	163件	544件(191件)
引き合わせ件数	78件	

- (注) 1. 事業承継マッチング支援の詳細は日本公庫ホームページをご覧ください。
 2. 事業承継マッチング支援実績は、令和元年度から令和2年度の累計実績です。また、申込登録件数の()内は、創業希望者の登録件数です。

ホームページでもご覧いただけます



事業承継マッチング支援の成約事例

譲渡側は、グルメサイトで名店に選ばれる人気のうどん店(個人企業A氏)。経営者は高齢で、後継者が不在のため、本サービスに登録。うどんの味と、のれんを託せる先への譲渡を希望していた。一方、譲受側B社は、複数の飲食店を経営する法人で、ランチタイムに強いジャンルの飲食店の譲受を検討していた。

日本公庫は、A氏から、事業の譲渡に関する希望について丁寧にヒアリングし、民間のマッチングサイトも活用して、幅広く承継先を探すサポートを実施。A氏は、日本公庫のサポートを受けながら、複数の譲受希望者とのトップ面談や条件交渉を経て、令和3年4月、B社と譲渡契約を締結した。



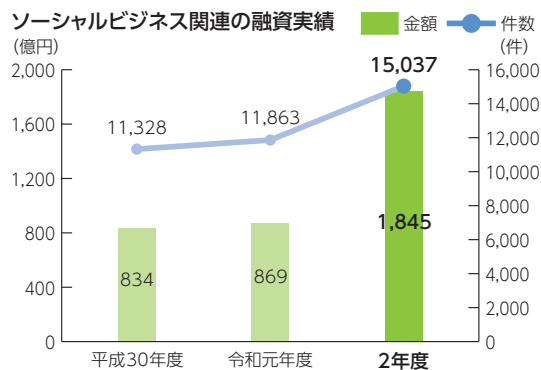
A氏とB社の契約締結の様子

(4) ソーシャルビジネス^(注)支援

① ソーシャルビジネス関連の融資実績

令和2年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、**1万5,037件(前年度比127%)、1,845億円(同212%)**となりました。また、そのうちNPO法人への融資実績は、**1,803件(同156%)、196億円(同276%)**となりました。

(注)高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む事業をいいます。



ソーシャルビジネス関連融資の対象者別融資実績内訳

		平成30年度	令和元年度	2年度	前年度比
ソーシャルビジネス関連融資 ^(注)	件数	11,328件	11,863件	15,037件	127%
	金額	834億円	869億円	1,845億円	212%
①NPO法人	件数	1,381件	1,155件	1,803件	156%
	金額	87億円	71億円	196億円	276%
②介護・福祉事業者	件数	8,440件	8,095件	13,741件	170%
	金額	646億円	592億円	1,723億円	291%
③社会的課題の解決を目的とする事業者	件数	2,527件	3,447件	560件	16%
	金額	170億円	262億円	50億円	19%

(注)表中①、②、③に対する融資実績の合計(①と②の重複分を除く)です。

②「ビジネスプラン見える化BOOK」の発行による事業計画策定の支援

ソーシャルビジネスの活動を持続的に成長させるためには、実現性の高い事業計画を策定して、十分な収益を確保する必要があります。日本公庫国民生活事業では、事業計画の策定を支援するため、「ビジネスプラン見える化BOOK」(以下、「見える化BOOK」)をホームページで公開しています。

「見える化BOOK」は、事業計画に関わる6つの要素(組織使命・現状把握・実現仮説・成果目標・財源基盤・組織基盤)を整理できるワークブックです。ソーシャルビジネスの担い手の皆さまが事業計画を策定する際にご活用いただけます。

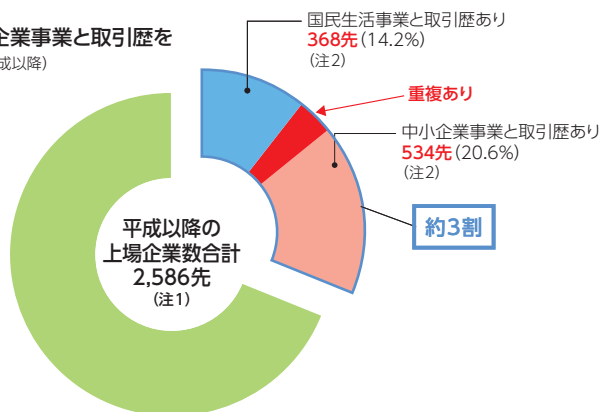


日本政策金融公庫の取組み

日本公庫との取引歴を有する上場企業

平成元年以降(1989年～)に上場した企業のうち、国民生活事業又は中小企業事業との取引を経て株式公開を果たした企業はそれぞれ計368先、計534先、両事業計798先(重複除く)で、全体の約3割を占めています。

国民生活事業・中小企業事業と取引歴を有する上場企業数(平成以降)



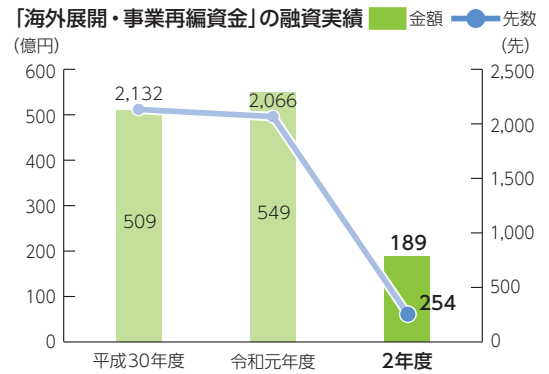
(注1)平成元年以降に各市場に上場した企業のうち、令和3年3月末時点で株式を公開している企業の総数(日本公庫調べ)。
(注2)(注1)のうち、国民生活事業又は中小企業事業と取引があったことを確認できたもの。

(5) 海外展開支援

①「海外展開・事業再編資金」の融資実績

令和2年度の「海外展開・事業再編資金」の融資実績は、**254先(前年度比12%)**、**189億円(同34%)**となりました。

令和3年1月に、クロスボーダーローンの取扱いを開始し、海外現地法人の円滑な資金調達を支援しています。クロスボーダーローンは、海外の構造的変化等に適応するために、国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接融資する制度です。ご利用いただける国・地域は、タイ、ベトナム、香港となっており、令和2年度の融資実績は**11先**となりました。



「海外展開・事業再編資金」の国・地域別実績内訳

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	先数	割合	先数	割合	先数	割合	前年度比
中国(香港含む)	701先	33%	667先	32%	56先	22%	8%
ASEAN	532先	25%	547先	26%	107先	42%	20%
ベトナム	154先	7%	169先	8%	39先	15%	23%
タイ	124先	6%	126先	6%	26先	10%	21%
フィリピン	88先	4%	62先	3%	9先	4%	15%
マレーシア	44先	2%	46先	2%	9先	4%	20%
その他ASEAN	122先	6%	144先	7%	24先	9%	17%
その他	899先	42%	852先	41%	91先	36%	11%
合計	2,132先	100%	2,066先	100%	254先	100%	12%

②スタンドバイ・クレジット制度^(注)の利用実績

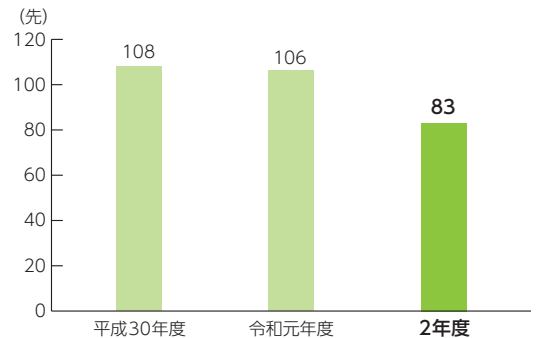
令和2年度は、タイ、中国、韓国、インドネシア、ベトナム、メキシコ、シンガポール及び台湾の提携金融機関に対して信用状を発行し、その利用実績は**83先**となりました。平成24年度の制度開始以来の累計実績(令和3年3月末まで)は**720先**となっています。

令和3年3月末時点で提携金融機関は15行となっています。

また、より多くの中小企業者の皆さまが本制度を利用できるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。令和3年3月末時点で全国60の地域金融機関と連携しており、制度開始以降延べ**46先**に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

(注)中小企業者の海外現地法人等が、日本公庫と提携する金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫がスタンドバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

スタンドバイ・クレジット制度の利用実績



③農水産業者等に対するトライアル輸出支援事業^(注)の実績

令和2年度のトライアル輸出支援事業は、輸出に意欲のある農水産業者や食品製造業者に対して、貿易商社と提携し、**35件**の試験的な輸出(トライアル輸出)を支援しました。

国・地域別では香港9件、シンガポール7件、マカオ6件、ドイツ4件、米国4件、台湾3件、フランス1件、タイ1件となりました。

輸出品目別では、農産物15件(イチゴ、サツマイモなど)、加工品20件(お茶、黒にんにく、桃ピューレ、豆腐など)となりました。

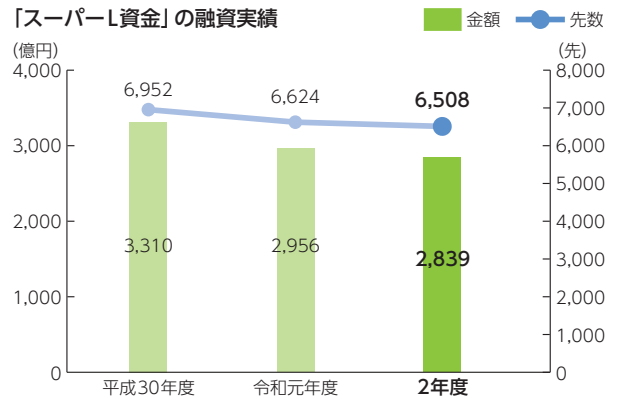
(注)取引のあるお客さまへの経営支援サービスの一環として、日本公庫農林水産事業が平成25年度から開始した事業で、農水産物・食品の輸出ノウハウを持つ貿易商社と連携し、農産物などの輸出に初めて取り組むお客さまをサポートしています。

トライアル輸出支援事業の主な支援実績

輸出国・地域	平成30年度支援件数	令和元年度支援件数	2年度支援件数	品目(令和2年度実績)
香港	—	5件	9件	食肉加工品、みかんジュース、もち麦、ネギ加工品、黒にんにく など
シンガポール	15件	3件	7件	イチゴ、トマト、シャインマスカット、洋菓子 など
マカオ	6件	5件	6件	メロン、お茶、アスパラガス、桃ピューレ など
ドイツ	—	—	4件	お茶、小松菜、豆腐
米国	—	—	4件	イチゴ、干しびどう、トマトケチャップ
台湾	12件	22件	3件	米、お茶
フランス	—	3件	1件	キノコ
タイ	5件	—	1件	サツマイモ
その他	5件	2件	—	
計	43件	40件	35件	

(6) 農林水産業の新たな展開への支援

① 農業の担い手(法人・大規模家族経営や農業参入)を支援
 令和2年度の「農業経営基盤強化資金」(略称:スーパーL資金)の融資実績は、**6,508先(前年度比98%)、2,839億円(同96%)**となりました。

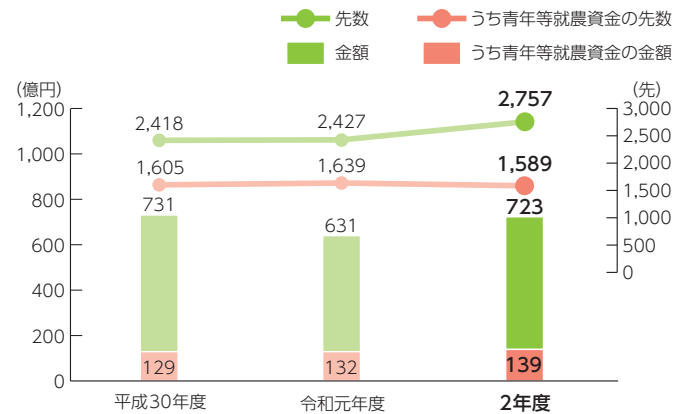


令和2年度の新規就農、農業参入関連の融資実績は、**2,757先(前年度比114%)、723億円(同115%)**となりました。

平成26年度から取扱いを開始した「青年等就農資金^(注)」の融資実績は、**1,589先(前年度比97%)、139億円(同105%)**となりました。

(注)新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方を支援する資金です。

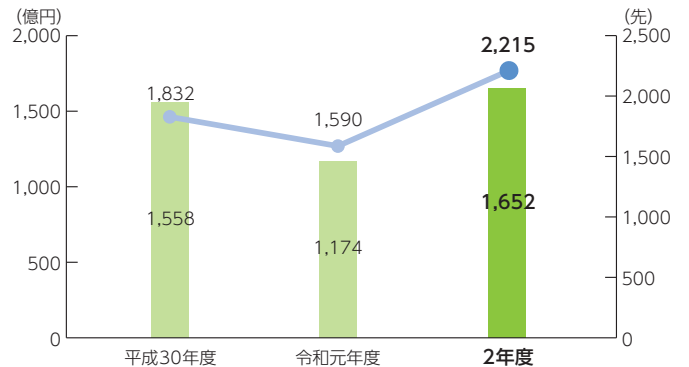
新規就農、農業参入関連の融資実績



② 6次産業化の取組みを支援

令和2年度の6次産業化により経営改善に取り組む方への融資実績は、**2,215先(前年度比139%)、1,652億円(同141%)**となりました。

6次産業化に取り組む方への融資実績



③ 民間金融機関等による農業法人への出資等を支援

令和2年度末時点で、農業法人投資育成事業^(注)に基づき民間金融機関等が設立した投資事業有限責任組合(LPS) **18先(日本公庫出資約束金額35.6億円)**、株式会社 **1先(日本公庫出資額20.3億円)** に対して出資しています。

(注)「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)に基づき、農業法人の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業です。

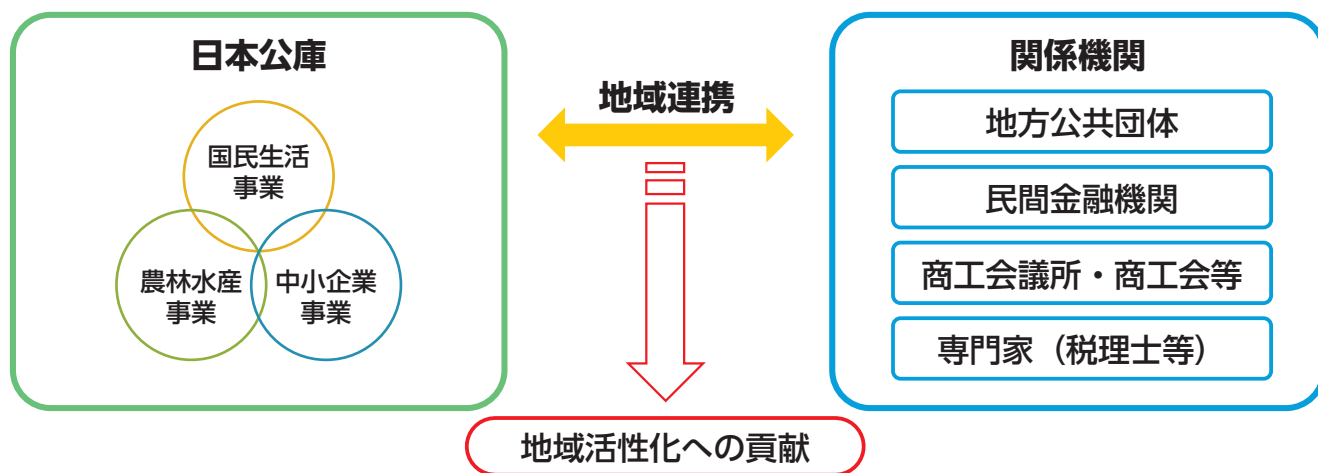
出資先一覧

名称	総出資約束金額又は 資本金(うち日本公庫)
北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合	2.4億円(1.19億円)
ほくよう農業地域活性化ファンド投資事業有限責任組合	2億円(0.99億円)
いわぎん農業法人投資事業有限責任組合	5億円(2.45億円)
とうぎん・もりしんアグリ投資事業有限責任組合	2億円(0.98億円)
荘銀めぐり応援ファンド投資事業有限責任組合	3億円(1.47億円)
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合	5億円(2.45億円)
とちぎん農業法人2号投資事業有限責任組合	2.5億円(1.22億円)
ほくりくアグリ育成ファンド投資事業有限責任組合	1億円(0.49億円)
さんぎん農業法人投資事業有限責任組合	2.49億円(1.22億円)
あかふじファームイノベーション投資事業有限責任組合	5億円(2.45億円)
ちゅうぎん農業ファンド投資事業有限責任組合	10億円(4.90億円)
いよエパーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	2.4億円(1.15億円)
いよエパーグリーン農業応援ファンド2号投資事業有限責任組合	5億円(1.44億円)
えひめアグリファンド投資事業有限責任組合	1.5億円(0.73億円)
FFG農業法人成長支援投資事業有限責任組合	8.8億円(4.39億円)
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合	3億円(1.44億円)
KFGアグリ投資事業有限責任組合	10億円(4.90億円)
信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合	3.6億円(1.76億円)
アグリビジネス投資育成株式会社	40.7億円(20.30億円)

地域での連携推進による地域活性化への貢献

日本公庫は、地方版総合戦略等への積極的な参画のほか、全国152支店のネットワークを活用したマッチング、商談会/セミナー等の開催などを通じて、地域活性化への貢献に取り組んでいます。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 地方版総合戦略等への積極的な参画などによる地方自治体との連携の強化 | 地域活性化に貢献するため、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方公共団体が策定した「地方版総合戦略」について、民間金融機関などと連携のうえ、コロナ禍を乗り越えるための施策等へ積極的に関与していくことで、同戦略の実施・推進を支援しています。 |
| (2) お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスを提供 | 多様化するお客さまのニーズに対応するため、全国152支店のネットワークを活用し、ビジネスチャンスの拡大に向けたお客さまに対するハンズオンでのマッチング支援や商談会/セミナーなどの開催に取り組んでいます。 |
| (3) 関係機関を繋ぐ役割の発揮 | 地域を俯瞰的にとらえ、関係機関と連携を強化し、地域やお客さまが抱えるコロナ禍における課題等の解決に取り組んでいます。 |



地方版総合戦略等への積極的な参画などによる地方自治体との連携の強化

- 全国152支店において、地域の実状やニーズをとらえ、地域が抱える課題に、きめ細かに対応しています。
- 令和2年度は、コロナ禍の状況を踏まえつつ、420の地方自治体と接触し、コロナ禍における日本公庫の取組みについて説明等を行い、また、第2期「地方版総合戦略」の策定・実行等に協力するとともに、「創業・ベンチャー支援」や「産業振興」といった様々な分野における個別施策への参画に取り組むなど、地方自治体との連携の強化に取り組みました。

お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスを提供

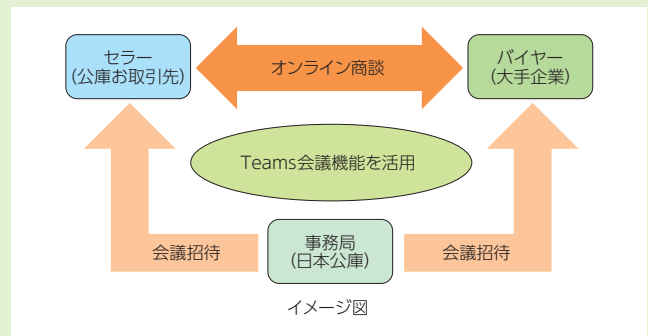
- 令和2年度は、コロナ禍におけるお客さまへの対応に専念しつつ、地域の実状に応じて、全国各地でのマッチングや商談会に取り組みました。
- 「アグリフードEXPO」や「全国ビジネス商談会」は、コロナ禍の状況を勘案し、オンライン形式で開催したほか、全国の支店においても、地域の実状に応じて商談会やセミナーを開催するなど、お客さまの課題解決をサポートしています。
- インターネットビジネスマッチングサイトでは、販売先や原材料の仕入先の拡大などのお客さま同士のニーズを橋渡しする「場」を提供しています。

日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング
<https://match.jfc.go.jp/>



「日本公庫お取引先と大手企業とのオンライン商談会」

- コロナ禍においても、大手企業へ販路を拡大したいというお客さまのニーズに応えるため、オンライン形式の商談会を開催しました(令和3年3月8日～12日)。
- 331社の公庫お取引先等が参加し、大手企業と延べ424件の実効性のある商談が行われ、参加企業から高い満足度を得ることができました。



関係機関を繋ぐ役割の発揮

- お客さまに対するコンサルティング機能の強化の観点から、関係機関と連携し、各地域において、お客さま向けセミナーや相互の職員向け勉強会などを積極的に開催しています。
- 政策金融機関として地域の関係機関同士を「繋ぐ」役割を発揮し、お客さまや地域が抱える課題の解決に貢献するため、全国各地で地域の金融機関、支援団体、地元企業・団体とともに「地域経済活性化シンポジウム」を開催しています。令和元年度には、全国3カ所(名古屋・新潟・仙台)において開催しましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となりました。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまや地域への支援をテーマとして、オンライン配信を組み合わせた方式での開催を予定しています。



地域経済活性化シンポジウム in 名古屋

第8回 高校生ビジネスプラン・グランプリ

日本公庫では、ビジネスプランを作成する過程を通じ、自ら未来を切り拓いていける力を養うことを目的として、平成25年度から「高校生ビジネスプラン・グランプリ」を開催しています。「第8回高校生ビジネスプラン・グランプリ」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の多くの高等学校等において休校措置となり、再開後も高校生・高専生の皆さまがビジネスプランの作成に必要な時間を十分に確保することは困難であろうとの判断により、開催中止となりました。

なお、令和元年度に開催した「第7回高校生ビジネスプラン・グランプリ」では、409校、3,808件の応募がありました。全国の創業支援センターが中心となって353校の学校に出張授業を実施し、ビジネスプランの作成サポートを実施しました。

〈第9回 高校生ビジネスプラン・グランプリ〉

第9回は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、感染防止対策を十分に講じたうえで、開催いたします。

- 令和3年7月1日～9月29日 応募受付期間（※郵送による応募の場合は9月22日（必着））
- 令和3年11月下旬 ファイナリスト10組（最終審査会参加者）発表
- 令和4年1月9日 最終審査会・表彰式の開催

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/grandprix/>

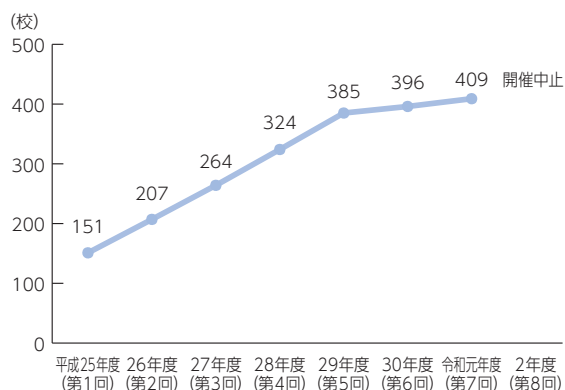


高校生ビジネスプラン・グランプリFacebookページでは最新情報を随時更新しています。

<https://www.facebook.com/grandprix.jfc/>



第1～8回までの参加校の推移



第7回グランプリを受賞した三国丘高等学校の皆さん

広報誌「日本公庫つなぐ」による情報の提供

日本公庫の機能・役割・取組みを広く知っていただき、「政策」と事業に取り組む方々等とを“繋ぐ”ため、広報誌「日本公庫つなぐ」による情報提供にも取り組んでいます。この「日本公庫つなぐ」では、公庫の取組みのほか、地域や企業の皆さまの取組み等を紹介しています。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/findings/tsunagu_index.html



令和2年度の業務概況及び決算概要

令和2年度の業務概況

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。各種政策の効果も相まって、持ち直しの動きがみられます。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばにあります。

このような中、当公庫におきましては、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長戦略分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組ましました。

今後は、コロナ禍に直面するお客さまへの対応に引き続き万全を期すとともに、コロナ禍で増加した数多くのお客さまへのフォローアップに力を注いでまいります。また、新型コロナウイルス感染症のような大規模な危機が起こりうることを前提に、対処可能なオペレーションの構築に向け、一層のデジタル化、有事における人員確保などを図り、セーフティネット機能を強化してまいります。

さらに、コロナ禍において発揮された民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関との連携を深化させつつ、現下において強まる事業承継ニーズへの対応やポストコロナも見据えた事業再構築などの成長戦略分野等への支援、地域活性化への貢献などに取り組んでまいります。

コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

コロナ禍において影響を受けた方々への支援につきましては、政府において、これまでにない予算規模の経済対策が講じられました。これに基づき、融資制度が創設・拡充され、令和3年3月末までの累計で融資決定件数は約80万件に達し、前年度の実績はもとより、リーマン・ショックの影響を大きく受けた平成21年度の年間実績をも大きく上回る水準となりました。

このような状況に対応するため、定期人事異動の延期、OB・OGの採用、本店等から支店への応援職員の派遣、休日相談の実施、相談フリーダイヤルの回線増設、審査に係る提出書類の簡素化、審査手続きの簡略化などにより人員体制・業務運営体制などを強化しました。

また、お客さま及び職員の感染防止対策として、来店予約制の導入、書類郵送及びインターネットによる申込の奨励などによる来店抑制の取組みのほか、窓口カウンターの透明アクリルパネル設置、3密を避ける環境整備などにも取り組ましました。

コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援につきましては、引き続き、災害・事故等対策本部を設置し、お客さま及び職員の感染防止対策に努めつつ、相談体制を強化し、融資や返済に関する相談に親切・丁寧・迅速に、お客さまの不安に寄り添った対応を行ってまいります。

また、コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフォローアップなどによりコンサルティング機能を発揮してまいります。

セーフティネット機能の発揮

東日本大震災、台風などの自然災害、経済情勢による経営環境の変化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、政策金融機関として「政策」と事業に取り組む方々などを「繋ぐ」という使命感をもって、お客さまのニーズ

に対応しました。

このうち、令和2年7月豪雨、令和2年台風第14号、令和2年12月16日からの大雪、令和3年1月7日からの大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震、令和3年栃木県足利市における大規模火災、令和3年新潟県糸魚川市における地滑りなどに対しては、特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

民間金融機関との連携

株式会社日本政策金融公庫法第1条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

令和2年度におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの対応に係る連携強化にも取り組ましました。

具体的には、お客さまが当公庫へ申込するための書類準備などについて民間金融機関がサポートを実施したほか、当公庫ホームページにおいて民間金融機関による実質無利子化・無担保融資制度や各金融機関の新型コロナウイルス感染症関連支援情報について紹介するなどといった取組みを実施しました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」などを活用し、事業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を強化しました。

成長戦略分野等への支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、コロナ禍における環境変化を踏まえて、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援などに取り組ましました。

なかでも、事業承継につきましては、関係機関とも連携の上、マッチングを含む効果的な情報提供に重点的に取り組ましました。

お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

当公庫が積極的に取り組むお客さまサービスの向上では、政策金融の役割を十分に理解し制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組んでいます。

具体的には、コロナ禍においても第2期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、お客さまや地域のニーズを踏まえた融資支援などに取り組むとともに、「アグリフードEXPOオンライン」及び「日本公庫お取引先と大手企業とのオンライン商談会」を開催し、お客さまが抱える課題に積極的に対応しました。

これらにより、令和2年度の当公庫全体の融資実績は1兆9,841億円となりました。

令和2年度の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は4,788億円、特別損益を含めた当期純損失は1兆372億円となりました。

令和2年度の決算概要

1 損益の状況

令和2年度(令和3年3月期)決算においては、当期純損失が1兆372億円となり、前期比で1兆76億円増加しました。増加の主な要因は、信用保険等業務勘定において、当期純損失が前期比7,164億円増加したことによるものです。

損益計算書

(単位：億円)

	経常収益		経常費用		経常利益(▲損失)		当期純利益(▲純損失)		
	2/3期	3/3期	2/3期	3/3期	2/3期	3/3期	2/3期	3/3期	
株式会社日本政策金融公庫	4,694	4,788	4,987	15,158	▲293	▲10,370	▲296	▲10,372	
国民生活事業(国民一般向け業務勘定)	1,382	1,358	1,520	2,903	▲137	▲1,545	▲139	▲1,546	
農林水産事業(農林水産業者向け業務勘定)	432	499	432	499	0	0	▲0	0	
中小企業事業	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	808	806	847	2,329	▲39	▲1,522	▲40	▲1,523
	中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	6	7	5	5	1	1	1	1
	信用保険等業務勘定	1,953	2,016	1,977	9,204	▲23	▲7,188	▲23	▲7,188
危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)	112	101	206	217	▲93	▲116	▲93	▲116	
特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)	2	2	2	2	▲0	▲0	▲0	▲0	

2 資産の状況

資産の部合計は、35兆9,597億円となり、その大部分は貸出金です。

貸出金残高は、前期末比で12兆2,647億円増加し、28兆9,457億円となりました。

純資産の部合計は、政府からの出資金4兆1,176億円の受入れ及び当期純損失1兆372億円の計上等により、8兆8,570億円となりました。

貸借対照表

(単位：億円)

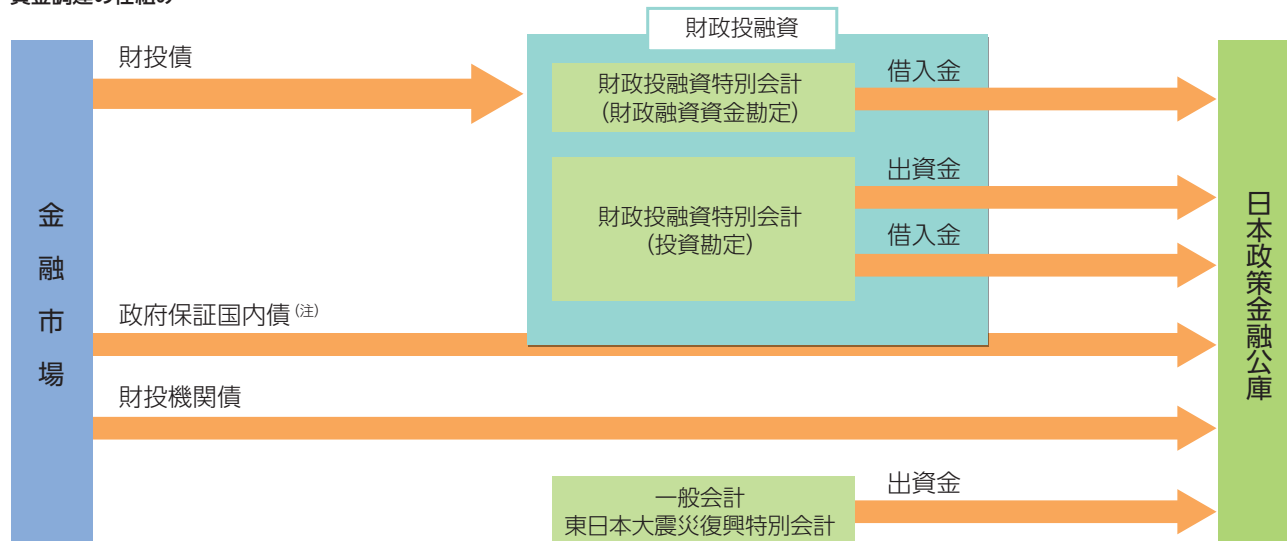
資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	2/3期末	3/3期末		2/3期末	3/3期末
現金預け金	44,011	74,035	借入金	128,103	237,138
有価証券	419	374	社債	14,104	15,756
貸出金	166,809	289,457	寄託金	270	260
その他資産	378	449	保険契約準備金	7,731	15,368
有形固定資産	1,946	1,951	その他負債	197	352
無形固定資産	157	183	賞与引当金	53	54
支払承諾見返	1,009	938	役員賞与引当金	0	0
貸倒引当金	▲4,349	▲7,791	退職給付引当金	887	902
			役員退職慰労引当金	0	0
			補償損失引当金	256	254
			支払承諾	1,009	938
			負債の部合計	152,615	271,027
			資本金	43,242	69,902
			資本剰余金	22,337	36,854
			利益剰余金	▲7,812	▲18,185
			純資産の部合計	57,767	88,570
資産の部合計	210,383	359,597	負債及び純資産の部合計	210,383	359,597

資金調達

資金調達の仕組み

日本公庫は、財政融資資金借入金、政府保証国内債、財投機関債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。

資金調達の仕組み



(注) 政府保証国内債については、年限5年以上の債券が財政投融資に含まれます。

資金調達の内訳

(単位：億円)

	令和3年度予算額	令和2年度予算額	令和2年度実績額
財政融資資金借入金他	247,276	440,987	143,154
政府保証国内債	12,000	76,000	2,000
政府出資金	511	123,015	41,176
国の制度による調達額 (調達全体に占める構成比)	259,787 (99%)	640,002 (100%)	186,331 (99%)
財投機関債	2,900	3,000	2,600
調達額合計	262,687	643,002	188,931

(注) 1. 令和2年度の予算額は、補正予算による補正後の予算額です。

なお、令和2年度予算額については、予備費による出資を含めた予算額です。

2. 「財政融資資金借入金他」とは、財政融資資金借入金、産業投資借入金及び独立行政法人農林漁業信用基金からの寄託金です。

●政府保証国内債

日本公庫は、予算の範囲内で、政府保証付の一般担保付社債を発行しています。

(単位：億円)

年限	令和3年度		2年度		元年度		平成30年度	
	予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額
10年	5,000	—	5,000	500	300	—	700	500
6年	—	—	—	—	900	450	1,150	550
5年超(10年を除く)	—	—	60,000	—	—	—	—	—
5年未満	4,000	—	6,000	1,500	1,000	—	2,000	—
短期社債(1年未満)	3,000	—	5,000	—	—	—	—	—
合計	12,000	—	76,000	2,000	2,200	450	3,850	1,050

(注)1.令和2年度予算額は、補正予算による補正後の予算額です。

令和3年度予算額については、業務の進捗に応じ、発行を予定しています。

2.各年度の予算額は、当該年度における政府の保証契約の限度額であり、発行限度額です(短期社債(1年未満)を除く※)。

※短期社債(1年未満)のみ、当該年度における発行残高の限度額です。

3.令和3年度において、令和3年5月末時点での発行実績はありません。

●財投機関債

日本公庫は、予算の範囲内で、一般担保付社債を発行しています。

(単位：億円)

発行月・年限	令和3年度		2年度				元年度				平成30年度			
	発行額	(予算額 2,900)	(予算額 3,000)				(予算額 3,200)				(予算額 3,200)			
	実績額 0	実績額 2,600				実績額 2,050				実績額 2,350				
発行月	5月	5月	8月	11月	3月	5月	8月	11月	3月	5月	8月	11月	3月	
10年	—	—	—	—	—	100	100	—	—	—	250	—	—	
4年	—	—	800	—	—	300	—	—	150	300	—	—	150	
3年	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	250	—	—	
2年	—	600	1,100	—	—	500	400	500	—	600	500	300	—	

(注)1.各年度の予算額は、当該年度における発行限度額です。

2.令和3年度において、令和3年5月末時点での発行実績はありません。

当公庫の格付(令和3年5月末時点)

格付投資情報センター(R&I)	AA+ (安定的)
ムーディーズ・ジャパン(Moody's)	A1 (安定的)

業務の概要

国民生活事業	36
農林水産事業	42
中小企業事業	48
危機対応等円滑化業務	54
総合研究所	56

国民生活事業

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

業務の概要

数多くの小規模事業者の皆さまへの小口融資

- 融資先数は117万先にのびります。
- 1先あたりの平均融資残高は1,008万円と小口融資が主体です。
- 融資先の約8割が従業員9人以下の小規模事業者であり、個人企業の方も多くご利用いただいています。

セーフティネット機能の発揮

- 経営環境などの変化により資金繰りに影響を受けた小規模事業者の皆さまを「セーフティネット貸付」などで支援しています。
- 地震、台風、豪雨などの災害時には、ご融資などを通じて被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

創業、事業再生、事業承継などを支援

- 創業企業(創業前及び創業後1年以内)への融資は年間4万580先となりました。これにより年間約13万人の雇用が創出されたと考えられます。
- 革新的な事業に取り組む皆さまや事業再生を図る皆さまを「資本性ローン」等により支援しています。
- 事業承継に取り組む小規模事業者の皆さまを支援しています。

ソーシャルビジネス、海外展開を支援

- 地域や社会が抱える課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手の皆さまを支援しています。
- 海外展開に取り組む小規模事業者の皆さまを支援しています。

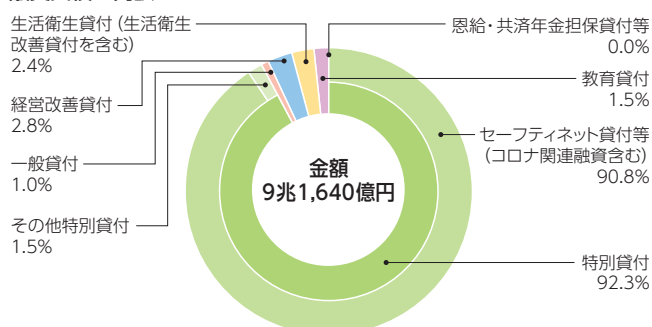
商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、地域金融機関などと連携

- 商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、地域金融機関などと密接に連携し、小規模事業者の皆さまの経営改善や生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。
- 税理士、公認会計士、中小企業診断士など、高い専門性を有する認定経営革新等支援機関と連携しています。
- 地域経済の活性化等の観点から、地域金融機関と積極的に連携しています。

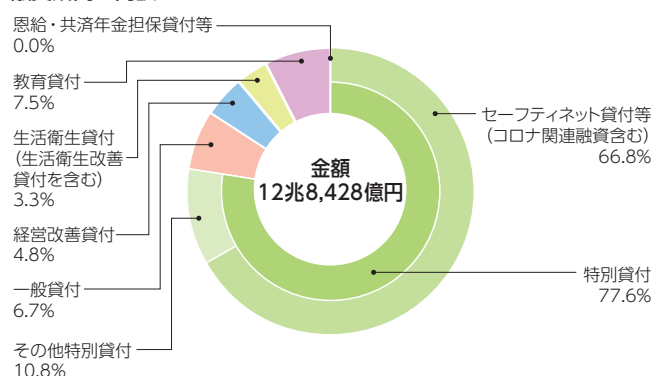
教育ローンによる支援

- 「国の教育ローン」は年間約9万件ご利用いただいています。

融資実績の内訳 (令和2年度)



融資残高の内訳 (令和2年度末)



業務の特徴

小規模事業者の皆さまをサポートしています

令和2年度における事業資金の融資先数は117万先にのぼります。1先あたりの平均融資残高は1,008万円と小口融資が主体です。融資先の約8割が従業員9人以下の小規模事業者であり、個人企業の方も多くご利用いただいています。また、無担保融資の割合は全体の9割を超えています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方々への支援に取り組んだ結果、事業資金の融資先は令和2年3月末と比べ、約30万先の増加となりました。

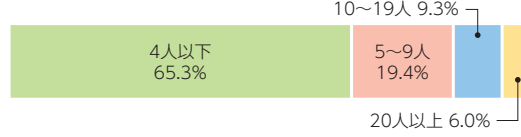
融資先数及び1先あたりの平均融資残高(令和2年度末)

	日本公庫 国民生活事業	信用金庫計 (254金庫)	国内銀行計 (132行)
融資先数	117万先	122万先	221万先
1先あたりの平均融資残高	1,008万円	4,300万円	1億80万円

(注) 1.日本公庫国民生活事業の数値は、普通貸付及び生活衛生貸付の融資先の合計です。
2.国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などです。
3.信用金庫及び国内銀行の数値には、個人向け(住宅、消費、納税資金など)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。また、信用金庫及び国内銀行の貸出件数を融資先数としています。

(資料)日本銀行ホームページ

従業員規模別融資構成比(件数)(令和2年度)



(注)普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

セーフティネット機能を発揮しています

●新型コロナウイルス感染症への取組み

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さまのため、全国152支店に特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。売上が減少するなど、一定の要件に該当する方については、実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などで支援しています。

当事業における新型コロナウイルス感染症に関連する融資は、相談窓口設置日である令和2年1月29日から令和3年3月末までの累計で75万5,301件、9兆531億円を決定しています。これは、新型コロナウイルス感染症の発生前である平成30年度の融資実績の約3倍に相当する件数となっています。また、リーマンショックの影響を大きく受けた平成21年度や東日本大震災関連の融資実績も上回っています。

●災害発生時の取組み

東日本大震災や平成28年熊本地震、令和元年台風第19号等の自然災害が発生した場合も、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小規模事業者の皆さまからの融資や返済に関するご相談に迅速に対応しています。

また、地震、台風、豪雨などの災害時には一般の融資よりも返済期間や元金の据置期間が長いなど、返済条件が緩和された災害貸付を通じて、被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関連する国民生活事業における融資実績は、震災の発生から令和3年3月末までで23万9,861件、2兆2,580億円となっています。

令和元年台風第19号等による災害に関連する国民生活事業における融資実績は、令和3年3月末までで1,534件、154億円となっています。

現在設置中の特別相談窓口(令和3年5月末時点)

	窓口数	窓口名称	設置年月
災害関連	15	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
		平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口	平成28年4月
		平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口	平成30年7月
		平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口	平成30年9月
		令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口	令和元年8月
		令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口	令和元年9月
		令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口	令和元年10月
		令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口	令和2年7月
		令和2年台風第14号に伴う災害に関する特別相談窓口	令和2年10月
		令和2年12月16日からの大雪による災害に関する特別相談窓口	令和2年12月
		令和3年1月7日からの大雪による災害に関する特別相談窓口	令和3年1月
		令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口	令和3年2月
		令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害に関する特別相談窓口	令和3年2月
		令和3年新潟県糸魚川市における地滑りによる災害に関する特別相談窓口	令和3年3月
島根県松江市における大規模火災に関する特別相談窓口	令和3年4月		
その他	1	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	令和2年2月

業務の概要

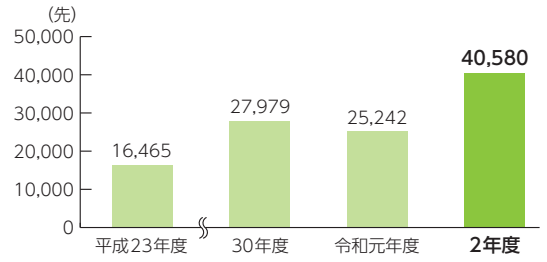
創業企業(創業前及び創業後1年以内)を積極的に支援しています

● 創業支援

営業実績が乏しいなどの理由により、資金調達が困難な場合が少なくない創業前及び創業後間もない方に対して積極的に融資を行い、支援しています。

令和2年度の創業前及び創業後1年以内の企業への融資実績は4万580先となりました。これにより年間約13万人の雇用が創出されたと考えられます。

創業企業(創業前及び創業後1年以内)への融資実績(先数)の推移



【雇用創出効果】

40,580先×平均従業者数3.2人^(注)=129,856人

(注)日本公庫「2020年度新規開業実態調査」による創業時点での平均従業者数です。

● 女性・若者・シニア起業家を支援

女性の日常生活のなかで感じた小さな「気づき」をもとにした創業、若者ならではの斬新なアイデアを活かした創業、シニアならではの長年の経験を活かした創業など、経済社会が多様化するなかで、創業の裾野が広がっています。このような女性・若者・シニア起業家の皆さまについても積極的に融資を行っています。

女性・若者・シニア起業家への創業融資実績(先数)



(注)女性の若年層及びシニア層は、女性層ともう一方の層で重複して集計しています。

● 創業サポートデスクの設置

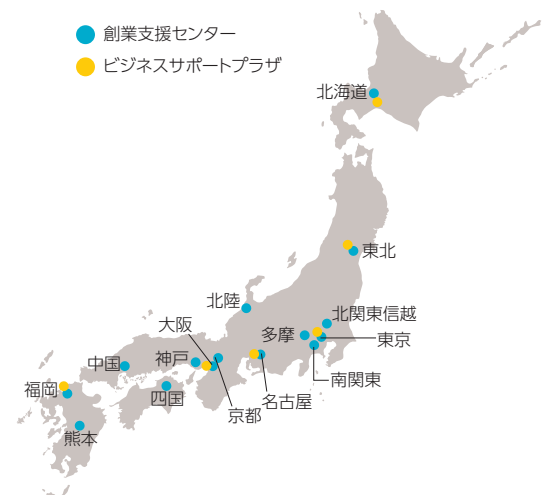
全国152支店に創業サポートデスクを設置し、専任の担当者が創業計画書の作成についてのアドバイスや、創業に関するさまざまな情報提供を行っています。

創業支援センター、ビジネスサポートプラザを設置し、創業・第二創業^(注)の支援体制を整備しています

(注)第二創業とは、経営多角化や事業転換等を図ることをいいます。

全国各地に創業支援センターやビジネスサポートプラザを設置し、幅広い創業・第二創業支援を行っています。

設置地区(令和3年6月時点)



● 「創業支援センター」を全国各地に設置

北海道から九州まで全国15カ所に設置しています。各地域の創業支援機関などと連携し、創業前、創業後のさまざまなステージのお客さま向けに各種セミナーを開催するなど、お客さまへタイムリーな支援を行っています。

● 「ビジネスサポートプラザ」を全国各地に設置

札幌、仙台、東京(新宿)、名古屋、大阪、福岡の6カ所に設置しています。創業予定の方や日本公庫を利用されたことがない方などを対象に、予約制の相談を実施しています。平日の営業時間内のご相談が難しい方向けに、「土曜・日曜相談」も実施しています(祝日を除く)。

(注)「日曜相談」は、毎月第1・3日曜日に「東京(新宿)ビジネスサポートプラザ」で実施しています。

革新的な事業に挑戦する企業を積極的に支援しています

研究開発型ベンチャー企業など、革新的な技術・ノウハウを持ち、高い成長性が見込まれる小規模事業者の皆さまを積極的に支援しています。期限一括返済や業績に応じた金利設定などに特徴を有し、金融機関による資産査定上、「借入金」ではなく「自己資本」とみなすことができる「資本性ローン」を活用し、高い技術力を持ちながら、研究開発資金などの負担が大きい企業の皆さまを支援しています。

●産学連携を支援

小規模事業者の方からの技術相談に関する大学への取次ぎや大学発ベンチャー企業への融資などを通じて、産学連携を支援しています。

ソーシャルビジネスを積極的に支援しています

高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手の皆さまを支援しています。

令和2年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、1万5,037件、1,845億円となりました。また、そのうちNPO法人への融資実績は、1,803件、196億円となりました。

ソーシャルビジネスマーク



地域や社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネスを周知していくため、シンボルマークを作成して、広報活動などに活用しています。企業、NPO、住民、行政、公的機関など、さまざまな主体が手を取り合っており、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む様子を、Social Businessの「S」を用いて表現しています。

海外展開を図る企業を積極的に支援しています

全国152支店に設置している「海外展開サポートデスク」において、日本貿易振興機構（ジェトロ）や中小企業基盤整備機構（中機機構）、日本弁護士連合会といった海外展開の支援を行う外部専門家と連携しています。はじめて海外展開する際のアドバイス、海外展示会や商談会情報の提供、現地の法規制や必要な許認可、契約書の内容確認など、お客さまのニーズに応じたきめ細かなサポートを提供できる相談体制を整備しています。

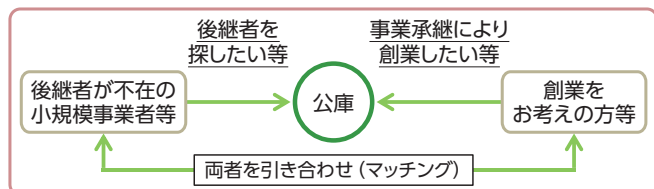
事業再生を積極的に支援しています

事業再生に関連する融資制度を通じて、地域金融機関との連携、中小企業再生支援協議会の関与又は民事再生法に基づく再生計画の認可などにより、経営の立て直しを図る皆さまを支援しています。

全国152支店に再生支援専任者を置き、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額など、返済条件の緩和のご相談に柔軟に対応しているほか、経営課題の解決に向けたアドバイスや経営改善計画の策定支援等も実施しています。

事業承継を積極的に支援しています

小規模事業者の承継先確保の支援を一層強化するため、後継者不在の小規模事業者等と創業希望者等を引き合わせる「事業承継マッチング支援」を全国で行っています。また、経営者の意識を喚起し、第三者承継に取り組む社会的な機運を醸成するため、成功事例の発信や第三者承継をテーマとした動画の配信、オンラインセミナーの開催等にも取り組んでいます。加えて、地域金融機関や事業承継・引継ぎ支援センター等との連携により、事業承継に係る多様な資金需要にも対応し、情報面・資金面の両面から事業承継を支援しています。



事業承継マッチング支援実績

取組実績	譲渡希望	譲受希望
申込登録件数	163件	544件(191件)
引き合わせ件数	78件	

(注) 1. 事業承継マッチング支援の詳細は日本公庫ホームページをご覧ください。
2. 事業承継マッチング支援実績は、令和元年度から令和2年度の累計実績です。また、申込登録件数の()内は、創業希望者の登録件数です。

商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、地域金融機関などと連携しています

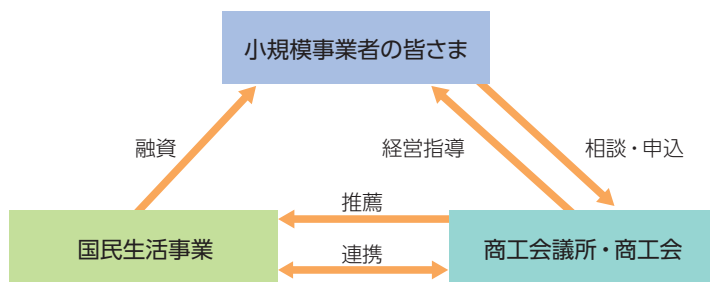
● 商工会議所・商工会との連携

全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、「小規模事業者経営改善資金貸付」や相談会などを通じて、小規模事業者の皆さまの経営改善を支援しています。

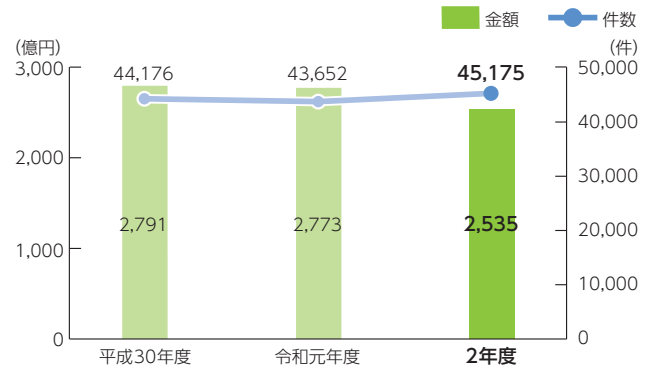
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」は、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の皆さまに経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける制度です。昭和48年の制度創設以来、これまでのご利用件数は約518万件にのびります。

また、平成27年度に、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の皆さまにご利用いただける「小規模事業者経営発達支援資金」もお取り扱いしております。

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」の仕組み



「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」の融資実績



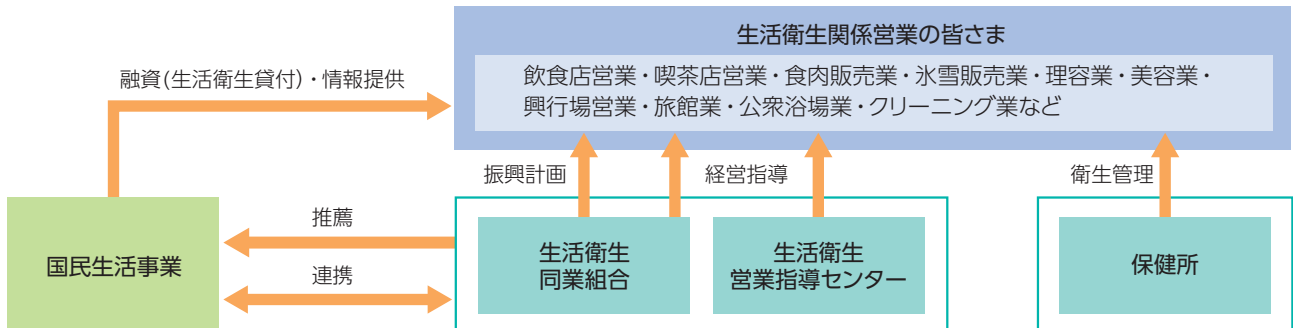
● 商工会議所・商工会などで相談会「一日公庫」を開催

商工会議所・商工会などにおいて、国民生活事業の職員が融資のご相談を承る相談会「一日公庫」を開催し、毎年多くの小規模事業者の皆さまからご相談をいただいています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン相談会も実施いたしました。

● 生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどとの連携

生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと密接に連携し、国民生活に身近な存在で衛生水準の確保への要請が強い生活衛生関係営業の皆さまに対して、「生活衛生貸付」を通じて、衛生水準の維持・向上を支援しています。「生活衛生貸付」は、融資先の大半が従業員9人以下であり、約7割が個人企業、約4割が創業前及び創業後5年以内の企業です。

生活衛生関係営業の皆さまを支援する仕組み



● 税理士、公認会計士、中小企業診断士などの認定経営革新等支援機関^(注)との連携

中小企業・小規模事業者支援において大きな役割を果たしている税理士などの認定経営革新等支援機関による「経営支援」と、日本公庫の「金融支援」が一体となって、創業、経営改善、事業再生などの分野で小規模事業者の皆さまを支援しています。

(注) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所・商工会等）をいいます。詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

● 地域金融機関との連携

コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、地域経済の活性化及びお客さまの利便性向上の観点から、地域金融機関との連携を推進しています。

創業支援や事業再生、事業承継、ソーシャルビジネスなどのさまざまな分野において、連携の実効性を高めるため、協調融資スキーム^(注)の構築や協調融資商品の創設に取り組むなどにより、積極的に連携融資を行っています。

(注)協調融資スキームとは、協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取り決めがなされているものです。

● 協調融資^(注)実績

当事業の令和2年度の地域金融機関との協調融資実績は、1万2,134件、1,618億円となりました。

(注)同一目的の資金計画に対し、日本公庫と地域金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したものと、両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含みます)。

業種別協調融資実績

(令和2年度)

協調融資実績	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計		参考
							前年度比	令和元年度実績	
件数	2,185件	9,232件	3,175件	8,640件	1,269件	572件	24,467件	85%	28,736件
うち国民生活事業	171件	3,369件	1,592件	5,995件	984件	23件	12,134件	60%	20,225件
金額	3,595億円	7,873億円	2,016億円	3,458億円	411億円	612億円	16,847億円	134%	12,556億円
うち国民生活事業	32億円	475億円	218億円	774億円	113億円	3億円	1,618億円	76%	2,122億円

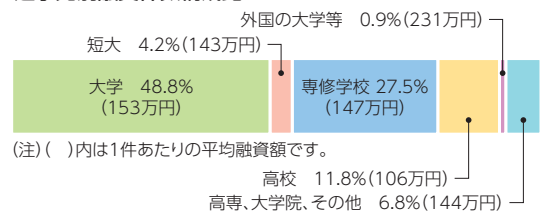
「国の教育ローン」でお子さまの入学・在学資金を必要とする皆さまを支援しています

教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、入学時、在学時に必要な資金をお使いみちとした「国の教育ローン」(教育資金貸付)を取り扱っています。令和2年度のご利用件数は約9万件となりました。

● 教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭に融資

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

進学先別融資件数構成比 (令和2年度 教育一般貸付(直接扱))



(注) ()内は1件あたりの平均融資額です。

恩給や共済年金などを担保としてご融資しています

恩給や共済年金などを担保とする融資は、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」(昭和29年法律第91号)に基づき、日本公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金に幅広くご利用いただけます。なお、軍人恩給及び援護年金等を除いて、令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末で新規の申込受付を終了することが決定しました。

開発途上国支援を行っています

ODA(政府開発援助)による開発途上国支援

ODA(政府開発援助)による開発途上国に対する技術協力として、国民生活事業がこれまで蓄積してきた小規模事業者への融資審査ノウハウを共有することによって、現地の金融機関が抱える課題の克服を支援しています。具体的には、財務省財務総合政策研究所と協力して、現地や日本において、中小企業金融分野に関するセミナーなどを実施しています。これまで、ベトナム、マレーシア、ラオス及びミャンマーに対する技術協力を行ってきました。

①ラオス

平成23年度から29年度には、ラオスの国有商業銀行であるラオス開発銀行(Lao Development Bank: LDB)に対する技術協力を行いました。LDBの人材育成や融資審査能力の向上を目的として、ラオスと日本でセミナーを計8回開催し、国民生活事業の融資審査方法などに関する講義を実施したほか、LDBの審査マニュアル作成を支援しました。



ラオスでのセミナーの様子(ビエンチャン)

②ミャンマー

平成27年4月から、ミャンマー最大の国営銀行であるミャンマー経済銀行(Myanmar Economic Bank: MEB)などに対する技術協力プロジェクトを実施しています。ミャンマーと日本での計4回のセミナー等を通じた支援は、ミャンマー側から高い評価をいただき、平成30年6月には第2期プロジェクトを開始しました。



ミャンマーでのセミナーの様子(ヤンゴン)

農林水産事業

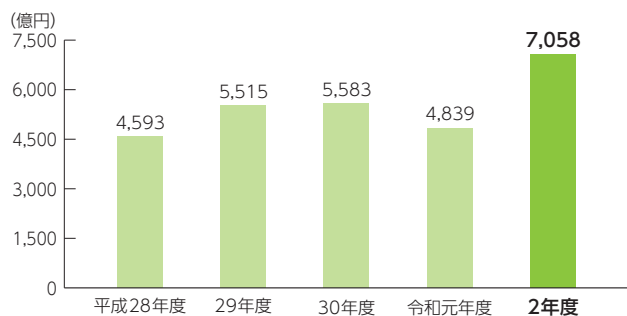
農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資をはじめとするさまざまな支援事業を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。

業務の概要

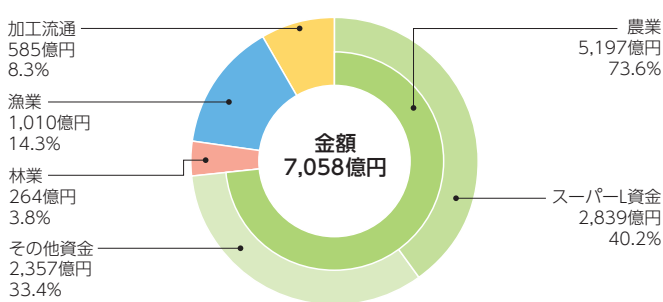
融資の状況と業務の特徴

農林漁業の「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性を踏まえ、食料の安定供給の確保又は農水産物の持続的かつ健全な発展に資する長期の資金を供給しています。

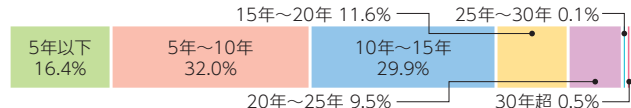
融資実績の推移



融資実績の内訳 (令和2年度)



返済期間別の融資状況 (令和2年度) 平均期間: 12.3年



セーフティネット機能の発揮

新型コロナウイルス感染症のほか、地震、台風、津波などの自然災害や家畜伝染病、農林水産物の価格下落などの影響により、一時的に経営が悪化した農林漁業者の皆さまに長期運転資金をはじめとする融資を機動的に行い、セーフティネット機能を発揮しています。

コンサルティング融資活動の推進

事業性評価とそれに基づくフォローアップの取組みにより、経営規模拡大や事業の多角化など、攻めの経営展開を図ろうとするお客さまを積極的に支援しています。

多様な経営支援サービスの提供

農林漁業者や食品産業の皆さまの経営をサポートするために、多様なサービスを提供しています。

● 事業資金相談ダイヤル、定期相談窓口の設置

農林水産事業を設置する全国48支店や、事業資金相談ダイヤルのほか、全国123カ所に設置した定期相談窓口で、より身近にご相談を承っています。

● 外部ネットワークとの連携による経営支援

農林水産業各分野の経営アドバイザーや業務協力関係にある民間金融機関、外部の専門機関と連携し、お客さまのご相談に対応しています。

● ビジネスマッチング支援

国産農水産物の展示商談会「アグリフードEXPO」や「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」により、お客さまの販路拡大に向けた取組みを支援しています。

● 情報提供

機関誌「AFCフォーラム」「アグリ・フードサポート」や「農業景況調査」「食品産業動向調査」などの各種レポート、ニュースリリースなどの役立つ情報を提供しています。

農林漁業分野における民間金融機関連携の推進

協調融資や委託貸付といった民間金融機関との連携融資を推進するとともに、業界動向や農業信用リスク評価などに関する情報サービス(ACRIS)の提供及び出資・証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるように環境を整備しています。

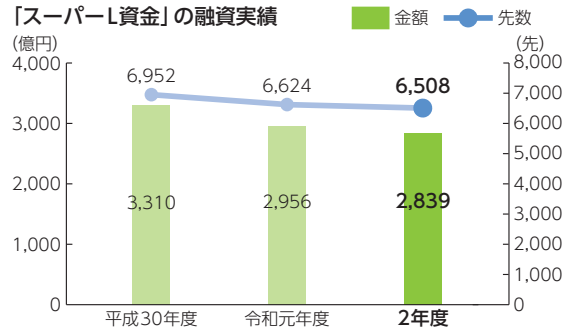
業務の特徴

農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、農業者の皆さまの意欲と創意工夫を活かす経営改善の取組みを積極的に支援しています。

● 農業の担い手を長期資金の融資により支援しています

稲作や園芸、畜産などの法人経営や大規模家族経営、新規就農者、農業への参入企業など、地域の多様な担い手農業者が取り組む規模拡大やコスト削減、6次産業化といった経営改善を、「スーパーL資金」をはじめとする長期融資で後押ししています。

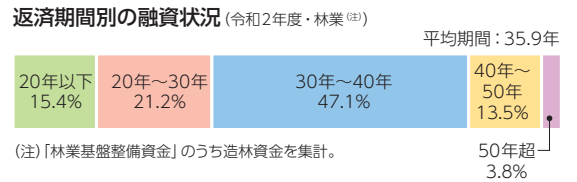


林業分野

「森林・林業基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。

● 資本回収が長期に及ぶ林業者の皆さまへの融資を担っています

森林の育成には一般的に50年ほど必要で資本回収が超長期となります。そのため、農林水産事業は伐採までに必要な超長期の資金を供給し、林業経営を支援しています。



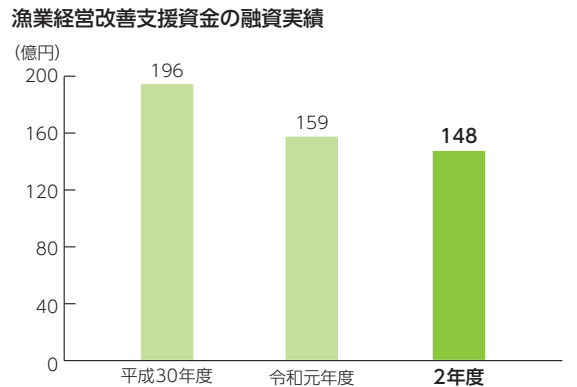
漁業分野

「水産基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための取組みを積極的に支援しています。

● 漁業の担い手を支援しています

「漁業経営改善支援資金」は、漁業の担い手の経営改善を総合的に支援する融資制度です。

令和2年度は、大型漁船の建造に積極的に対応し、「漁業経営改善支援資金」の融資が148億円となりました。



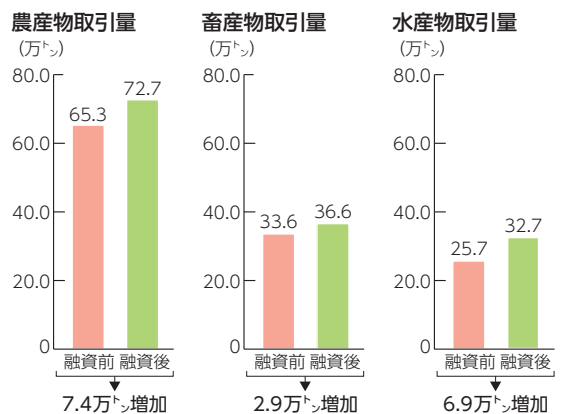
加工流通分野

国産農林水産物を取り扱う加工流通分野への資金供給を通じ、原材料の安定供給と付加価値向上を図るための取組みを積極的に支援しています。

● 国産農林水産物の利用促進に貢献しています

加工流通分野向け融資は、国産の農林水産物を原材料として使用又は商品として取り扱うことを要件としており、国産農林水産物の利用の促進につながっています。令和2年度の融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産農林水産物の取引量が約17.3万トン増加すると推計されます。

なかでも、「中山間地域活性化資金」、「食品流通改善資金(食品等生産製造提携型施設、食品等生産販売提携型施設)」は、国産農林水産物の取引量増加を融資の要件としており、農林漁業と食品産業の連携促進に貢献しています。

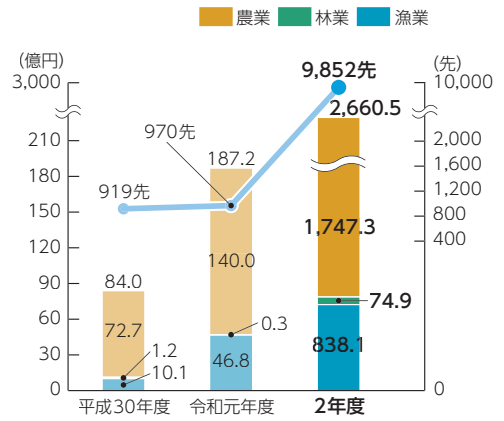


災害や経営環境の変化に対応した セーフティネット機能を発揮しています

地震、台風、津波などの自然災害や家畜伝染病、農林水産物の価格下落などの影響により、一時的に経営が悪化した農林漁業者の皆さまに長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた農林漁業者などの皆さまに対し、特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。

「農林漁業セーフティネット資金」の融資実績

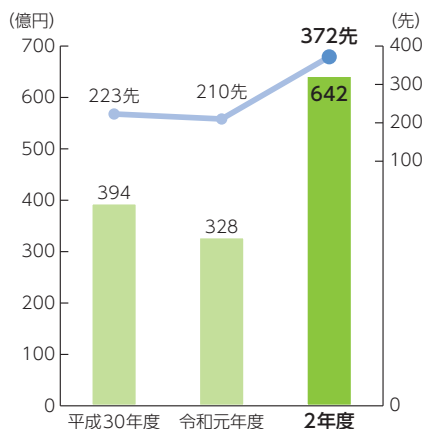


輸出や6次産業化の取組みを支援しています

農林漁業者や食品産業の皆さまが、自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために、海外へ国産農産物やその他加工品を輸出する場合に必要な資金を、令和2年度に創設した農林水産物・食品輸出促進資金制度ほか各種融資制度や情報提供により支援しています。

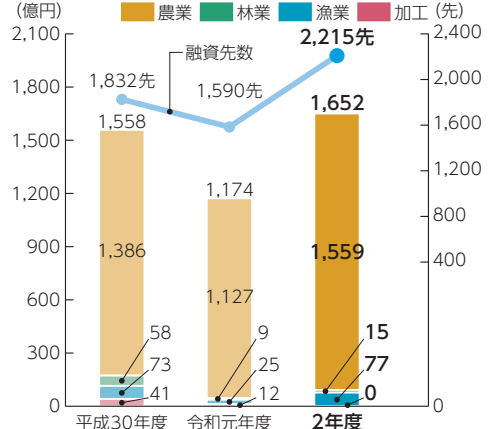
また、農林漁業者の6次産業化の取組みを、各種融資制度や情報提供により支援しています。

輸出に取り組む方への融資実績



令和2年度の輸出により経営改善に取り組む方への融資実績は、372先(前年度比177%)、642億円(同196%)となりました。

6次産業化に取り組む方への融資実績



令和2年度の6次産業化により経営改善に取り組む方への融資実績は、2,215先(前年度比139%)、1,652億円(同141%)となりました。

新規就農や農業参入の取組みを支援しています

新たに農業経営を開始する方、新たに農業に参入する方を、認定新規就農者の方にご利用いただける「青年等就農資金」をはじめとした各種融資制度や情報提供により支援しています。

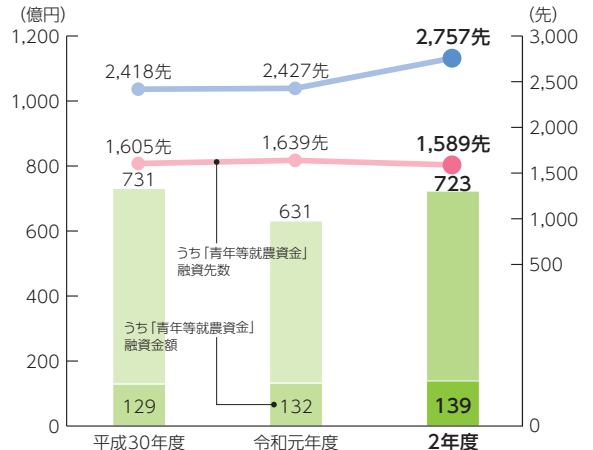
● 新規就農、農業参入関連の融資実績

令和2年度の新規就農、農業参入関連の融資実績は2,757先(前年度比114%)、723億円(同115%)となりました。

平成26年度から取扱いを開始した「青年等就農資金」^(注)の融資実績は1,589先(前年度比97%)、139億円(同105%)となりました。

(注)新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方を支援する資金です。

新規就農、農業参入関連の融資実績



事業性評価を通じたコンサルティング活動に取り組んでいます

事業性評価とそれに基づくフォローアップの取り組みにより、経営規模拡大や事業の多角化など、攻めの経営展開を図ろうとするお客さまを積極的に支援しています。

● 事業性評価の取組み

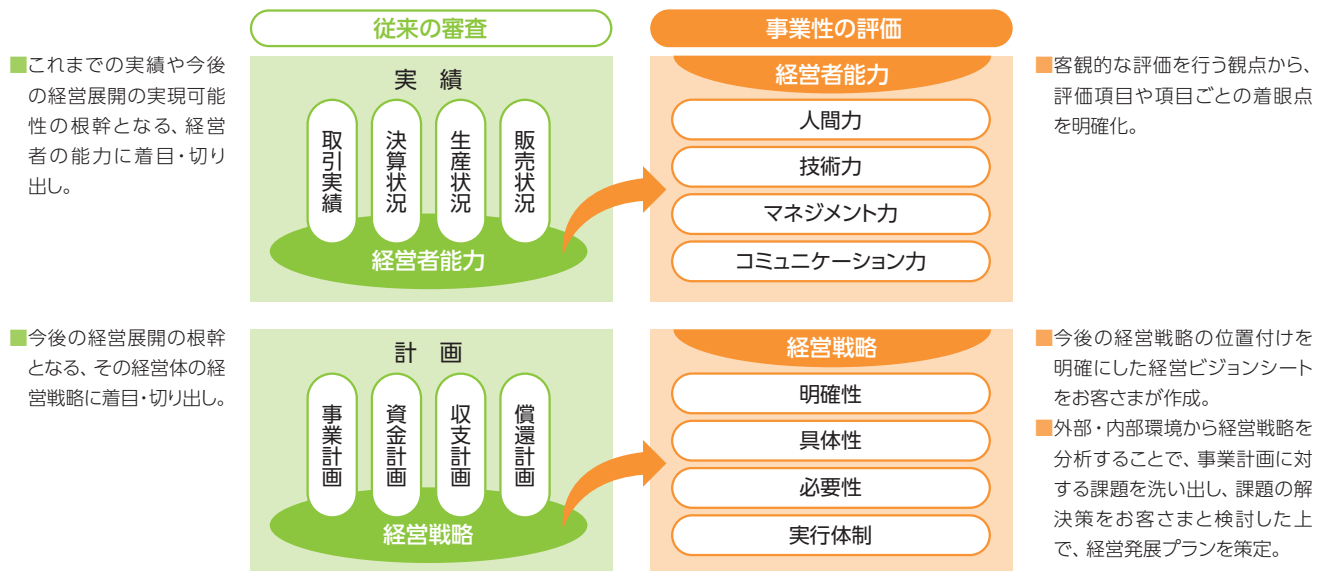
農林水産事業では、お客さまと一緒に経営の強みや弱みを整理し、ご自身では気付きにくい経営の強みを活かす方法や弱みの打開策を検討し、課題解決のための提案を行う「事業性評価」の取組みを通じて、お客さまの経営ビジョンの達成を積極的にサポートしています。

● 事業性評価のポイント

お客さまご自身が、これまでの経営を振り返って経営の強みや弱みを改めて認識し、将来ビジョンを明確にするため、「経営ビジョンシート」を作成していただきます。

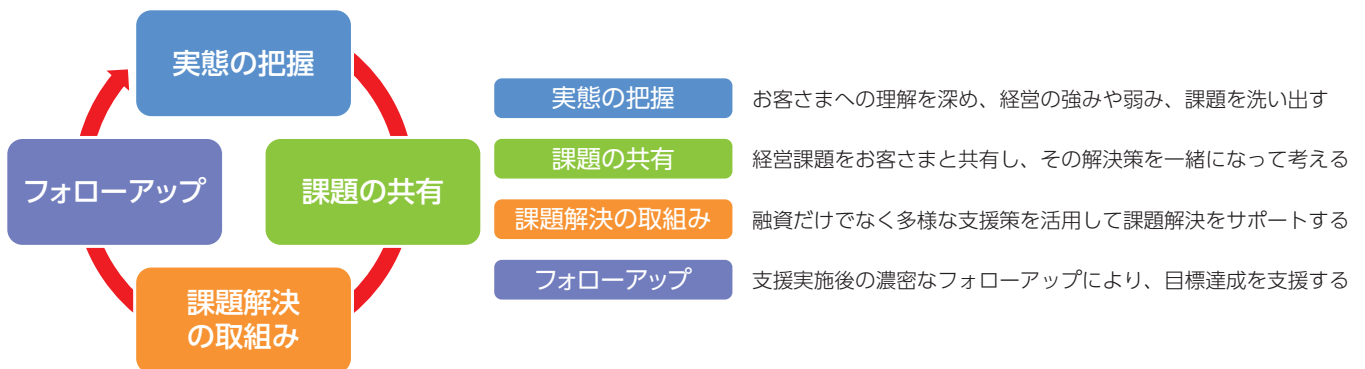
農林水産事業は、経営の強みや成長可能性を的確に見極めるため、「経営者能力」（これまでの実績や今後の経営展開の実現可能性の根幹）と「経営戦略」（今後の経営展開の根幹）を切り出して積極的に評価します。

その上で、外部環境なども踏まえて経営課題を洗い出し、課題の解決策をお客さまと一緒に検討し、融資にとどまらず多様な経営支援サービスの提供によって課題解決をサポートします。



● 事業性評価を通じたコンサルティング活動

農林水産事業では、事業性評価を通じて、お客さまの実態把握から課題共有→解決支援へとつなげていくコンサルティング活動に取り組んでいます。



お客さまの事業承継を支援しています

農林水産事業ではお客さまの事業承継に係る課題に対し、事業承継の形態や段階に応じた情報提供、外部専門家や関係機関などの紹介・派遣、資金の供給などにより支援に取り組んでいます。

また、農林水産業の経営資源が円滑に次世代に継承されていくよう、農林水産分野におけるM&Aなどに係る情報収集や支援を強化し、お客さまの事業承継支援に取り組んでいます。

多様な経営支援サービスの提供

より身近なところで、お客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善のアドバイス」「ビジネスマッチング」「専門家の紹介」など、さまざまな提案や情報提供を行っています。

農・林・水産業経営アドバイザーによる経営支援を行っています

「一次産業の特性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家からアドバイスが欲しい」という農林漁業者の要望を受けて、経営への総合的かつ確かなアドバイスを実践できる人材を育成するために農・林・水産業経営アドバイザー制度を運営しています。

税理士や中小企業診断士、民間金融機関の経営アドバイザーと連携した総合的な経営支援サービスの活動を行っています。併せて、各都道府県に農業経営アドバイザー連絡協議会を設立し、会員相互の情報交換・スキルアップや農業関係団体などとの連携強化を通じて、アドバイザー活動の推進を図っています。

農・林・水産業経営アドバイザー資格保有者の内訳（令和3年3月末時点）

	農業経営 アドバイザー	上級農業経営 アドバイザー	林業経営 アドバイザー	水産業経営 アドバイザー
民間金融機関	2,572	22	35	28
士業（税理士、中小 企業診断士など）	746	19	28	16
その他 （普及指導員など）	677	16	17	14
公庫職員	352	20	53	21
合計	4,347	77	133	79

ビジネスマッチングに取り組んでいます

● 国産農水産物の展示商談会

「アグリフードEXPO」をオンラインで開催しました

「アグリフードEXPO」は平成18年度から開催しており、販路拡大を目指す農水産業者や食品企業などとバイヤーをつなぎ、ビジネスマッチングの機会を提供するための全国規模の展示商談会です。

令和2年度はコロナ禍を踏まえて初のオンライン開催とし、動画や画像で出展者や商品情報の閲覧・検索が可能な公式ウェブサイトの新設するとともに、運営事務局が約5か月間にわたり伴走型で商談を支援する「コンシェルジュサービス」を提供しました。

全国各地から国産にこだわった農水産業者や食品企業が多数出展し、バイヤーとの間で活発な商談が行われました。



「アグリフードEXPOオンライン」公式ウェブサイト

外部ネットワークと連携し海外展開などの経営支援を行っています

お客さまが抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる課題に的確に対応し、経営発展を支援するため、日本プロ農業総合支援機構（J-PAO）、日本貿易振興機構（JETRO）などの外部の専門機関と連携しています。

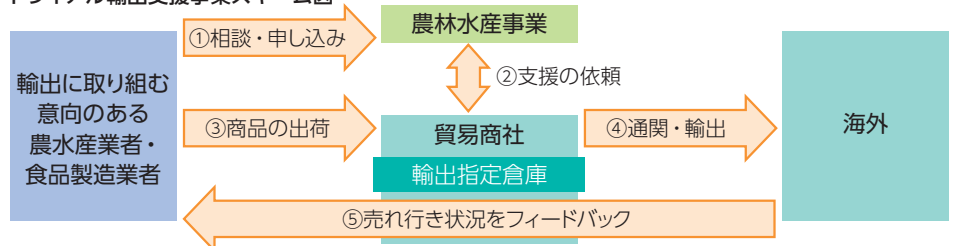
一例として、J-PAOは幅広い業種の会員と農業者支援のノウハウを持っており、お客さまの販売支援や事業化支援を行っています。JETROは、アグリフードEXPOに併せて輸出商談会を開催し、海外バイヤーとのマッチングを後押ししています。

また、農林水産事業では、国内外の貿易商社と提携し、初めて農産物などの輸出に取り組むお客さまを支援する「トライアル輸出支援事業」（輸出事前準備、輸出手続き、輸出先での販売状況のフィードバックなど）を行っています。



トライアル輸出支援事業説明会の様子

トライアル輸出支援事業スキーム図



農林漁業分野における民間金融機関連携の推進

リスク評価に関する情報提供や出資・証券化支援業務などを通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

民間金融機関との連携強化に取り組んでいます

農林漁業・加工流通分野向け融資においても民間金融機関と連携した融資を実施しており、農林水産事業の民間金融機関との令和2年度における協調融資実績^(注)は、1,108件となりました。

さらに、業務委託契約を締結している631の民間金融機関を通じて、農林漁業・加工流通分野向けに公庫資金を融資しています。民間金融機関を通じた公庫資金の令和2年度における融資実績は1万3,302件となりました。

(注)同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したものと、両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含まれます)。

ACRIS(農業信用リスク情報サービス)を提供しています

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです(会員制有料サービス)。

当事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置付け、ご利用いただいている金融機関や税理士などの会員の皆さまと業務の連携を進めています。

なお、毎年精度の検証を行い、必要に応じて経済情勢などを反映したモデルの改良を実施しています。

ACRIS利用による帳票イメージ



証券化支援業務に取り組んでいます

農林水産事業は、民間金融機関による農業融資を推進するため、CDSを活用した信用補完への枠組み(証券化支援業務)を構築し、提供しています(平成20年10月業務開始)。この枠組みを活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%又は5,000万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能となっています。

令和3年3月末時点で、全国134の金融機関が農林水産事業と基本契約を締結しています。

このうち92の金融機関で、証券化支援業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を開発しています。

基本契約を締結した金融機関数 (令和3年3月末時点)

	銀行	信用金庫	信用組合	合計
北海道	1	12	2	15
東北	7	5	1	13
関東	3	8	2	13
中部	7	22	4	33
近畿	5	10	-	15
中国	2	11	1	14
四国	5	2	-	7
九州	10	13	1	24
合計	40	83	11	134
(うち融資商品開発)	(32)	(54)	(6)	(92)

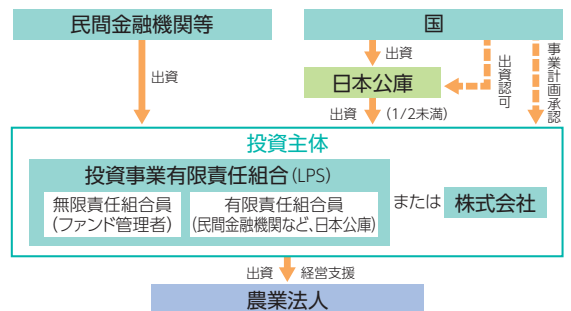
農業法人への出資支援に取り組んでいます

農林水産事業は、地域農業の担い手となる農業法人の自己資本の充実を支援するため、農林水産大臣から事業計画の承認を受け農業法人に投資する投資事業有限責任組合(LPS)及び株式会社に出資しています。

(令和3年3月末時点)

	LPS	株式会社
出資先数	18組合	1社
総出資約束金額又は資本金 (うち日本公庫)	74.6億円 (35.6億円)	40.7億円 (20.3億円)

出資スキームの概要



中小企業事業

中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を支援しています。

業務の概要

中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、事業再生、事業承継、海外展開など、リスクが高い分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。

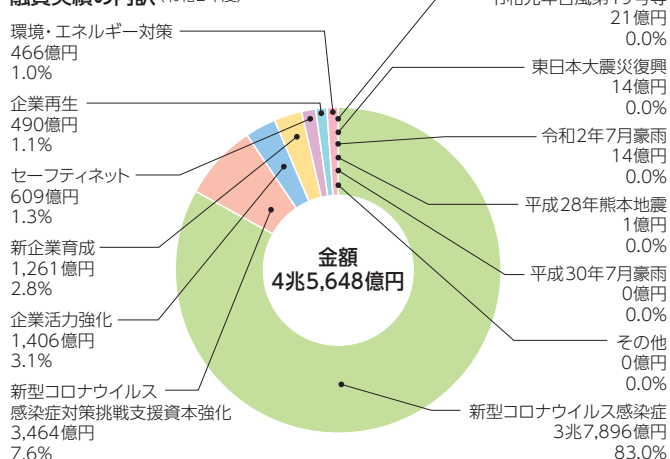
中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業・小規模事業者の成長・発展をサポートするとともに、セーフティネットの機能も果たしています。



融資業務

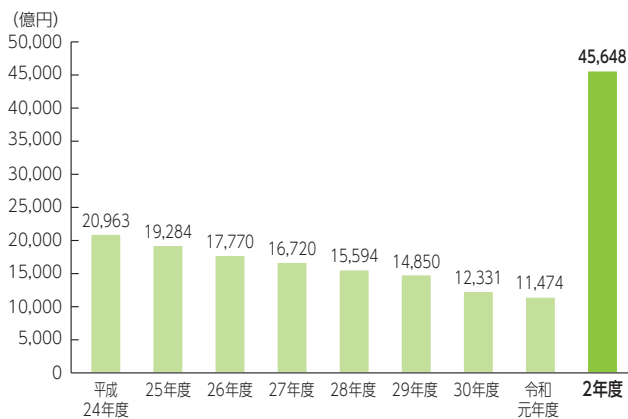
中小企業者の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、長期固定金利の事業資金を安定的に供給することにより、民間金融機関による資金供給を補完しています。

融資実績の内訳 (令和2年度)



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

融資実績の推移



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸付と機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

信用保険業務

中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(注)

(注) 機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

中小企業者の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

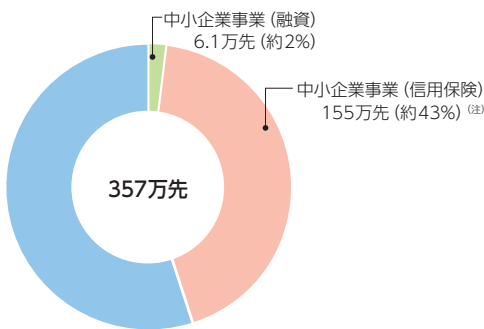
業務の特徴

中小企業事業の支援先

わが国では、中小企業・小規模事業者は全企業の99%を占め、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支えています。また、一口に中小企業・小規模事業者と言っても、多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様はさまざまです。

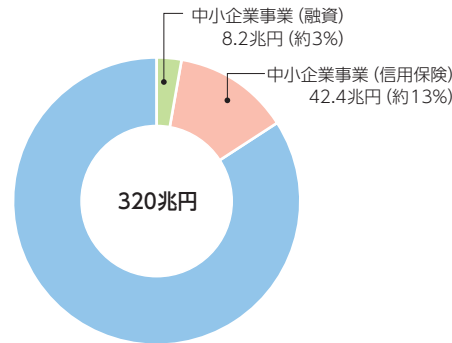
中小企業事業では、これら多様な中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

中小企業・小規模事業者数割合



(注) 信用保証制度の利用企業数
(資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」を中小企業庁が再編加工ほか

中小企業・小規模事業者向け貸付残高



(資料) 日本銀行「現金・預金・貸出金」ほか

中小企業事業は、中小企業・小規模事業者のうち約161万先(約45%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業・小規模事業者向け貸付残高のうち約16%を占めています。

中小企業事業の支援先の特徴

融資業務(直接貸付)

- ・利用先数…………… 6.1万先
令和2年度融資分の平均像
1企業あたりの平均融資金額…………… 105百万円
平均融資期間…………… 10年1ヵ月
平均資本金…………… 40百万円
平均従業員数…………… 84人
- ・融資残高の約80%が従業員20人以上、約91%が資本金1,000万円以上の先
- ・製造業を中心(令和2年度末融資残高の約39%)に幅広い業種をカバー

信用保険業務

- ・利用先数…………… 155万先^(注)
令和2年度保険引受分の平均像
1企業あたりの平均保険引受額…………… 28百万円
平均保険期間…………… 7年9ヵ月
平均従業員数…………… 8人
 - ・保険引受残高の約75%が従業員20人以下、約71%が資本金1,000万円以下の先
 - ・幅広い業種をカバー
- (注) 信用保証制度の利用先数

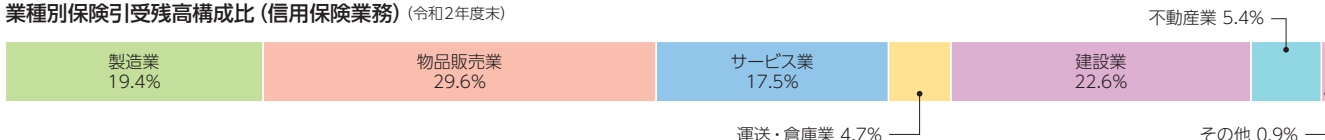
(注)実績は、令和3年3月31日時点のものです。

中小企業事業のお取引先(直接貸付先)6.1万先の従業員は約378万人(令和3年3月31日時点)に上っており、雇用の維持にも貢献しています。

業種別融資残高構成比(融資業務)(令和2年度末)



業種別保険引受残高構成比(信用保険業務)(令和2年度末)



融資業務

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています

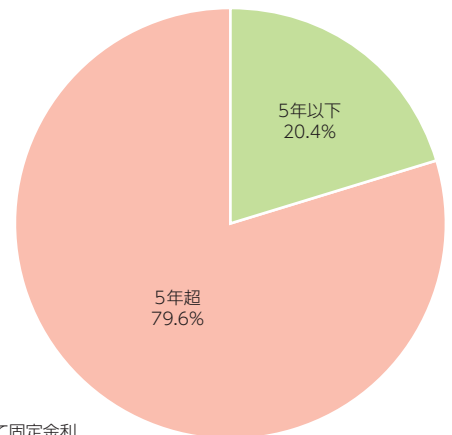
● 長期資金を専門に取り扱っています

中小企業者が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が必要不可欠です。しかし、一般的に中小企業者は大企業と比較して資本市場からの資金調達が困難であるなど、資金調達の手段が限られています。

中小企業事業では、長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小企業事業は、民間金融機関を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業者の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

融資期間別貸出状況(金額構成比)(令和2年度)



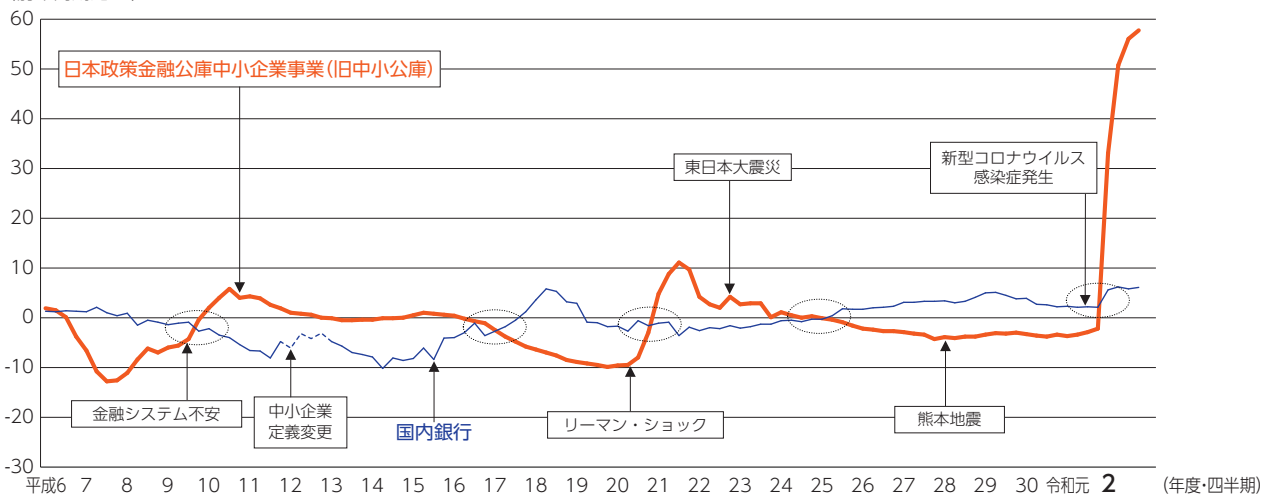
(注) すべて固定金利

● 事業資金を安定的に供給しています

中小企業事業の融資の伸びは、リーマン・ショック後の景気低迷期などには高く、逆に景気回復期には低下しています。中小企業事業は、民間金融機関を補完するという見地から、中小企業者の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業者向け貸出残高伸び率(対前年同期比)

(前年同期比:%)



(資料) 日本銀行「現金・預金・貸出金」

(注) 1. 国内銀行は、中小企業者向けの事業資金貸出残高の銀行勘定です。

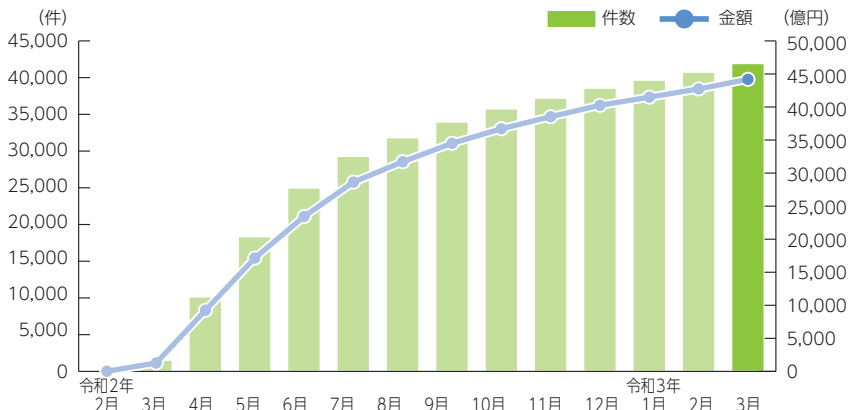
2. 平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます

● セーフティネット

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまをはじめとした厳しい経営環境にある中小企業者の皆さまに、「東日本大震災復興特別貸付」や、「令和元年台風19号等特別貸付」、「令和2年7月豪雨特別貸付」、「セーフティネット貸付」、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による融資を行い、資金繰りや事業の再建を支援しました。

新型コロナウイルス感染症関連の融資実績



●新事業支援

ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業者の皆さまを支援する「新事業育成資金」の融資に積極的に取り組んでおり、制度がスタート(平成12年2月)してからの累計実績は1万4,499先、6,988億円に上っています(令和3年3月末時点)。また、企業が新たに発行する新株予約権を取得することにより、無担保資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

「新事業育成資金」の融資実績

	平成30年度	令和元年度	2年度
先数	1,310先	1,319先	285先
金額	628億円	634億円	216億円

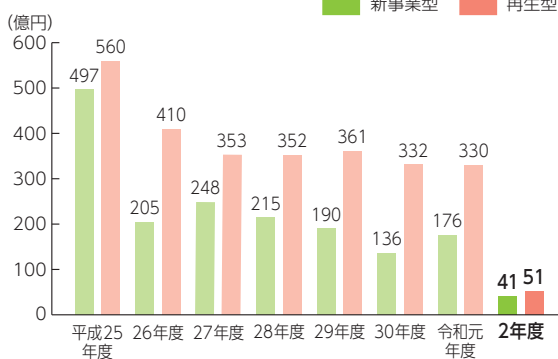
「新事業育成資金」のうち、新株予約権付融資の実績

	平成30年度	令和元年度	2年度
先数	32先	31先	15先
金額	15億円	30.4億円	20.9億円

●資本性ローン

新規事業や経営再建に取り組む中小企業者の皆さまの財務体質強化を図るために、民間金融機関と連携し、「挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)」を適用して支援しています。本特例による債務については、金融機関の債務者区分判定において自己資本とみなすことができます。

融資実績の推移



●海外展開支援

「海外展開・事業再編資金」による融資、スタンドバイ・クレジット制度やクロスボーダーローンによる海外現地法人等の資金調達支援、経営相談への対応、進出企業間の交流会の開催などにより、中小企業者の皆さまの海外展開を積極的に支援しています。

令和2年度における「海外展開・事業再編資金」の融資実績は、191先、181億円となりました。

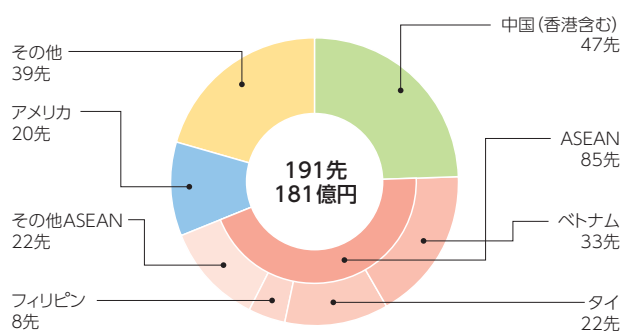
スタンドバイ・クレジット制度は、中小企業者の海外現地法人等が、日本公庫の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫がスタンドバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。提携金融機関はアジアを中心に、令和3年3月末時点で15行となっています。

また、全国各地の地域金融機関と連携したスキームも構築しており、令和3年3月末時点で全国60の地域金融機関と連携しています。

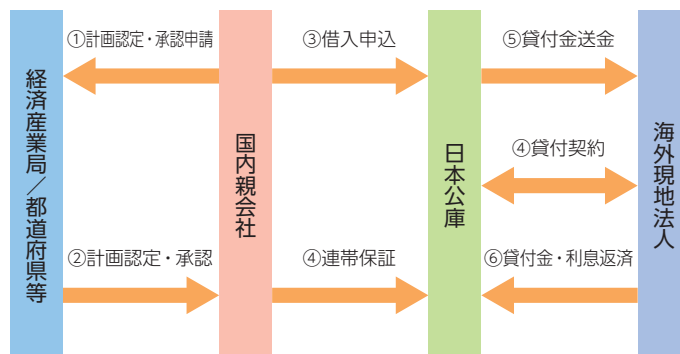
令和2年度は8の国・地域の提携金融機関に対して信用状を発行し、その利用実績は83先となりました。

令和3年1月に、クロスボーダーローンの取扱いを開始し、海外現地法人の円滑な資金調達を支援しています。クロスボーダーローンは、海外の構造的変化等に適応するために、国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接融資する制度です。ご利用いただける国・地域は、タイ、ベトナム、香港となっており、令和2年度の融資実績は11先となりました。

「海外展開・事業再編資金」の国・地域別実績内訳(令和2年度)



クロスボーダーローンのスキーム図

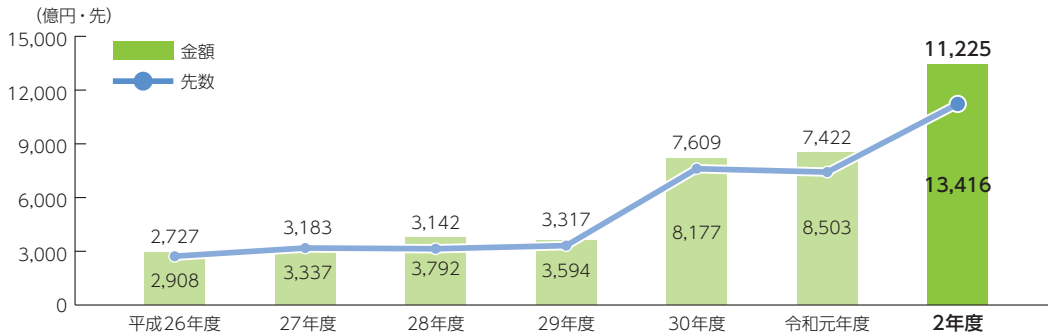


● 民間金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国6.1万先の顧客データベースに基づく情報を活かし、「創業・新事業支援」「海外展開支援」「早期事業再生支援」「事業承継支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で民間金融機関と連携して、中小企業者の皆さまをご支援しています。具体的には、民間金融機関と緊密な情報交換を行い、協調融資での支援、マッチングイベントや海外展開・事業承継セミナーの共催などに取り組んでいます。

特に、平成30年度からは、「新たなステージに向けた民間金融機関連携の取組み」として、民間金融機関との連携に積極的に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症への対応においても、これまでの連携関係のもと、同感染症により影響を受けた中小企業の皆さまへの資金繰り支援を実施しています。

協調融資^(注)の先数・金額実績推移(中小企業事業)



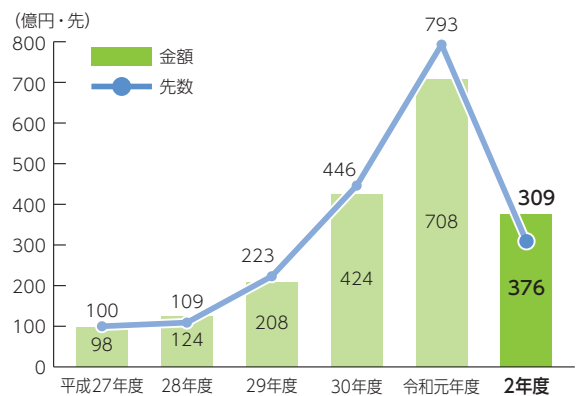
(注) 同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したもの(公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含む)。

● 事業承継・集約・活性化支援資金の融資実績

中小企業事業は、後継者が不在である企業のM&Aや、安定的な経営権確保のための自己株式取得など、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまを支援するため、特別貸付「事業承継・集約・活性化支援資金」による支援を行っています。

中小企業庁は、「事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進」を平成30年度以降の重要政策の一つとして位置付けています。当事業は、今後も本融資制度を活用し、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまの支援に取り組んでいきます。

「事業承継・集約・活性化支援資金」融資実績



企業の成長に貢献します

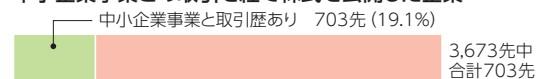
● 公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています

これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約2割にあたる703先^(注)となっています。多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

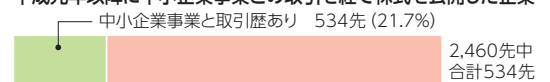
平成元年以降についても、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は534先^(注)と株式公開企業の約2割を占めています。

(注)先数は令和3年3月31日時点において株式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業



平成元年以降に中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業



(注)日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、令和3年3月31日時点。農林・水産、金融・保険及び外国企業を除きます。

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非とお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけないでしょうか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典)平成15年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

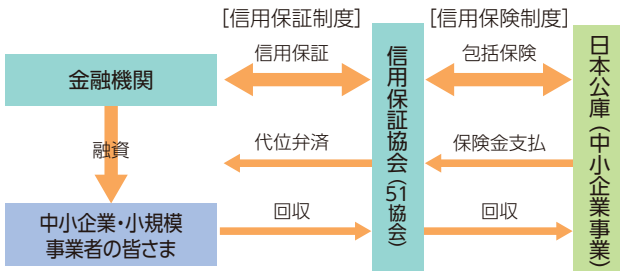
信用保険業務

信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています

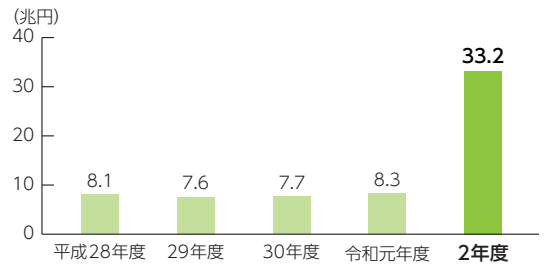
● 信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入又は社債の発行などにより事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)などにに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度概略図



保険引受実績



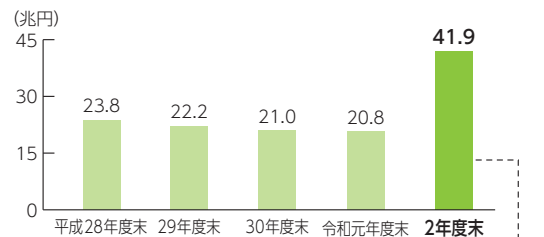
● 中小企業の43%が信用補完制度を利用されています

令和3年3月末時点で、信用保証協会が保証している融資など（保証債務残高）は41兆円で、中小企業向け貸出しの13%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

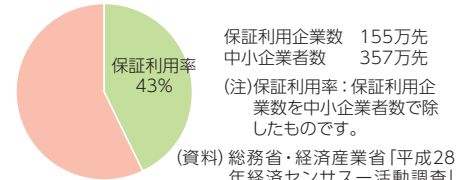
信用保証制度は155万先の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の43%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることとなります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

全国51信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率



令和2年度 保証利用率(注)



証券化支援業務

● 証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援しています

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業者の皆さま向け貸付債権等の証券化が行われています。

令和2年度は、証券化支援買取業務において、「地域金融機関CLOシンセティック型（合同会社クローバー2021）」を組成しました。中小企業事業は、14の地域金融機関とCDS契約を締結するとともに、特別目的会社（合同会社クローバー2021）が発行した社債164億円のうち33億円を取得し、31億円に保証を付しました。本CLOによって、22都道府県800先に対して170億円の無担保資金が供給されました。

中小企業事業は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供することで、中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買取型

民間金融機関等の中小企業者の皆さま向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS契約を活用し証券化する業務

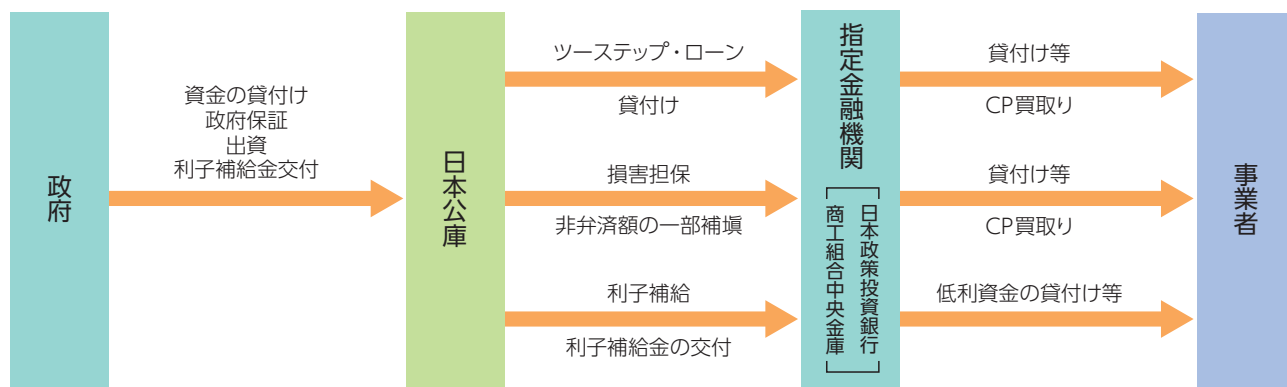
保証型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業者の皆さま向け無担保債権等の部分保証や証券化商品の保証や一部買取りを行う業務

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の概要

日本公庫は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を実施しています。危機発生時においては、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、公庫は指定金融機関への信用供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しています。



【これまでの危機対応業務の事案】

- 災害救助法関連の事案
- 特別相談窓口関連の事案
- 国際的な金融秩序の混乱関連の事案
- 東日本大震災関連の事案
- 平成28年熊本地震による災害関連の事案
- 新型コロナウイルス感染症関連の事案

● 資金の貸付け(ツーステップ・ローン)

日本公庫が、財政融資資金等を原資として指定金融機関に対し貸付けを行うものです。令和2年度末残高は4兆5,706億円です。

● 利子補給

日本公庫により資金の貸付けやリスクの一部補完を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものです。

● リスクの一部補完(損害担保取引)

日本公庫が、指定金融機関から補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うものです。令和2年度末損害担保引受残高は2兆5,079億円(指定金融機関からの報告ベース)です。

危機対応円滑化業務の実績

(単位：億円)

	平成20年度 下期	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126	49	27	46

(注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和3年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 損害担保のうち、

貸付け等の実績は、指定金融機関が令和3年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和3年5月10日までに補償応諾した引受金額です。

出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。

3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和2年9月末までにを行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の概要

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)に基づき、主務大臣が認定したエネルギー環境適合製品の開発・製造を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。令和2年度末残高は146億円です。

事業再編促進円滑化業務の概要

「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づき、主務大臣が認定した事業再編等を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。令和2年度末残高は1,070億円です。

開発供給等促進円滑化業務の概要

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令和2年法律第37号)に基づき、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・開発供給等促進円滑化業務の実績(ツーステップ・ローン)

(単位:億円)

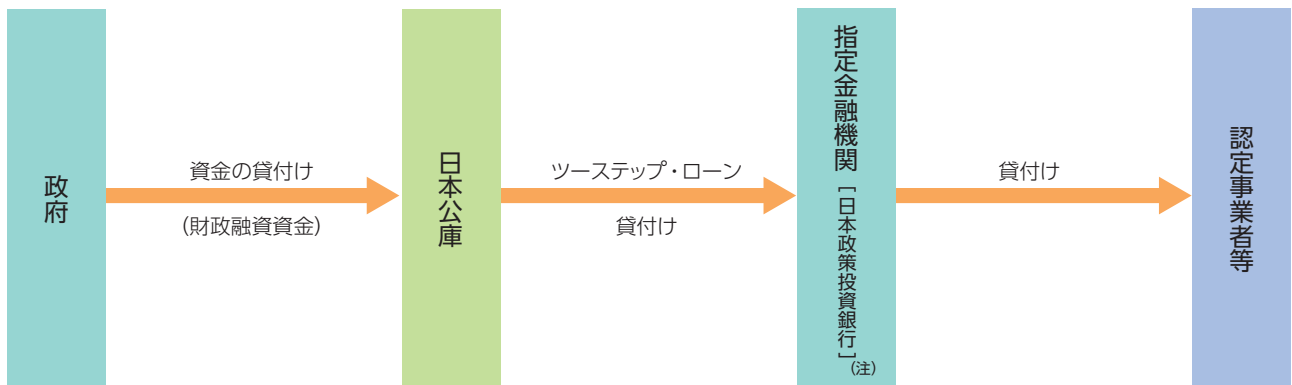
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
特定事業促進円滑化業務	200	13	78	106	29	11	10	5	—	—	—
事業再編促進円滑化業務	—	—	250	—	200	—	—	—	—	1,000	—
開発供給等促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 実績は、日本公庫が令和3年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 各業務の開始日: 特定事業促進円滑化業務 平成22年8月16日、事業再編促進円滑化業務 平成26年1月20日、開発供給等促進円滑化業務 令和2年8月31日

3. 事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付で「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したものです。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・開発供給等促進円滑化業務の仕組み



(注) 主務大臣が金融機関からの申請により指定するものです。

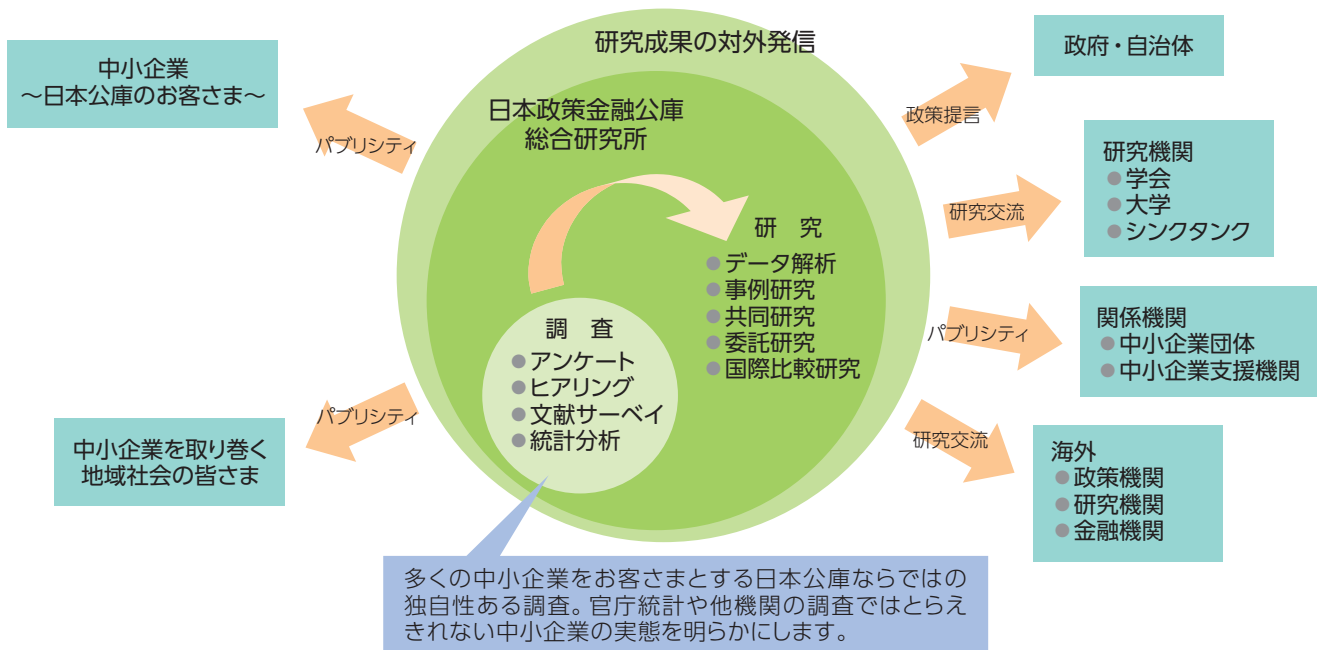
総合研究所

専門性・独自性・先進性を追求

多数の中小企業をお客さまにもつ日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、高い研究水準を目指します。

総合研究所の機能と特色

総合研究所は、経営者や家族だけで稼働する生業的な企業から株式上場を目前にしたハイテクベンチャー企業まで、さまざまな中小企業を研究対象とする総合的な研究機関です。アンケート調査やヒアリング調査など、多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、専門性・独自性・先進性に富む研究活動を展開しています。



業務の概要

中小企業の景況等に関する調査

● 全国中小企業動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1万社を調査対象とする小企業編と、おおむね20人以上の「中小企業」約1万3,000社を対象とする中小企業編から成り、四半期に一度発表しています。個人経営の自営業者から従業者数300人規模の企業まで中小企業全域をカバーする大規模な景気観測調査です。

● 全国小企業月次動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1,500社を対象に毎月実施しています。速報性の高い電話調査により、小企業の足元の景況感をタイムリーにとらえます。

● 中小企業景況調査

比較的規模の大きな「中小企業」900社を対象とし、景況感を毎月調査。三大都市圏の製造業にウエートを置く調査対象が特徴です。1963年の調査開始から50年を超える歴史をもち、売上げ見通しDIは政府の景気動向指数の先行系列にも採用されています。

● 中小製造業設備投資動向調査

従業員数20~299人の中小製造業3万社を対象に、年2回、設備投資の計画や実績を調査。中小企業を対象とする設備投資動向調査としては、わが国で最も規模が大きく詳細なものです。

中小企業の現状と課題に関するテーマ別研究

中小企業が直面する課題、中小企業を中心とする産業や地域経済の動向などタイムリーなテーマを選んで調査を実施、調査結果をベースに発展的な研究を行います。研究成果は論文やレポートにまとめ、定期刊行物、書籍などの発行、学会や各種研究プロジェクト、シンポジウム等を通じて発信します。

※ 論文・レポート・調査結果などの多くは日本公庫ホームページ上でご覧になれます。

● 中小企業の構造問題に関する研究

新規開業、事業承継、雇用、資金調達、地域経済社会とのかかわりなど、中小企業が構造的に抱える課題について調査研究を行います。

－主な調査(2020年度実施)－

- 新規開業実態調査(2020年度定例調査・特別調査)
- 新規開業企業を対象とするパネル調査
- 起業と起業意識に関する調査
- 移住を伴う新規開業に関する調査
- 「意識せざる起業家」に関する調査
- 自然災害が中小企業経営に与える影響に関する調査
- 中小企業を成長させる外国人経営者の実態調査
- 気候変動が中小企業の業績に与える影響の長期分析
- 中小企業におけるクラウドソーシングの利用実態
- 中小製造業の設備投資の構造変化に関する調査
- 新型コロナウイルス感染拡大が中小企業に与える影響
- コロナ後の中小企業経営の方向性に関する研究

－主な研究論文・レポート(2020年度発表)－

- ◇中小企業の廃業がマクロ経済に与える影響
- ◇起業に対してボーダーレスな意識をもつ人々に関する考察
- ◇日本の中小企業におけるオルタナティブファイナンスの現状と展望
- ◇経営者の事情を理由とする廃業の実態と必要な支援策

● 中小企業の経営問題に関する研究

ヒト、モノ、カネなど経営資源が限られるハンディを克服し経営を革新する中小企業の事例を収集。研究成果を事例集として毎年発行します。

－2020年度調査－

- 最先端技術でビジネスモデルを磨く小さな企業たち

－2020年度発行－

- ◇選ばれる小さな企業

● 内外の産業動向・地域経済動向に関する研究

技術の革新や生産システムの変化など、中小企業を中心に起きている最新の動きを産業政策の視点からとらえます。また、地域活性化に果たす役割など地域経済振興の今日的な視点から中小企業の動きを追います。

－主な調査(2020年度実施)－

- サブスクリプション産業に進出する中小企業
- 宇宙産業で活躍する中小企業

－主な研究論文・レポート(2020年度発表)－

- ◇中小企業におけるAI活用の現状と求められる支援
- ◇医療機器分野への参入で多角化を図る中小製造業の経営戦略
- ◇技能承継に取り組む中小製造業～技術と人材育成が匠の技を紡ぐ～
- ◇中小製造業における技能承継問題の実態とその解決策
- ◇ものづくり現場の自動化を支える中小生産用機械器具製造業

研究成果の学会発表

● 第40回日本中小企業学会全国大会(2020.10.11)

『情報技術を活用した中小製造業の技能承継』

データベースやスマートグラス、AIなどのITを使えば、組織全体として知識を蓄積し、利用することができます。この研究では、中小企業が技能を効果的、効率的に承継していくうえでの具体的なIT活用方法を明らかにしました。

● 第23回日本ベンチャー学会全国大会(2020.12.5)

『廃業経験がある勤務者の再起業意欲に関する研究』

自らが経営していた事業を廃業し、現在は勤務している人たちを対象に、再起業意欲を分析した結果、経営の失敗に対する「免疫力」を高めることが、起業の促進に重要であることが明らかになりました。

総合研究所の刊行物

● 定期刊行物



日本政策金融公庫論集

季刊(2月、5月、8月、11月の各25日発行)

総合研究所スタッフによる学術レベルの研究論文を掲載。

外部論文も掲載し、中小企業研究者に研究発表の機会を提供します。

—第51号(2021年5月)の掲載論文—

中小企業における自然災害の被害と備えの実態

地域とキャリアを軸にした移住創業者に対する一考察

増加する外国人経営者とその全体像

国家戦略特区を活用した外国人による創業の促進



日本公庫総研レポート

随時発行

中小企業の現状と課題に関する最新の研究成果をとりまとめ、タイムリーに発信する各号完結の研究報告書です。



調査月報

毎月5日発行

総合研究所の研究成果を、企業経営者や中小企業支援機関関係者など研究者以外の方々にもわかりやすくお伝えするための研究雑誌です。

● 書籍



『新規開業白書』

「新規開業実態調査」の結果をベースに、最新のテーマで新規開業の動向を分析。

1992年から毎年刊行している、わが国の新規開業研究に欠かせない文献です。

—2021年版の主な内容—

「2020年度新規開業実態調査」結果の概要

「2020年度起業と起業意識に関する調査」結果の概要

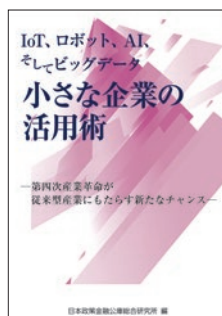
地域別・キャリア別にみた移住創業者の実態

日本における自営業の変遷



『増加する外国人経営者』

日本のビジネス界に多様性をもたらすプレーヤーとして外国人経営者が注目されています。大規模なアンケートやヒアリングなどをもとに、日本とは異なる環境で生まれ育った海外出身の外国人経営者の実態を詳細に分析しました。



『IoT、ロボット、AI、そしてビッグデータ 小さな企業の活用術』

アンケート調査によりIoTやAIなど最先端技術の導入実態を分析するとともに、最先端技術を活用する企業事例から、小さな企業が第四次産業革命を飛躍のチャンスにするための方策を考察しています。

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢 60

ガバナンス態勢

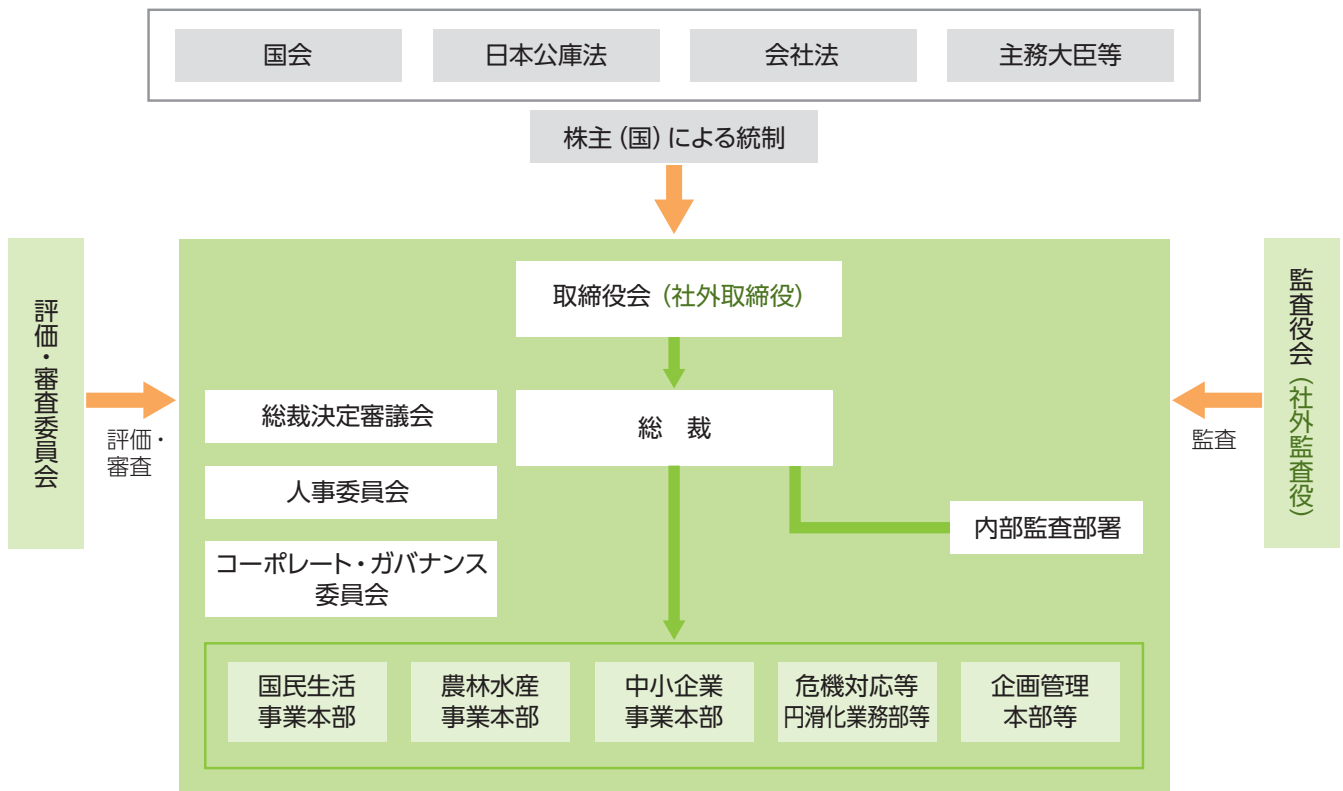
基本的な考え方

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組みます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評価・審査(評価・審査委員会)並びに内部及び外部の監査(内部監査部署、監査役会、会計監査人)を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注) 国による統制

- 株主としての統制(会社法等)
- 主務省等による統制(金融庁・会計検査院検査を含みます。)
- 国会による統制(予算等)

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は、4名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行について監査しています。

4 評価・審査委員会

日本公庫は、日本政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、外部有識者による評価・審査委員会を設置しています。

評価・審査委員会では、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行います。なお、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は外部に公表しています。

評価・審査委員会の委員は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」並びに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価・審査委員会名簿

（五十音順、敬称略） 2021年7月1日現在

【評価・審査委員】

鵜澤 静	元日清紡ホールディングス株式会社代表取締役会長
大谷 邦夫	株式会社ニチレイ代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
◎隅 修三	東京海上日動火災保険株式会社相談役
西岡 清一郎	弁護士 元広島高等裁判所長官
○沼上 幹	一橋大学大学院経営管理研究科教授
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員

【専門委員】

生源寺 真一	福島大学食農学類教授
鶴 光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
中田 真佐男	成城大学経済学部教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授

（◎は委員長、○は委員長代理）

開催実績

（主な議事内容）

- 2020年度第1回（2020年5月21日）
 - ・新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・2019年度役員業績評価について
 - ・役員候補者の審査について
- 2020年度第2回（2020年7月7日）
 - ・退職役員の業績評価について
- 2020年度第3回（2020年9月10日）
 - ・役員候補者の審査について
- 2020年度第4回（2020年11月11日）
 - ・委員長及び委員長代理の選任について
 - ・2019年度業績評価報告書について
 - ・2020年度業務運営計画の報告について
 - ・2020年度業績評価基準について

5 総裁決定審議会

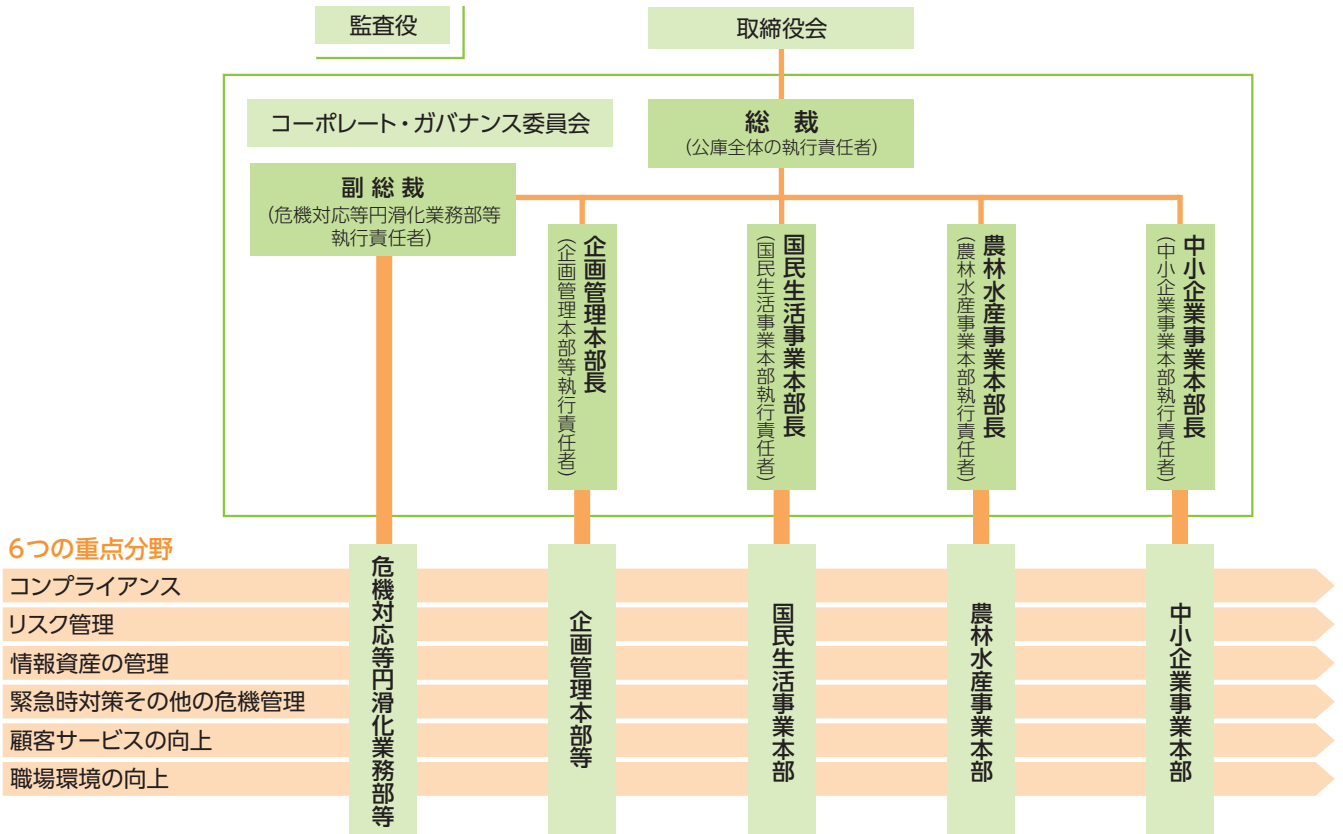
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注)国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることとなります。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることとなります。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
 - 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
 - 3 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - 4 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 5 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(監査役職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 公庫は、前2条を遵守するほか、監査役職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第10条 公庫は、前条第2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

(監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第11条 公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

(監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第12条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3)反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4)インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含みます。)の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含みます。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の管理

日本公庫では、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、セキュリティポリシーを定め、情報資産の管理を適切に行っています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

- (1) 公庫は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。
- (2) 情報システムに対するサイバー攻撃に係る情報を入手した場合は、速やかに財務省に連絡を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画(BCP^(注))を策定しております。

(注)BCP(ビジネス・コンティニューイティ・プラン)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画のことです。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明及び情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからのご相談や苦情等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応するとともに、業務運営への適切な反映に努めてまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用していただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 職場環境の向上

日本公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てています。

ダイバーシティの推進と職場環境向上

日本公庫では、「働きがいのある職場づくり」を経営方針に掲げ、女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメント^(注)の実践が可能な職場づくりに取り組んでいます。

(注)ワークライフ・マネジメント：仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自身の意思で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントすること。

1 女性のキャリア開発の推進

「管理職に占める女性の割合7%以上(2023年4月時点)」を目標^(注)に掲げ、女性の育成・登用に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事務職から業務職への育成制度、女性のスキルアップを目的とした外部セミナーへの派遣に加え、女性管理職を対象とした社内フォーラムを開催しています。

また、若手職員を対象に先輩職員がアドバイザー役として、仕事だけでなく仕事と家庭の両立に関する相談にも対応するなど、個別にサポートする体制も整備しています。

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づく行動計画

2 多様な人材が活躍できる職場づくり

コロナ禍における環境変化を踏まえ、テレワーク等のデジタル技術を活用した新しい働き方を推進し、多様な人材が安心して最大限に能力を発揮できる職場づくりに取り組んでいます。

3 両立支援

柔軟な働き方を実現するため、ライフステージに応じた両立支援策を整備しています。

また、男性の育児に伴う休暇・休業の取得奨励等により、男性の家事・育児への参画を推進しています。日本公庫は、優良な子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく特例認定「プラチナくるみん」を取得しています。



認定マーク「プラチナくるみん」

4 メリハリある働き方の推進

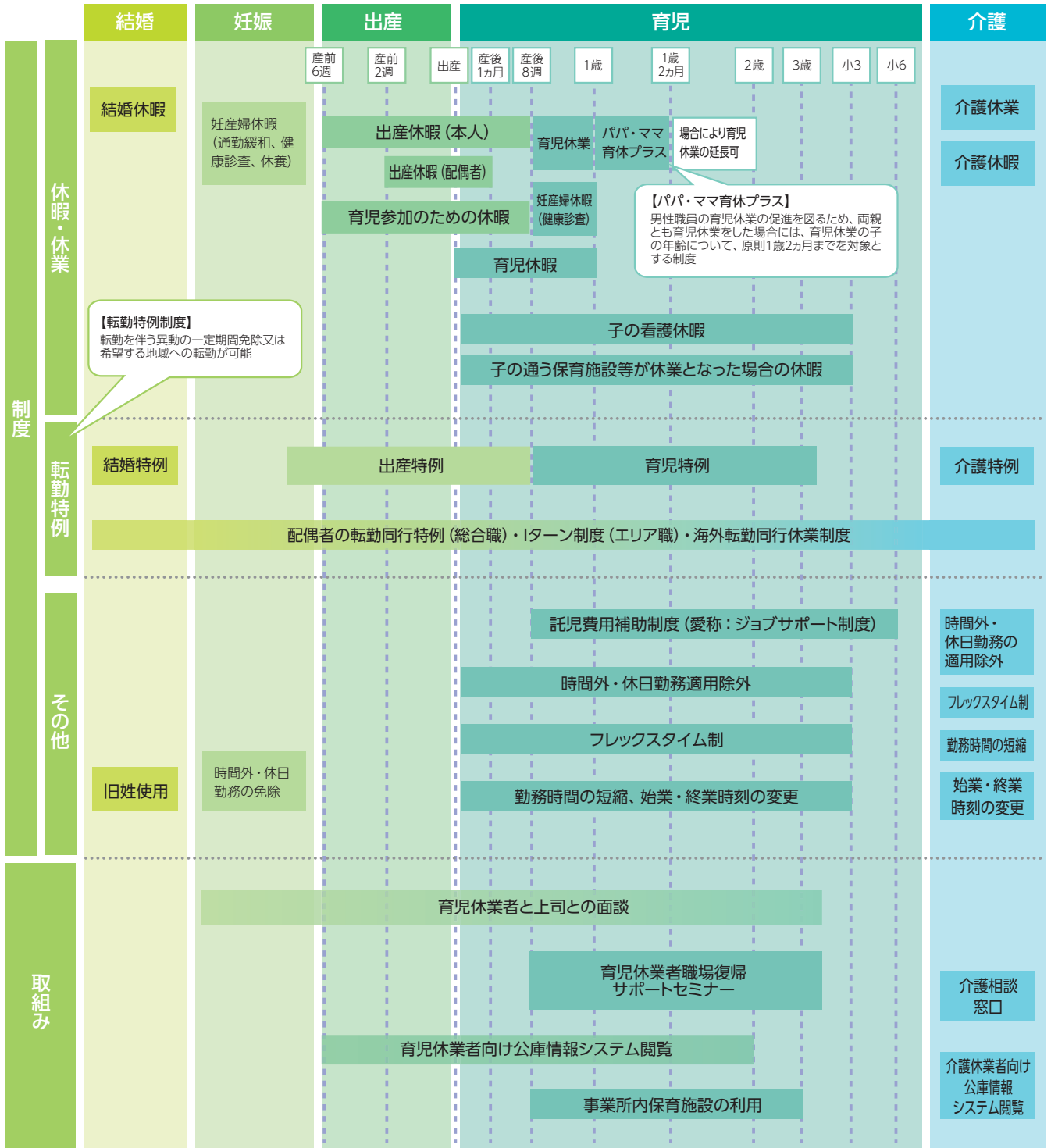
ワークライフ・マネジメントの一環として、休暇の計画的取得やノー残業デーの実施を推進しています。また、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向けた勉強会や社内向けの情報発信を実施しています。こうした取組みにより、時間生産性を高め、職員一人ひとりのメリハリある働き方の実践を推進しています。

5 本支店におけるダイバーシティ推進活動

令和2年度は、コロナ禍におけるお客さま対応に万全を期すために活動を休止としていましたが、全国10ブロックの「ダイバーシティ推進地域委員会」(札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各支店に設置)を中心に、全152支店で地域や職場の課題解決に向けて活動する体制としています。

6 職員ニーズの各種施策への反映

年に1度、全職員を対象に意識調査を行い、職場環境に関する課題を把握しています。本調査によって得られた職員の意見をもとに各種施策を実施し、職場環境の改善に積極的に役立てています。



組織運営の仕組み

個人情報保護

日本公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立等個人情報保護法」といいます。)、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- ① お客さまご本人さまの確認(融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- ⑤ ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^(注)
(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(国民生活事業)にお申し出いただければ、停止いたします。
- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 一般貸付、経営改善貸付(小規模事業者経営発達支援資金に限る。)、特別貸付、生活衛生貸付(生活衛生改善貸付を除く。)及び教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人信用情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 公益財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま(教育貸付制度のみ)	公益財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	公益財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選認定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資・ご返済に関する情報の提供
- ⑤ アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等による参考情報の提供^(注)
(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(農林水産事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

中小企業事業

- ① 信用状のお申込の受付、信用状発行の判断及び信用状発行後の管理
- ② 与信業務に係る継続的なお取引等についての判断
- ③ 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ④ 各種お取引の解除やお取引解除後の事後管理
- ⑤ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供
- ⑥ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ⑦ 融資制度若しくは信用状制度の御案内又は御提案^(注)
(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(中小企業事業)にお申し出いただければ、停止いたします。
- ⑧ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

危機対応等円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)利用目的の範囲内で提供する場合
- (3)お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4)行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5)統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6)明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1)公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2)公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3)公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

日本公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)のもと、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適切な管理について必要な事項を定めた「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を策定し、公表しています。

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社日本政策金融公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。番号法においては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独法等個人情報保護法」という。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び特定個人情報取扱規則等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^(注)を遵守する。

(注)法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・独法等個人情報保護法等関連法令
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付け総管情第85号総務省行政管理局長通知)

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき株式会社日本政策金融公庫自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報取扱規則等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象機関として、開示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付 	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役の見解		
監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付 	8月
会計監査報告		
ディスクロージャー誌(本誌)	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上に開設 (アドレス https://www.jfc.go.jp/) 	随時内容を更新
ホームページ		
<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載 ●電子公告 		

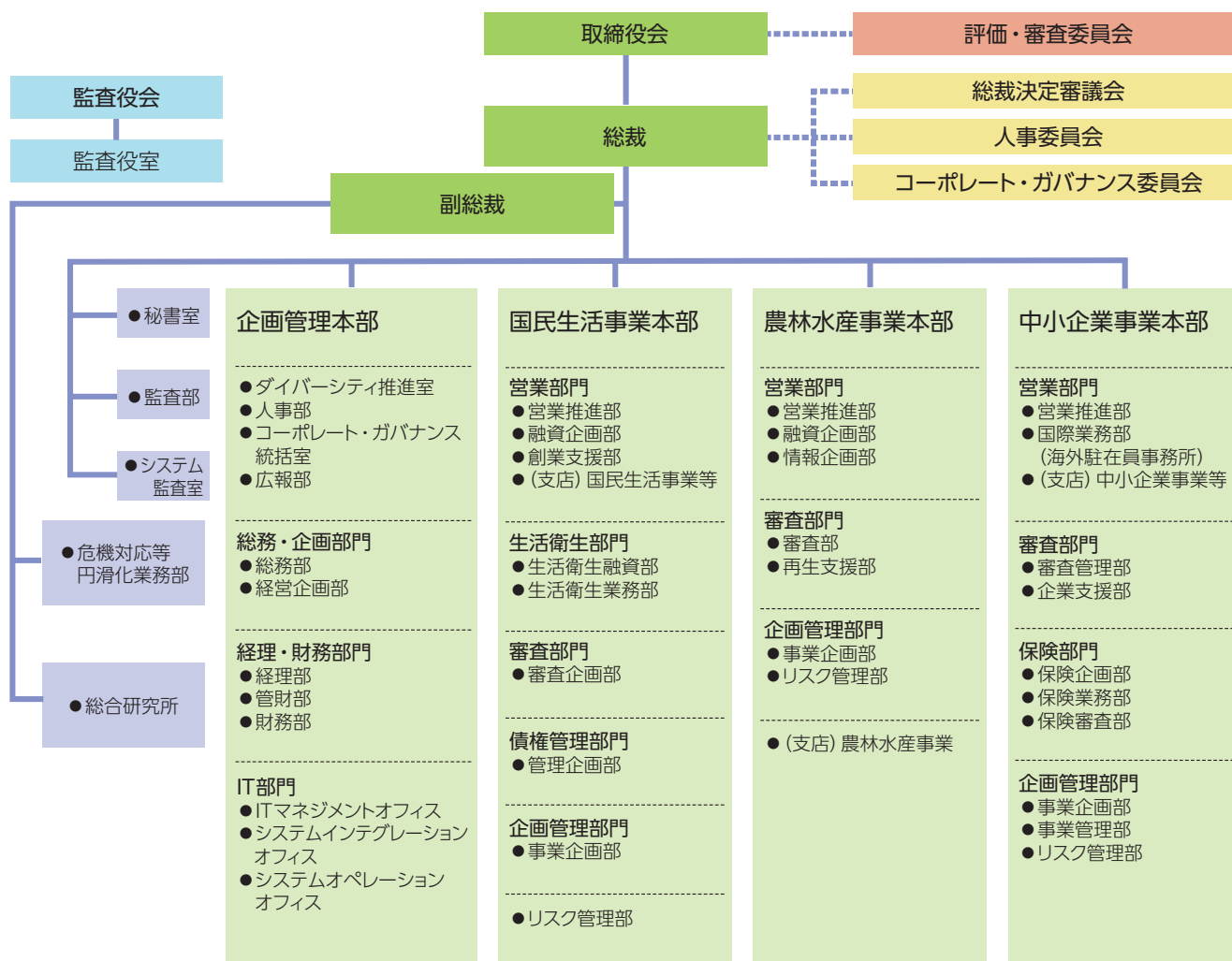
Memo

組織・沿革

組織について	76
本店・支店所在地一覧	77
日本公庫の沿革	82

組織について

株式会社日本政策金融公庫の組織図



役員一覧 (令和3年6月23日時点)

代表取締役総裁	田中 一穂	常務取締役	田口 克幸	社外取締役	大谷 邦夫
代表取締役副総裁	岩間 邦彦	常務取締役	丸山 孝則	社外取締役	栗原 美津枝
代表取締役専務取締役	新井 毅	取締役	鈴木 直人	常勤監査役	上甲 肇祐
代表取締役専務取締役	吉野 恭司	取締役	十亀 幹夫	常勤監査役	楠美 信泰
代表取締役専務取締役	富山 一成	取締役	間庭 典之	社外監査役	山田 雄一
専務取締役	小野 洋太	取締役	後藤 健二	社外監査役	村田 恒子
常務取締役	片岡 佳和	取締役	松岡 裕之		
常務取締役	若井 克之	取締役	渡邊 正博		

本店・支店所在地一覧 (令和3年7月時点)

	所在地		電話番号
本店	〒100-0004	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
北海道			
札幌支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル	011-231-9131 011-251-1261 011-281-5221
札幌北支店			
国民生活事業	〒060-0807	札幌市北区北七条西4-5-1 伊藤110ビル	011-726-4221
函館支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒040-0065	函館市豊川町20-9	0138-23-8291 0138-23-7175
小樽支店			
国民生活事業	〒047-0032	小樽市稲穂2-1-3	0134-23-1167
旭川支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒070-0034	旭川市四条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル	0166-23-5241 0166-24-4161
室蘭支店			
国民生活事業	〒050-0083	室蘭市東町2-9-8	0143-44-1731
釧路支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル	0154-43-3330 0154-43-2541
帯広支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒080-0010	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル	0155-24-3525 0155-27-4011
北見支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒090-0036	北見市幸町1-2-22	0157-24-4115 0157-61-8212
青森			
青森支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒030-0861	青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル	017-723-2331 017-777-4211 017-734-2511
弘前支店			
国民生活事業	〒036-8354	弘前市大字上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
八戸支店			
国民生活事業	〒031-0074	八戸市大字馬場町1-2	0178-22-6274
岩手			
盛岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒020-0024	盛岡市菜園2-7-21	019-623-4376 019-653-5121 019-623-6125
一関支店			
国民生活事業	〒021-0877	一関市城内1-9	0191-23-4157
宮城			
仙台支店			
国民生活第一事業 国民生活第二事業 農林水産事業 中小企業事業	〒980-8452 〒980-8454 〒980-8453	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル	022-222-5173 022-222-5377 022-221-2331 022-223-8141
石巻支店			
国民生活事業	〒986-0825	石巻市穀町16-1 明治中央ビル	0225-94-1201
秋田			
秋田支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング	018-832-5641 018-833-8247 018-832-5511
大館支店			
国民生活事業	〒017-8567	大館市御成町2-3-38	0186-42-3407

	所在地		電話番号
山形			
山形支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館	023-642-1331 023-625-6135 023-641-7941
米沢支店			
国民生活事業	〒992-0045	米沢市中央4-1-30 米沢商工会議所会館	0238-21-5711
酒田支店			
国民生活事業	〒998-0036	酒田市船場町1-1-2	0234-22-3120
福島			
福島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-2341 024-521-3328 024-522-9241
会津若松支店			
国民生活事業	〒965-0878	会津若松市中町2-35	0242-27-3120
郡山支店			
国民生活事業	〒963-8005	郡山市清水台1-6-21 山相郡山ビル	024-923-7140
いわき支店			
国民生活事業	〒970-8026	いわき市平字菱川町1-5	0246-25-7251
茨城			
水戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒310-0021	水戸市南町3-3-55	029-221-7137 029-232-3623 029-231-4246
日立支店			
国民生活事業	〒317-0073	日立市幸町2-1-48 秋山ビル	0294-24-2451
土浦支店			
国民生活事業	〒300-0043	土浦市中央1-1-26 多摩川土浦ビル	029-822-4141
栃木			
宇都宮支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-634-7141 028-636-3901 028-636-7171
佐野支店			
国民生活事業	〒327-0022	佐野市高砂町2806-1	0283-22-3011
群馬			
前橋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒371-0023	前橋市本町1-6-19	027-223-7311 027-243-6061 027-243-0050
高崎支店			
国民生活事業	〒370-0826	高崎市連雀町81 オカバ高崎ビル	027-326-1621
埼玉			
さいたま支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル	0570-017202 (ナビダイヤル) 048-645-5421 048-643-8320
浦和支店			
国民生活事業	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-14	0570-015295 (ナビダイヤル)
川越支店			
国民生活事業	〒350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル	0570-017448 (ナビダイヤル)
熊谷支店			
国民生活事業	〒360-0041	熊谷市宮町2-45	0570-015958 (ナビダイヤル)
越谷支店			
国民生活事業	〒343-0816	越谷市弥生町3-33 越谷東駅前ビル	0570-017686 (ナビダイヤル)

	所在地	電話番号
新潟		
新潟支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル	025-246-2011 025-240-8511 025-244-3122
長岡支店		
国民生活事業	〒940-0087 長岡市千手3-9-23	0258-36-4360
三条支店		
国民生活事業	〒955-0092 三条市須頃1-20 三条商工会議所会館	0256-34-7511
高田支店		
国民生活事業	〒943-0832 上越市本町5-4-5 あすとぴあ高田	025-524-2340
長野		
長野支店		
国民生活事業 農林水産事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291	026-233-2141 026-233-2152
松本支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央1-4-20 日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070 0263-33-0300
小諸支店		
国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町3-3-12 小諸商工会議所会館	0267-22-2591
伊那支店		
国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
千葉		
千葉支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒260-0028 千葉市中央区新町1000 センシティタワー	0570-037502 (ナビダイヤル) 043-238-8501 043-243-7121
船橋支店		
国民生活事業	〒273-0005 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館	0570-039512 (ナビダイヤル)
館山支店		
国民生活事業	〒294-0045 館山市北条1063-2	0570-037524 (ナビダイヤル)
松戸支店		
国民生活事業	〒271-0091 松戸市本町7-10 ちばぎんビル	0570-037762 (ナビダイヤル)
東京		
東京支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業第一事業 中小企業第二事業 中小企業第三事業	〒100-0004 千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	0570-031227 (ナビダイヤル) 03-3270-9791 03-3270-1282 03-3270-7994 03-3270-6801
東京中央支店		
国民生活事業	〒104-0033 中央区新川1-17-28	0570-026103 (ナビダイヤル)
新宿支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒160-0023 新宿区西新宿1-14-9	0570-026825 (ナビダイヤル) 03-3343-1261
上野支店		
国民生活事業	〒110-0015 台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル	0570-032371 (ナビダイヤル)
江東支店		
国民生活事業	〒130-0022 墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	0570-031092 (ナビダイヤル)
五反田支店		
国民生活事業	〒141-0031 品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル	0570-032140 (ナビダイヤル)
大森支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒143-0016 大田区大森北1-15-17	0570-026894 (ナビダイヤル) 03-5763-3001

	所在地	電話番号
渋谷支店		
国民生活事業	〒150-0041 渋谷区神南1-21-1 日本生命ビル	0570-031502 (ナビダイヤル)
池袋支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル	0570-027352 (ナビダイヤル) 03-3986-1261
板橋支店		
国民生活事業	〒173-0013 板橋区氷川町39-2 板橋法人会館	0570-032415 (ナビダイヤル)
千住支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒120-0036 足立区千住仲町41-1 大樹生命北千住ビル	0570-031482 (ナビダイヤル) 03-3870-2125
八王子支店		
国民生活事業	〒192-0082 八王子市東町7-3 T-5 プレイス	0570-037386 (ナビダイヤル)
立川支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒190-8551 立川市曙町2-8-3 新鈴香ビル	0570-032591 (ナビダイヤル) 042-528-1261
三鷹支店		
国民生活事業	〒181-0013 三鷹市下連雀3-26-9 サンシロービル	0570-035745 (ナビダイヤル)
神奈川		
横浜支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒231-8831 横浜市中区南仲通2-21-2	0570-039574 (ナビダイヤル) 045-641-1841 045-682-1061
横浜西口支店		
国民生活事業	〒220-0004 横浜西区北幸1-11-7 日本生命ビル	0570-041137 (ナビダイヤル)
川崎支店		
国民生活事業	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル	0570-041403 (ナビダイヤル)
小田原支店		
国民生活事業	〒250-0012 小田原市本町4-2-39 小田原箱根商工会議所会館	0570-041420 (ナビダイヤル)
厚木支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒243-8575 厚木市中町3-11-21 明治安田生命厚木ビル	0570-041632 (ナビダイヤル) 046-297-5071
山梨		
甲府支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒400-0031 甲府市丸の内2-26-2	055-224-5361 055-228-2182 055-228-5790
富山		
富山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル	076-431-1191 076-441-8411 076-442-2483
高岡支店		
国民生活事業	〒933-0912 高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル別館	0766-25-1171
石川		
金沢支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル	076-263-7191 076-263-6471 076-231-4275
小松支店		
国民生活事業	〒923-0801 小松市園町二-1 小松商工会議所ビル	0761-21-9101
福井		
福井支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒918-8004 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル	0776-33-1755 0776-33-2385 0776-33-0030

	所在地		電話番号
武生支店			
国民生活事業	〒915-0071	越前市府中1-2-3 センチュリープラザ	0778-23-1133
岐阜			
岐阜支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟	058-263-2136 058-264-4855 058-265-3171
多治見支店			
国民生活事業	〒507-0033	多治見市本町2-70-5 東鉄ビル	0572-22-6341
静岡			
静岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-254-4411 054-205-6070 054-254-3631
浜松支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒430-7723	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー	053-454-2341 053-453-1611
沼津支店			
国民生活事業	〒410-8585	沼津市市場町5-7	055-931-5281
愛知			
名古屋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル	0570-053634 (ナビダイヤル) 052-582-0741 052-551-5181
名古屋中支店			
国民生活事業	〒460-0003	名古屋市中区錦1-11-20 大永ビル	0570-053502 (ナビダイヤル)
熱田支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒456-0025	名古屋市長久区玉の井町7-30	0570-053569 (ナビダイヤル) 052-682-7881
豊橋支店			
国民生活事業	〒440-0806	豊橋市八町通2-15	0570-054351 (ナビダイヤル)
岡崎支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒444-0043	岡崎市唐沢町1-4-2 朝日生命岡崎ビル	0570-054689 (ナビダイヤル) 0564-65-3025
一宮支店			
国民生活事業	〒491-0852	一宮市大志2-3-18	0570-054412 (ナビダイヤル)
三重			
津支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒514-0021	津市万町津133	059-227-5211 059-229-5750 059-227-0251
四日市支店			
国民生活事業	〒510-0086	四日市市諏訪栄町1-12 朝日生命四日市ビル	059-352-3121
伊勢支店			
国民生活事業	〒516-0037	伊勢市岩渕2-5-1 三銀日生ビル	0596-24-5191
滋賀			
大津支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-524-1656 077-525-7195 077-524-3825
彦根支店			
国民生活事業	〒522-0075	彦根市佐和町11-34	0749-24-0201
京都			
京都支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒600-8009	京都市下京区四条通室町東入 函谷鋒町101 アーバンネット四条烏丸ビル	0570-058788 (ナビダイヤル) 075-221-2147 075-221-7825

	所在地		電話番号
西陣支店			
国民生活事業	〒602-8375	京都市上京区一条通御前通西 入大上之町82	0570-061401 (ナビダイヤル)
舞鶴支店			
国民生活事業	〒624-0923	舞鶴市字魚屋66	0570-061435 (ナビダイヤル)
大阪			
大阪支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業営一事業 中小企業営二事業	〒530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング	0570-065604 (ナビダイヤル) 06-6131-0750 06-6314-7615 06-6314-7810
大阪西支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒550-0005	大阪市西区西本町1-13-47 新信濃橋ビル	0570-065446 (ナビダイヤル) 06-4390-0366
阿倍野支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	0570-065462 (ナビダイヤル) 06-6623-2160
玉出支店			
国民生活事業	〒557-0044	大阪市西成区玉出中2-15-22 明治安田生命玉出ビル	0570-065986 (ナビダイヤル)
十三支店			
国民生活事業	〒532-0025	大阪市淀川区新北野1-2-13 明治安田生命十三ビル	0570-065530 (ナビダイヤル)
大阪南支店			
国民生活事業	〒542-0086	大阪市中央区西心斎橋2-2-7 御堂筋ジュニアシダビル	0570-065596 (ナビダイヤル)
堺支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒591-8025	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館	0570-068698 (ナビダイヤル) 072-255-1261
吹田支店			
国民生活事業	〒564-0027	吹田市朝日町27-14 松岡ビル	0570-068846 (ナビダイヤル)
守口支店			
国民生活事業	〒570-0094	守口市京阪北本通4-10	0570-068502 (ナビダイヤル)
泉佐野支店			
国民生活事業	〒598-0007	泉佐野市上町3-1-6	0570-068829 (ナビダイヤル)
東大阪支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒577-0054	東大阪市高井元町2-9-2	0570-068663 (ナビダイヤル) 06-6787-2661
兵庫			
神戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイ ビル	0570-061468 (ナビダイヤル) 078-362-8451 078-362-5961
神戸東支店			
国民生活事業	〒657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15 KHK灘ビル	0570-061497 (ナビダイヤル)
姫路支店			
国民生活事業	〒670-0917	姫路市忍町200	0570-062292 (ナビダイヤル)
尼崎支店			
国民生活事業	〒660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	0570-062547 (ナビダイヤル)
明石支店			
国民生活事業	〒673-0898	明石市樽屋町8-36	0570-062017 (ナビダイヤル)
豊岡支店			
国民生活事業	〒668-0032	豊岡市千代田町10-6	0570-065418 (ナビダイヤル)

	所在地	電話番号
奈良		
奈良支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒630-8115 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング	0570-069483 (ナビダイヤル) 0742-32-2270 0742-35-9910
和歌山		
和歌山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒640-8158 和歌山市十二番丁58	0570-071039 (ナビダイヤル) 073-423-0644 073-431-9301
田辺支店		
国民生活事業	〒646-0028 田辺市高雄1-11-27	0570-071826 (ナビダイヤル)
鳥取		
鳥取支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館	0857-22-3156 0857-20-2151 0857-23-1641
米子支店		
国民生活事業	〒683-0823 米子市加茂町2-106 甲南アセット米子ビル	0859-34-5821
島根		
松江支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒690-0887 松江市殿町111 松江センチュリービル	0852-23-2651 0852-26-1133 0852-21-0110
浜田支店		
国民生活事業	〒697-0027 浜田市殿町82-7	0855-22-2835
岡山		
岡山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル	086-225-0011 086-232-3611 086-222-7666
倉敷支店		
国民生活事業	〒710-0051 倉敷市幸町1-40 倉敷ナカヨシビルII	086-425-8401
津山支店		
国民生活事業	〒708-0022 津山市山下18-1	0868-22-6135
広島		
広島支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トラングェールビルディング	082-244-2231 082-249-9152 082-247-9151
呉支店		
国民生活事業	〒737-0045 呉市本通4-7-1-201 呉商工会議所ビル	0823-24-2600
尾道支店		
国民生活事業	〒722-0036 尾道市東御所町1-20 JB本四高速尾道ビル	0848-22-6111
福山支店		
国民生活事業	〒720-0814 福山市光南町2-2-7	084-922-6550
山口		
山口支店		
国民生活事業 農林水産事業	〒753-0077 山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口	083-922-3660 083-922-2140
下関支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒750-0016 下関市細江町2-4-3	083-222-6225 083-223-2251
岩国支店		
国民生活事業	〒740-0018 岩国市麻里布町4-1-3 ARKビルII	0827-22-6265
徳山支店		
国民生活事業	〒745-0036 周南市本町1-3 大同生命徳山ビル	0834-21-3455

	所在地	電話番号
徳島		
徳島支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒770-0856 徳島市中洲町1-58	088-622-7271 088-656-6880 088-625-7790
香川		
高松支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル	087-851-0181 087-851-2880 087-851-9141
愛媛		
松山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒790-0003 松山市三番町6-7-3	089-941-6148 089-933-3371 089-943-1231
宇和島支店		
国民生活事業	〒798-0060 宇和島市丸之内1-3-24 商工会議所会館	0895-22-4766
新居浜支店		
国民生活事業	〒792-8691 新居浜市繁本町3-3	0897-33-9101
高知		
高知支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒780-0834 高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア	088-822-3191 088-825-1091 088-875-0281
福岡		
福岡支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-21-12	092-411-9111 092-451-1780 092-431-5296
福岡西支店		
国民生活事業	〒810-0041 福岡市中央区大名1-4-1 NDBビル	092-712-4381
北九州支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10 大同生命北九州ビル	093-541-7550 093-531-9191
八幡支店		
国民生活事業	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-1-7 アースコート黒崎駅前BLDG.	093-641-7715
久留米支店		
国民生活事業	〒830-0032 久留米市東町38-1 大同生命久留米ビル	0942-34-1212
佐賀		
佐賀支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒840-0816 佐賀市駅南本町4-21	0952-22-3341 0952-27-4120 0952-24-7224
長崎		
長崎支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒850-0057 長崎市大黒町10-4	095-824-3141 095-824-6221 095-823-6191
佐世保支店		
国民生活事業	〒857-0043 佐世保市天満町2-21	0956-22-9155
熊本		
熊本支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒860-0801 熊本市中央区安政町4-22	096-353-6121 096-353-3104 096-352-9155
八代支店		
国民生活事業	〒866-0857 八代市出町4-17	0965-32-5195

	所在地	電話番号
大分		
大分支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒870-0034 大分市都町2-1-12	097-535-0331 097-532-8491 097-532-4106
別府支店		
国民生活事業	〒874-0924 別府市餅ヶ浜町9-1	0977-25-1151
宮崎		
宮崎支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒880-0805 宮崎市橘通東3-6-30	0985-23-3274 0985-29-6811 0985-24-4214
延岡支店		
国民生活事業	〒882-0045 延岡市瀬之口町1-3-10	0982-33-6311
鹿児島		
鹿児島支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒892-0821 鹿児島市名山町1-26	099-224-1241 099-805-0511 099-223-2221
鹿屋支店		
国民生活事業	〒893-0009 鹿屋市大手町2-19	0994-42-5141
川内支店		
国民生活事業	〒895-0027 薩摩川内市西向田町5-29 南国殖産川内ビル	0996-20-2191

- (注) 1. 支店における事業は、国民生活事業、農林水産事業又は中小企業事業等の専門職員が常駐している事業名を記載しています。
2. 各事業の専門職員が常駐していない支店においても、定期的な出張の実施などにより、ご相談や情報提供を行っています。

海外駐在員事務所所在地一覧

	所在地	電話番号
バンコク 駐在員事務所	9th Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330, Thailand	+66-2-252-5496
上海 駐在員事務所	R. N. 1616, Shanghai International Trade Center, No. 2201, Yan An Xi Lu, Shanghai 200336 P. R. China (中国上海市長寧区延安西路2201号 上海国際貿易中心1616室)	+86-21-6275-8908

日本公庫の沿革

【国民生活事業】

年月	国民金融公庫に係る事項	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6月	国民金融公庫設立	
昭和42年 9月		環境衛生金融公庫設立
昭和42年 10月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	
昭和47年 7月		民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
昭和57年 1月		直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項	
平成9年 9月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定	
平成11年 5月	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の一部を改正する法律)が成立	
平成11年 10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(国民生活事業)	

【農林水産事業】

年月	事項
昭和28年 4月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始
昭和33年 9月	直接貸付による業務開始
平成14年 7月	農業法人投資育成会社への出資事業創設
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(農林水産事業)

【中小企業事業】

年月	中小企業金融公庫に係る事項	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8月	中小企業金融公庫設立	
9月	代理貸付による業務開始	
昭和30年 10月	直接貸付による業務開始	
昭和33年 7月		中小企業信用保険公庫設立(中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継)
昭和59年 10月		通商産業省から機械類信用保険事業を承継
平成10年 12月		破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		中小企業総合事業団に係る事項
平成11年 7月		中小企業総合事業団設立(中小企業信用保険公庫等の事業を承継)
平成15年 4月		機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年 7月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大(証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継)	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(中小企業事業)	

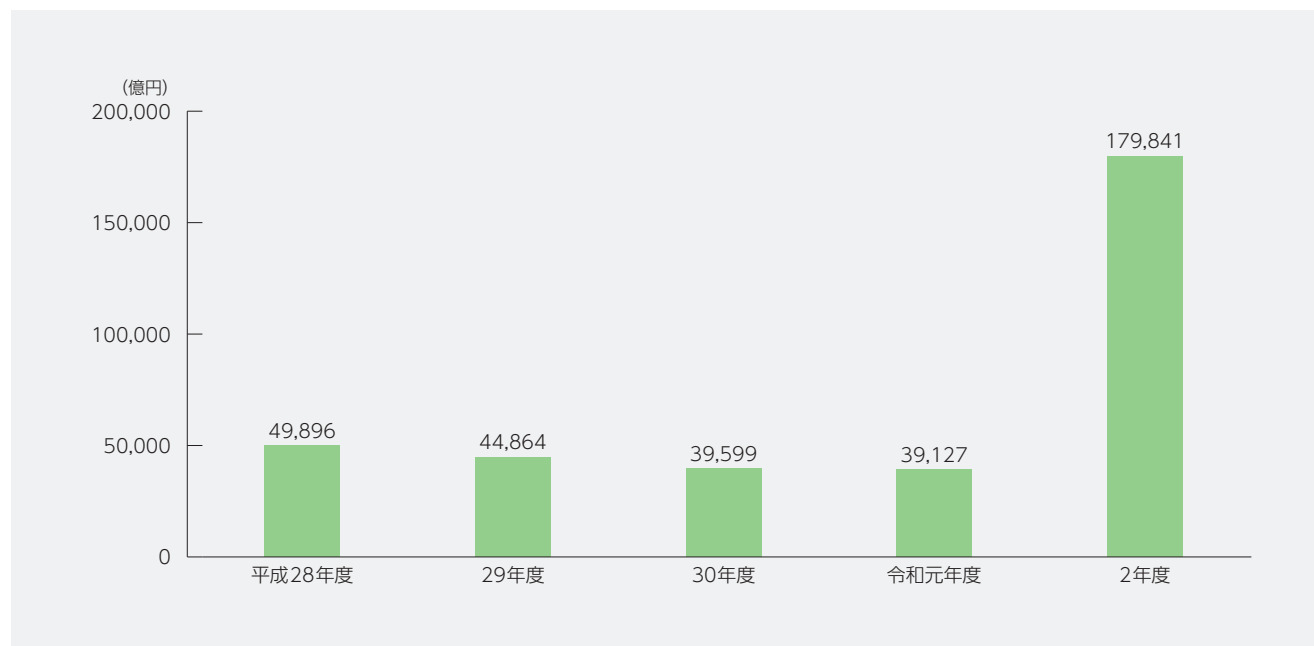
【株式会社日本政策金融公庫】

年月	事項
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び「駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫(現 国民生活事業)、農林漁業金融公庫(現 農林水産事業)、中小企業金融公庫(現 中小企業事業)及び(旧)国際協力銀行(うち国際金融等業務)(現 株式会社国際協力銀行)の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年 4月	駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設置
8月	特定事業促進円滑化業務に係る特別勘定(特定事業促進円滑化業務勘定)を設置
平成23年 4月	「株式会社国際協力銀行法」が成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年 3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立、平成34(令和4)年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年 1月	事業再編促進円滑化業務を開始
令和2年 8月	開発供給等促進円滑化業務を開始

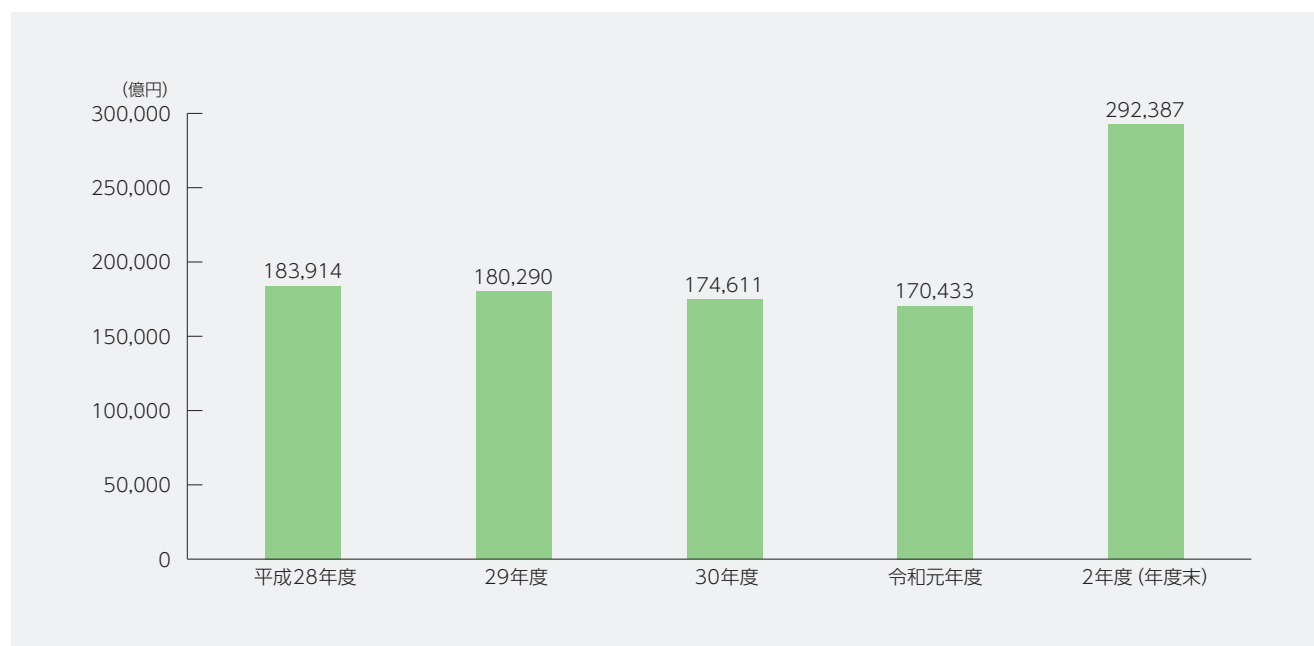
資料編

業務実績	84
財務の状況	97
参考情報	184
日本政策金融公庫法	191

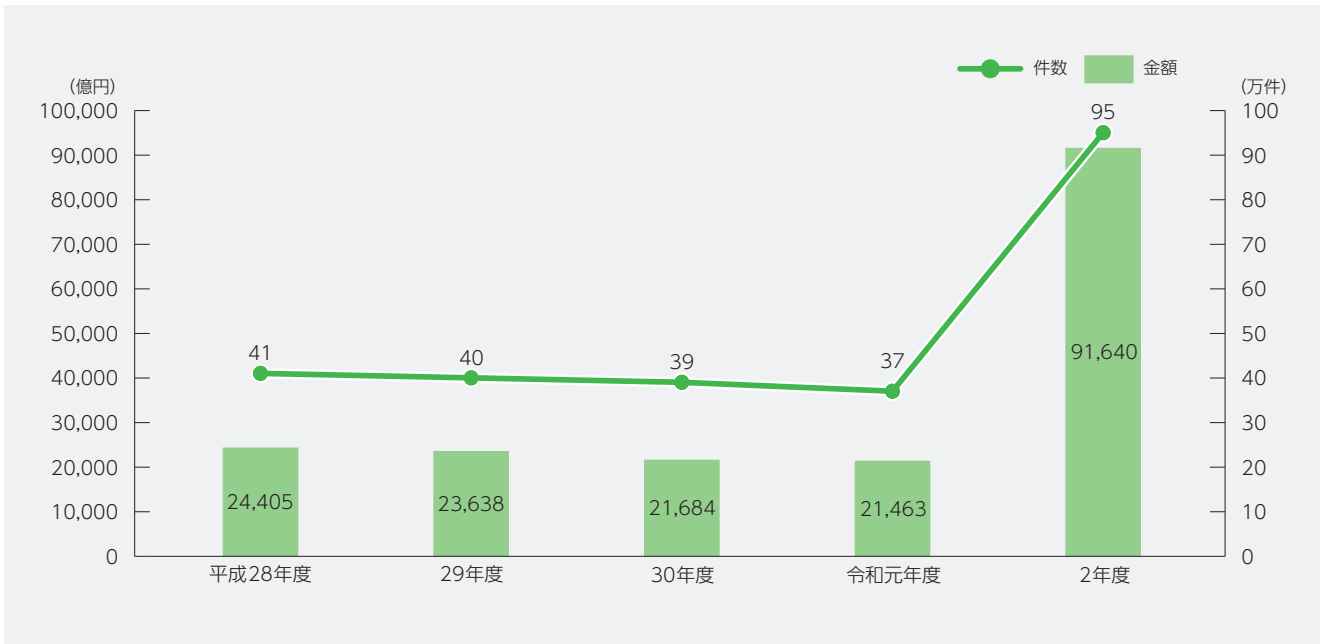
1 融資実績の推移



2 融資残高の推移

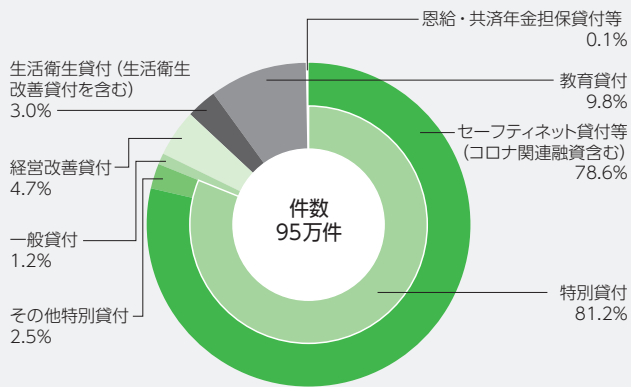


1 融資実績の推移

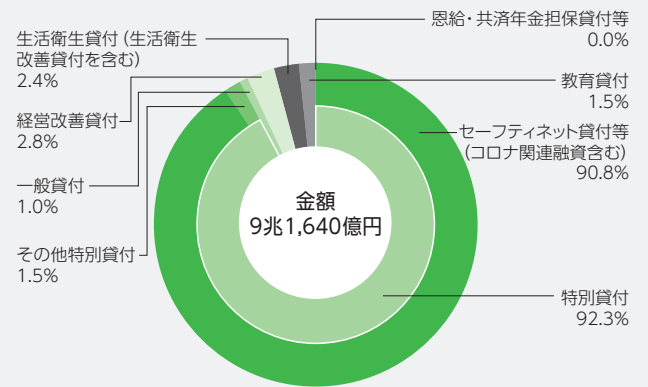


2 融資実績の内訳

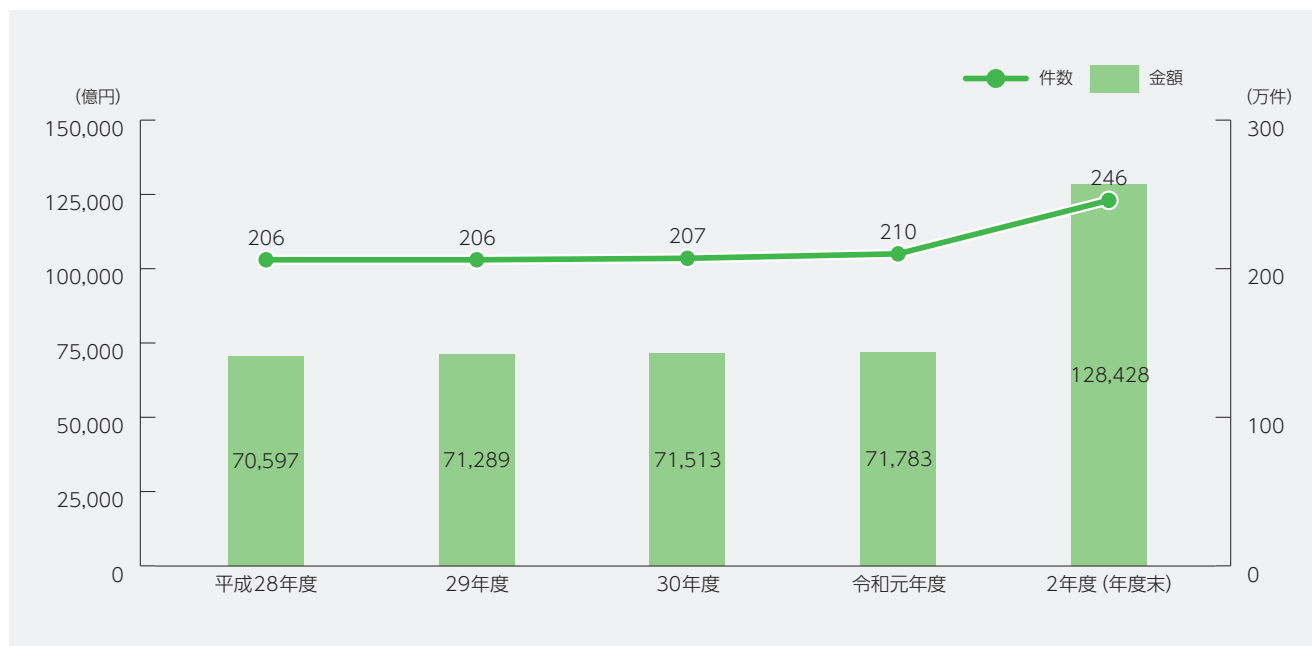
▼ 件数 (令和2年度)



▼ 金額 (令和2年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
製造業	6,238 (10.2)	6,062 (9.8)	5,861 (9.5)	5,742 (9.3)	10,430 (8.8)
卸売・小売業	13,590 (22.1)	13,465 (21.8)	13,181 (21.3)	12,936 (20.9)	23,627 (19.9)
飲食店、宿泊業	5,128 (8.3)	5,327 (8.6)	5,479 (8.9)	5,807 (9.4)	14,751 (12.4)
サービス業	14,341 (23.3)	14,725 (23.8)	15,011 (24.2)	15,254 (24.6)	31,068 (26.2)
建設業	9,003 (14.6)	9,168 (14.8)	9,195 (14.9)	9,111 (14.7)	18,701 (15.7)
その他	13,161 (21.4)	13,158 (21.3)	13,177 (21.3)	13,136 (21.2)	20,167 (17.0)
合計	61,464 (100.0)	61,908 (100.0)	61,906 (100.0)	61,988 (100.0)	118,746 (100.0)

- (注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 3. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
飲食店関係営業	1,480 (49.4)	1,591 (50.8)	1,697 (51.7)	1,780 (51.9)	2,330 (54.4)
美容業	613 (20.4)	656 (21.0)	699 (21.3)	731 (21.3)	899 (21.0)
旅館業	498 (16.6)	488 (15.6)	494 (15.1)	539 (15.7)	632 (14.8)
理容業	194 (6.5)	194 (6.2)	194 (5.9)	194 (5.7)	216 (5.0)
浴場業	103 (3.5)	95 (3.0)	87 (2.7)	80 (2.4)	76 (1.8)
クリーニング業	71 (2.4)	71 (2.3)	69 (2.1)	67 (2.0)	85 (2.0)
食肉販売業	24 (0.8)	24 (0.8)	26 (0.8)	24 (0.7)	29 (0.7)
興行場営業	8 (0.3)	6 (0.2)	8 (0.3)	5 (0.2)	7 (0.2)
その他	3 (0.1)	3 (0.1)	4 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)
合計	2,998 (100.0)	3,133 (100.0)	3,280 (100.0)	3,428 (100.0)	4,280 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
運転	38,712 (63.0)	39,140 (63.2)	38,807 (62.7)	38,918 (62.8)	100,716 (84.8)
設備	22,751 (37.0)	22,767 (36.8)	23,099 (37.3)	23,070 (37.2)	18,030 (15.2)
合計	61,464 (100.0)	61,908 (100.0)	61,906 (100.0)	61,988 (100.0)	118,746 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
2. ()内は、構成比です。

7 融資先数

(単位:先)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
融資先数	880,104	879,639	881,622	881,026	1,177,346

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1先あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
1先あたりの平均融資残高	6,983	7,037	7,021	7,036	10,085

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
教育貸付	9,034	9,300	9,532	9,736	9,639
恩給・共済年金担保貸付	97	79	73	58	42

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
300万円以下	90,876 (32.8)	89,410 (33.2)	88,280 (34.3)	87,643 (34.2)	229,761 (26.6)
300万円超500万円以下	56,115 (20.2)	54,534 (20.2)	53,659 (20.8)	52,774 (20.6)	151,201 (17.5)
500万円超800万円以下	37,288 (13.5)	35,830 (13.3)	34,829 (13.5)	34,586 (13.5)	102,930 (11.9)
800万円超	92,945 (33.5)	89,603 (33.3)	80,872 (31.4)	80,994 (31.6)	379,998 (44.0)
合計	277,224 (100.0)	269,377 (100.0)	257,640 (100.0)	255,997 (100.0)	863,890 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
2. ()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4人以下	197,007 (71.1)	192,794 (71.6)	172,541 (67.0)	166,749 (65.1)	564,073 (65.3)
5人～9人	51,279 (18.5)	48,486 (18.0)	51,002 (19.8)	51,647 (20.2)	167,596 (19.4)
10人～19人	19,550 (7.1)	19,046 (7.1)	21,541 (8.4)	23,108 (9.0)	80,433 (9.3)
20人以上	9,386 (3.4)	9,047 (3.4)	12,555 (4.9)	14,489 (5.7)	51,785 (6.0)
合計	277,222 (100.0)	269,373 (100.0)	257,639 (100.0)	255,993 (100.0)	863,887 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
2. ()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

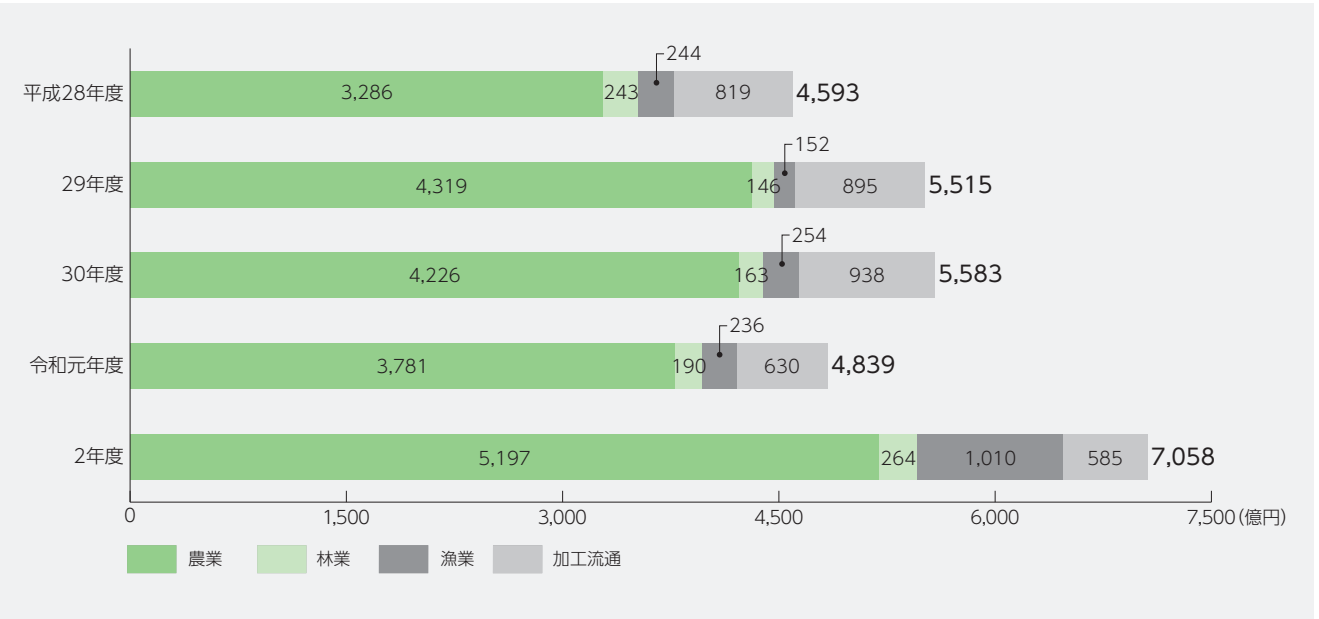
(単位:件、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
無担保融資	229,665 (82.9)	230,263 (85.5)	223,271 (86.7)	223,441 (87.3)	857,271 (99.2)	
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	47,488 (17.1)	39,054 (14.5)	34,323 (13.3)	32,522 (12.7)	6,602 (0.8)
	有価証券	21 (0.0)	10 (0.0)	10 (0.0)	4 (0.0)	1 (0.0)
	信用保証協会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	277,174 (100.0)	269,327 (100.0)	257,604 (100.0)	255,967 (100.0)	863,874 (100.0)	

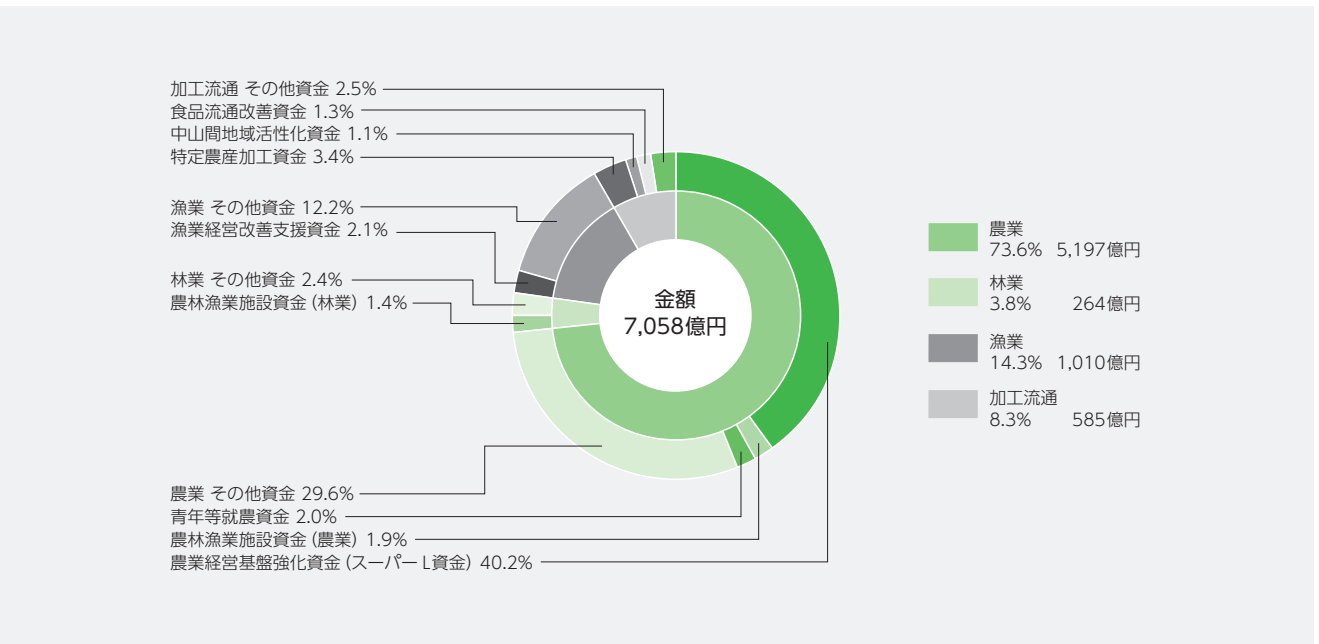
(注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
2. ()内は構成比です。
3. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

農林水産事業

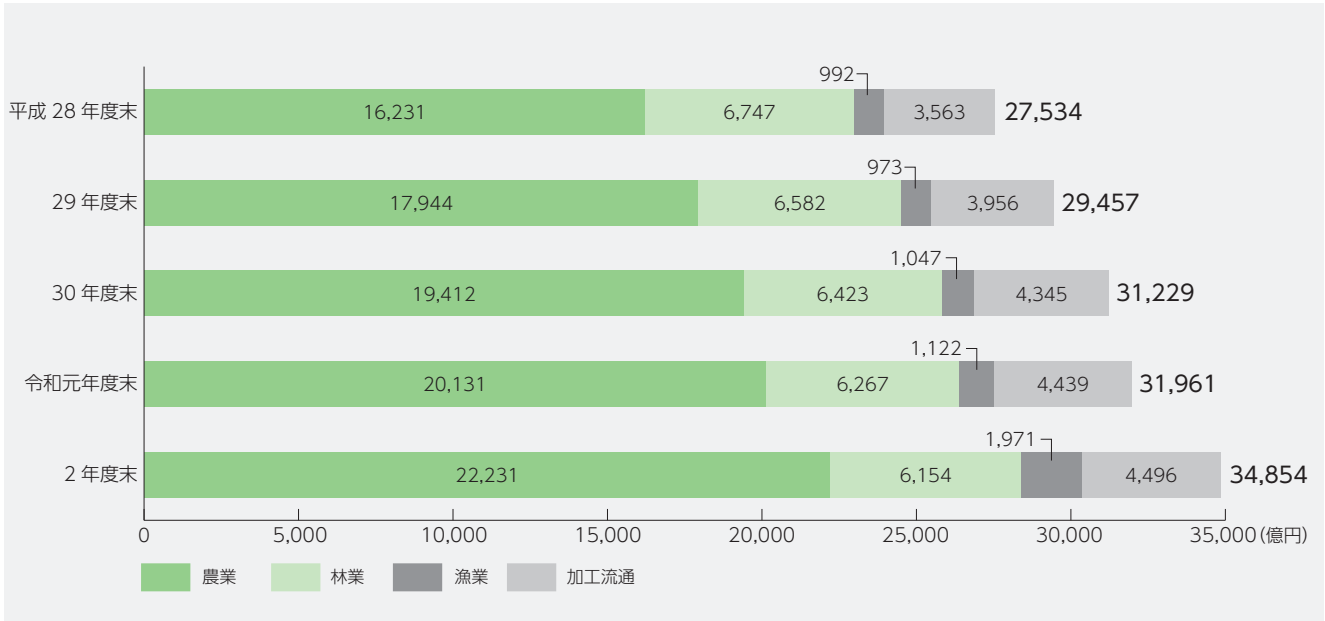
1 融資実績の推移



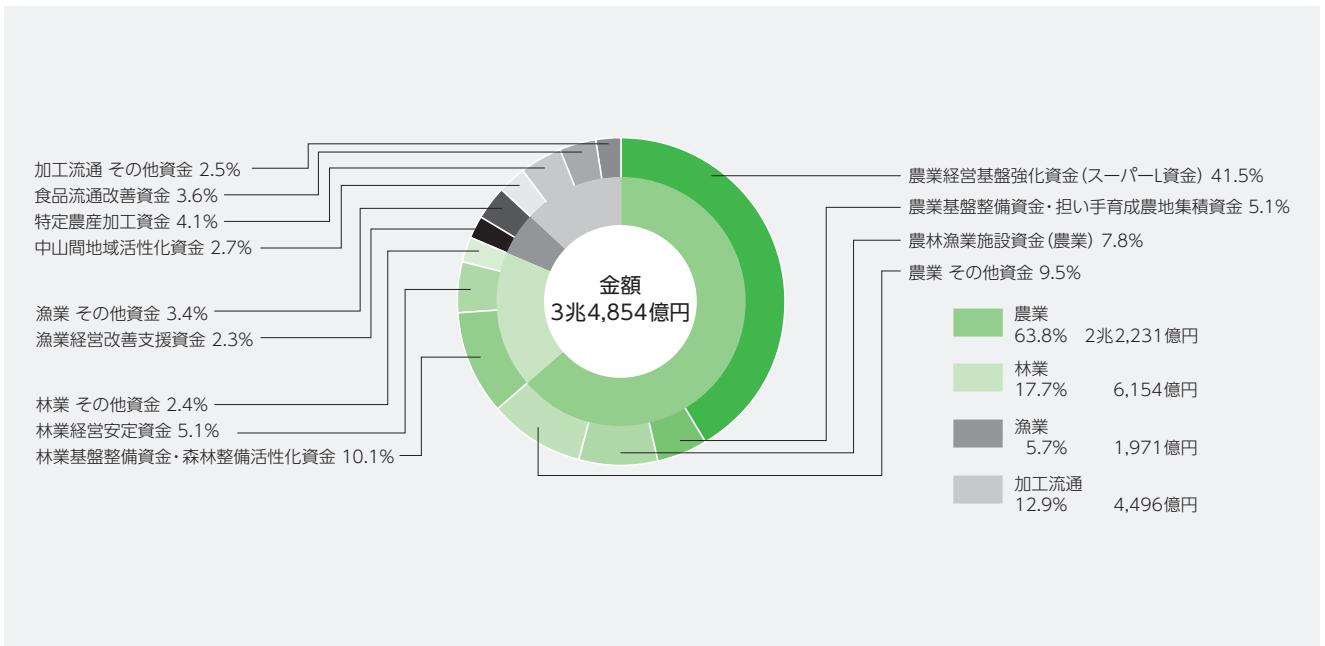
2 融資実績の内訳(令和2年度)



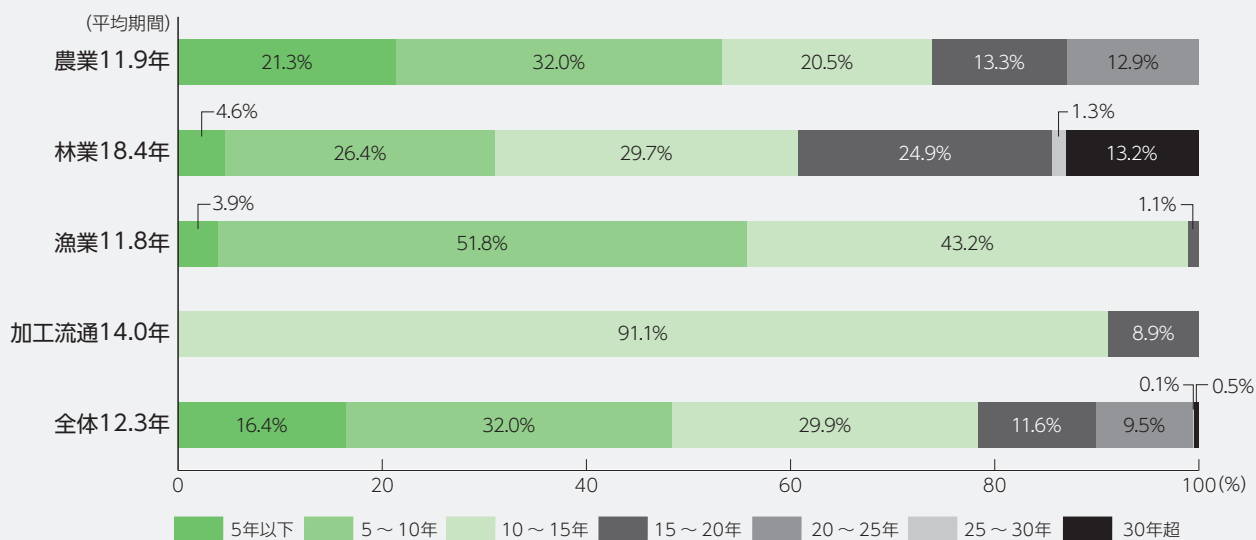
3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別・資金使途別内訳 (令和 2 年度末)

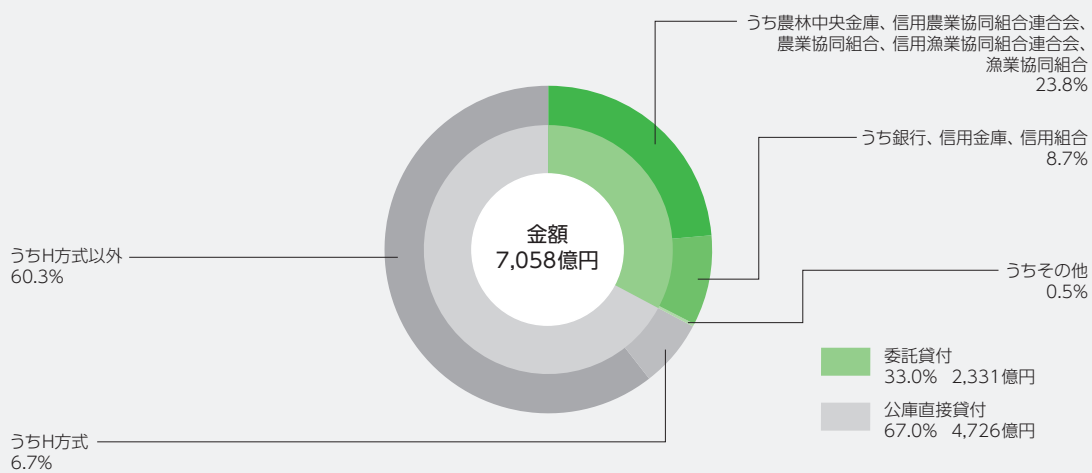


5 返済期間別の融資状況(令和2年度)



(注)融資金額により集計しています。

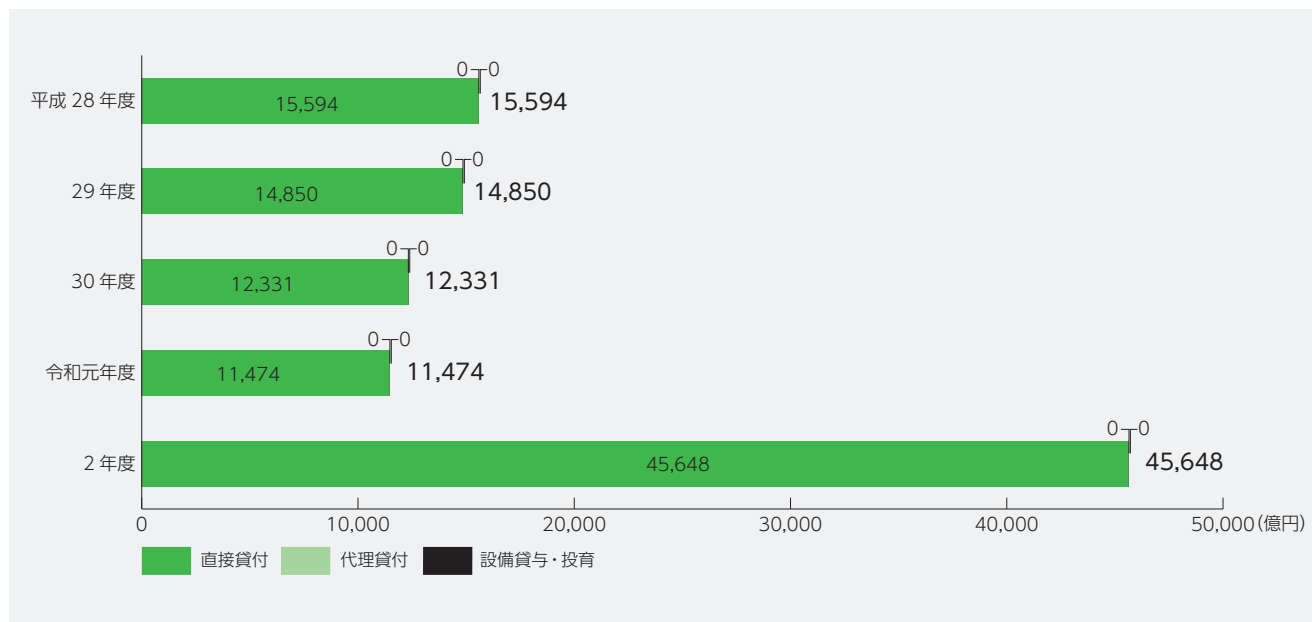
6 取扱金融機関別の融資状況(令和2年度)



(注)H方式とは、公庫直接貸付の事務の一部を農業協同組合や銀行、信用金庫などに委託する貸付方式です。

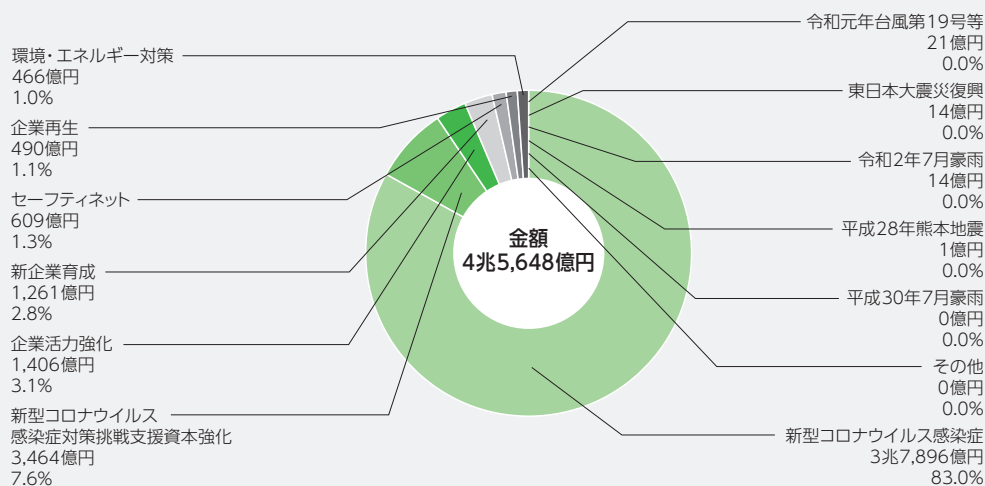
I. 融資業務

1 融資実績の推移



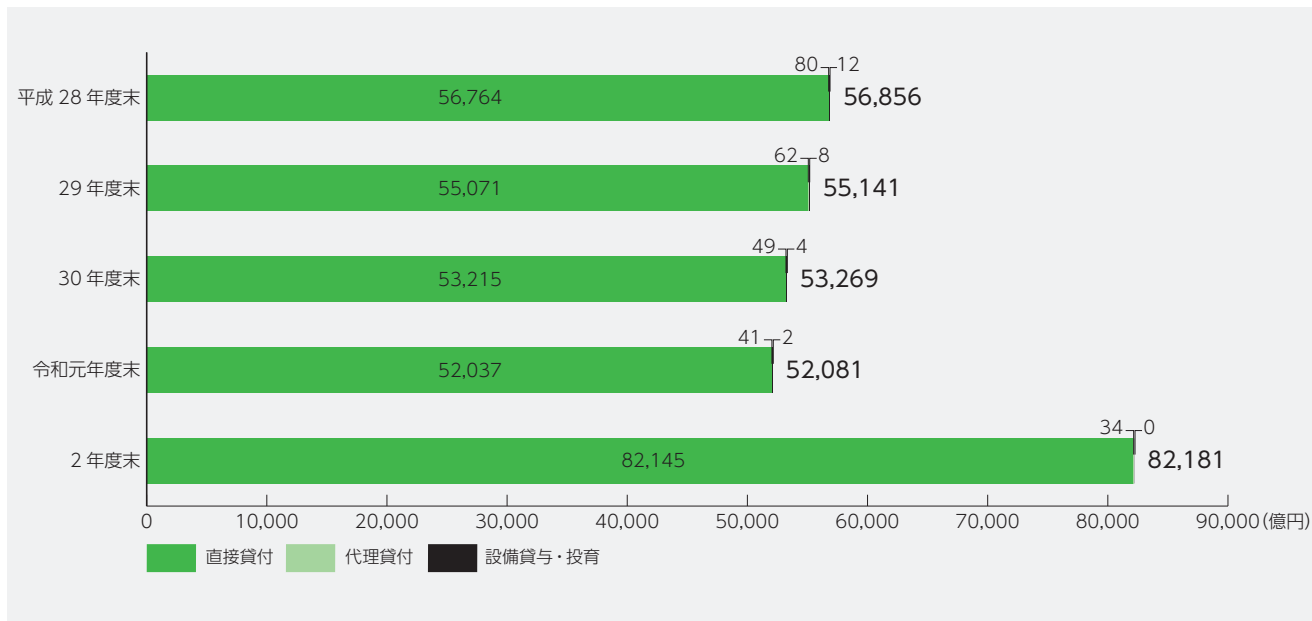
2 融資実績の内訳

▼ 金額 (令和2年度)



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円、%)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
製造業	26,752 (47.1)	25,881 (46.9)	24,871 (46.7)	23,874 (45.8)	32,201 (39.2)
建設業	2,602 (4.6)	2,559 (4.6)	2,521 (4.7)	2,494 (4.8)	5,164 (6.3)
物品販売業	9,201 (16.2)	8,955 (16.2)	8,343 (15.7)	7,871 (15.1)	14,137 (17.2)
運輸・情報通信業	5,389 (9.5)	5,356 (9.7)	5,382 (10.1)	5,499 (10.6)	8,506 (10.4)
サービス業	6,010 (10.6)	5,818 (10.6)	5,842 (11.0)	6,125 (11.8)	14,889 (18.1)
その他	6,887 (12.1)	6,562 (11.9)	6,302 (11.8)	6,211 (11.9)	7,281 (8.9)
合計	56,844 (100.0)	55,133 (100.0)	53,264 (100.0)	52,079 (100.0)	82,180 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
運転	34,972 (61.5)	33,211 (60.2)	30,135 (56.6)	27,852 (53.5)	59,194 (72.0)
設備	21,872 (38.5)	21,922 (39.8)	23,128 (43.4)	24,226 (46.5)	22,985 (28.0)
合計	56,844 (100.0)	55,133 (100.0)	53,264 (100.0)	52,079 (100.0)	82,180 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

6 融資先数

(単位:先)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
融資先数	44,665	44,145	43,929	44,102	61,074

(注)直接貸付先数です。

7 1先あたりの平均融資残高

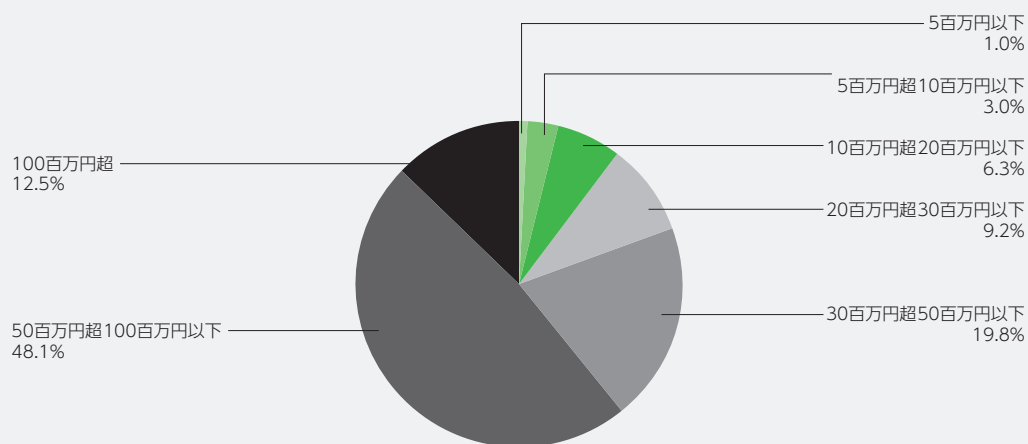
(単位:百万円)

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
1先あたりの平均融資残高	127	124	121	117	134

(注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

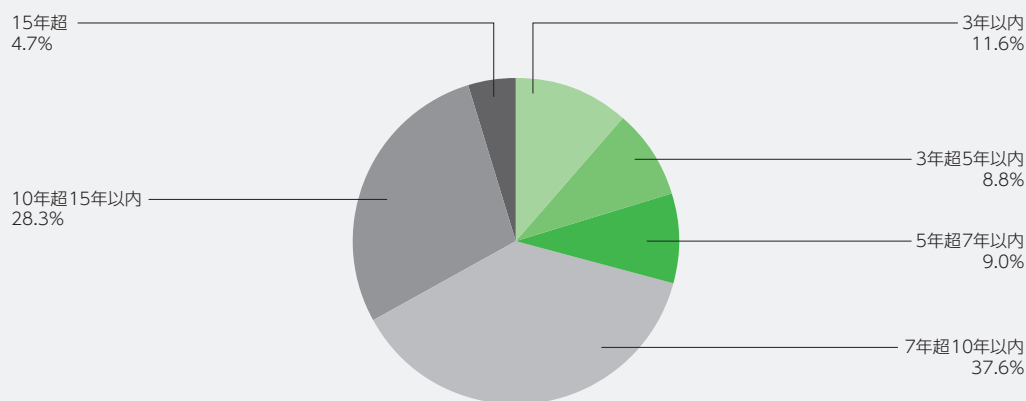
▼ 融資割合 (内訳) (令和2年度)



(注)件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合(内訳) (令和2年度)



(注)金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

(単位:億円)

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保険引受額・貸付額					
中小企業信用保険	81,011	76,355	77,072	83,243	332,106
信用保証協会貸付	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—	—	—
保険引受残高・貸付残高					
中小企業信用保険	240,936	224,010	212,640	212,448	424,161
信用保証協会貸付	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	0	0	0	0	0
機械類信用保険	7	4	—	—	—

(注) 1.機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

2.保険引受残高・貸付残高については令和3年3月31日時点のものです。

III. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金供給支援額					
買取型	257	270	345	332	170
保証型	—	—	—	—	—
資金供給支援残高					
買取型	337	501	672	783	659
保証型	—	—	—	—	—
資産担保証券等保有残高、保証債務残高					
買取型(資産担保証券等保有残高)	121	151	181	174	129
買取型(資産担保証券等保証債務残高)	37	66	103	149	178
保証型(貸付債権保証債務残高)	0	0	0	0	0
スタンドバイ・クレジット制度(保証債務残高)	46	53	52	47	50

(注) 1.買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

2.保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

3.資産担保証券等保有残高は、証券化支援業務・買取型における資産担保証券・信託受益権のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

4.スタンドバイ・クレジット制度は、経営強化法、地域資源活用促進法、農工商等連携促進法、農業競争力強化支援法、食品等流通法、農林水産物・食品輸出促進法及び地域未来投資促進法により、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号に掲げる業務とみなされる債務の保証業務です。

5.資産担保証券等保有残高、保証債務残高については令和3年3月31日時点のものです。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度 下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126	49	27	46

(注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和3年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 損害担保のうち、

貸付け等の実績は、指定金融機関が令和3年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和3年5月10日までに補償応諾した引受金額です。

出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。

3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和2年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・開発供給等促進円滑化業務の実績(ツーステップ・ローン)

(単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定事業 促進円滑化業務	200	13	78	106	29	11	10	5	—	—	—
事業再編 促進円滑化業務	—	—	250	—	200	—	—	—	—	1,000	—
開発供給等 促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 実績は、日本公庫が令和3年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 各業務の開始日: 特定事業促進円滑化業務 平成22年8月16日、事業再編促進円滑化業務 平成26年1月20日、開発供給等促進円滑化業務 令和2年8月31日

3. 事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付で「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したものです。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第436条第2項第1号の規定により、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第13期末(令和3年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	7,403,520	借入金	23,713,831
現金	20	借入金	23,713,831
預け金	7,403,500	社債	1,575,618
有価証券	37,428	寄託金	26,085
国債	21,173	保険契約準備金	1,536,853
社債	13,010	その他負債	35,240
株式	2,030	未払費用	5,667
その他の証券	1,214	前受収益	11,058
貸出金	28,945,758	金融派生商品	16
証書貸付	28,945,758	リース債務	5,346
その他資産	44,911	その他の負債	13,151
前払費用	99	賞与引当金	5,406
未収収益	16,491	役員賞与引当金	24
代理店貸	909	退職給付引当金	90,283
その他の資産	27,410	役員退職慰労引当金	49
有形固定資産	195,166	補償損失引当金	25,449
建物	50,867	支払承諾	93,858
土地	139,089	負債の部合計	27,102,700
リース資産	3,950	(純資産の部)	
建設仮勘定	420	資本金	6,990,201
その他の有形固定資産	839	資本剰余金	3,685,484
無形固定資産	18,302	経営改善資金特別準備金	181,500
ソフトウェア	10,088	資本準備金	3,503,984
リース資産	797	利益剰余金	△1,818,590
その他の無形固定資産	7,416	利益準備金	289,324
支払承諾見返	93,858	その他利益剰余金	△2,107,914
貸倒引当金	△779,151	繰越利益剰余金	△2,107,914
		株主資本合計	8,857,095
		純資産の部合計	8,857,095
資産の部合計	35,959,796	負債及び純資産の部合計	35,959,796

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	478,800
資金運用収益	210,272
貸出金利息	209,733
有価証券利息配当金	232
預け金利息	307
その他の受入利息	0
役務取引等収益	2,673
損害担保補償料	1,998
その他の役務収益	674
保険引受収益	201,250
保険料	190,561
責任共有負担金収入	10,688
政府補給金収入	59,995
一般会計より受入	59,982
特別会計より受入	12
その他経常収益	4,608
償却債権取立益	844
株式等売却益	386
その他の経常収益	3,377
経常費用	1,515,864
資金調達費用	32,947
コールマネー利息	26
借入金利息	28,888
社債利息	4,033
役務取引等費用	3,875
その他の役務費用	3,875
保険引受費用	910,314
保険金	211,683
回収金	△65,056
保険契約準備金繰入額	763,687
その他業務費用	5,796
外国為替売買損	137
国債等債券償却	8
社債発行費償却	669
利子補給金	4,981
営業経費	127,820
その他経常費用	435,109
貸倒引当金繰入額	407,567
補償損失引当金繰入額	9,903
貸出金償却	11,998
その他の経常費用	5,640
経常損失	1,037,064
特別利益	49
固定資産処分益	49
特別損失	272
固定資産処分損	193
減損損失	78
当期純損失	1,037,286

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		経営改善 資金特別 準備金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,324,220	181,500	2,052,284	2,233,784	291,637	△1,072,864	△781,227	5,776,777	5,776,777
当期変動額									
新株の発行	2,665,981		1,451,700	1,451,700				4,117,681	4,117,681
準備金繰入					76	△76	-	-	-
準備金取崩					△2,390	2,390	-	-	-
国庫納付						△76	△76	△76	△76
当期純損失						△1,037,286	△1,037,286	△1,037,286	△1,037,286
当期変動額合計	2,665,981	-	1,451,700	1,451,700	△2,313	△1,035,049	△1,037,362	3,080,318	3,080,318
当期末残高	6,990,201	181,500	3,503,984	3,685,484	289,324	△2,107,914	△1,818,590	8,857,095	8,857,095

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上してお

り、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は203,997百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払準備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 779,151百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 国民一般向け業務勘定

(イ) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][1)貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した事実等に基づき債務者区分を判定しております。新型コロナウイルス感染症関連の貸付けの急増に伴い、元金据置期間を設定する先が増加すること等により、債務者の信用リスクの悪化が直ちに表面化せず債務者区分にも反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。

(ロ) 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。そのため、一定程度の元金据置期間を設定した債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれるため、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っております。また、債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、新型コロナウイルス感染症の発生前と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

(イ) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][1)貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

(ロ) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(イ) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][1)貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

(ロ) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 保険契約準備金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

保険契約準備金 1,536,853百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」[7 保険契約準備金の計上基準]に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグループ핑のうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金(責任準備金及び支払備金)を計算しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

ロ 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 補償損失引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

補償損失引当金 25,449百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][2) 補償損失引当金]に記載しております。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとに予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

ロ 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動が無いことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する損害担保契約に含まれる信用リスクとその他の危機に関する損害担保契約に含まれる信用リスクには大きな変動がないという仮定を置いております。

ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,030百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定4,192百万円、農林水産業者向け業務勘定641百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定3,817百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定116,297百万円、農林水産業者向け業務勘定77,425百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定681,051百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定53百万円及び農林水産業者向け業務勘定320百万円であります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定389,568百万円、農林水産業者向け業務勘定68,770百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定109,933百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、国民一般向け業務勘定510,113百万円、農林水産業者向け業務勘定147,157百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定794,803百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は89,428百万円であります。
7. コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は400百万円であります。
なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を社債1,575,618百万円の一般担保に供しております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 38,766百万円
10. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(52,839件)	1,934,625百万円
補償損失引当金	25,449百万円
差引額	1,909,175百万円

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,529,448,107,741	4,117,681,000,000	-	14,647,129,107,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 4,117,681,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金、産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によって

は、信用状況が悪化するや信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

へ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務、事業再編促進業務及び開発供給等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i)個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性及び事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii)自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii)信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ)市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は4,303百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、4,018百万円増加するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は14,922百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,504百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv)信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v)証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ)市場リスクの管理

(i)金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii)為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持していません。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は45,167百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、41,803百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ)市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,582百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,445百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

(ロ)資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ)市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	7,403,520	7,408,273	4,752
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,191	22,234	1,043
其他有価証券	2	2	-
(3) 貸出金	28,143,738		
貸倒引当金 ^{(*)1}	△504,687		
	27,639,051	28,550,424	911,373
資産計	35,063,765	35,980,934	917,169
(1) 借入金	23,560,239	23,696,972	136,733
(2) 社債	1,575,618	1,594,505	18,886
負債計	25,135,857	25,291,477	155,619
デリバティブ取引 ^{(*)2}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(16)	(16)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(16)	(16)	-

(*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*)2 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務助定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務助定

貸出金は、資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務助定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・

レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

固定金利が適用される貸出金は、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当事項はありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(※1)	2,030
②社債(特定資産担保証券) ^(※2)	12,993
③組合出資金 ^(※3)	1,211
④証書貸付(資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利) ^(※4)	802,019
⑤一般会計借入金 ^(※5)	131,300
⑥産業投資借入金 ^(※6)	22,292
合計	971,846

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(※2)社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握することは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしてありません。

(※3)組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

(※4)挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっています。また、創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)については、創業後2期目の事業実績等に基づく利率引下げの要件を満たした場合、融資から3年経過後の利率を0.2%引き下げるスキームとなっています。これらについては、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(※5)国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(※6)産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	6,458,400	500,100	445,000	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	17	-	-	-	-	21,068
貸出金 ^(※2)	3,561,560	7,219,830	5,996,907	4,366,242	4,447,297	3,156,818
合計	10,019,978	7,719,930	6,441,907	4,366,242	4,447,297	3,177,886

(※1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない197,102百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(※)	3,959,924	6,918,165	5,252,190	3,044,248	2,719,256	1,688,745
社債	300,000	615,000	345,000	110,000	180,000	25,000
合計	4,259,924	7,533,165	5,597,190	3,154,248	2,899,256	1,713,745

(※)借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,173	22,216	1,043
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	17	17	—
合計		21,191	22,234	1,043

2. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(令和3年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	175,492	175,501	△8

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	0
債券 社債	12,993
その他	1,211
合計	14,204

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12	4	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	175,370百万円
勤務費用	6,245
利息費用	175
数理計算上の差異の発生額	3,795
退職給付の支払額	△8,207
過去勤務費用の発生額	—
その他	—
退職給付債務の期末残高	<u>177,378</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	60,848百万円
期待運用収益	1,216
数理計算上の差異の発生額	5,068
事業主からの拠出額	2,925
退職給付の支払額	△3,330
その他	—
年金資産の期末残高	<u>66,728</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	87,198百万円
--------------	-----------

年金資産	△66,728
	20,469
非積立型制度の退職給付債務	90,180
未積立退職給付債務	110,650
未認識数理計算上の差異	△24,110
未認識過去勤務費用	3,744
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,283
退職給付引当金	90,283
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,283

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	6,245百万円
利息費用	175
期待運用収益	△1,216
数理計算上の差異の費用処理額	5,329
過去勤務費用の費用処理額	△1,195
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	9,337

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率	0.1%
② 長期期待運用収益率	2.0%
③ 予想昇給率	1.5%～6.2%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は374百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,048百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32百万円

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1, 2)	被所有 直接97.67%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	4,117,105	—	—
				政府補給金収入	13,049	—	—
				資金の受入 ^(注4)	14,314,972	借入金	23,570,902
				借入金の返済	3,407,926		
				借入金利息の支払	28,866	未払費用	3,982
				資金の預託 ^(注5)	11,155,900	預け金	4,846,000
				資金の払戻	9,678,700		
社債への被保証 ^(注6)	815,631	—	—				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣)	0.04%
農林水産省(農林水産大臣)	0.27%
経済産業省(経済産業大臣)	2.02%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省	増資の引受	176百万円
経済産業省	増資の引受	400百万円
厚生労働省	政府補給金収入	2,738百万円
農林水産省	政府補給金収入	25,674百万円
経済産業省	政府補給金収入	75百万円
資源エネルギー庁	政府補給金収入	0百万円
中小企業庁	政府補給金収入	18,456百万円
農林水産省	借入金の返済	3,588百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

-
4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
 5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
 6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
 7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円60銭
1株当たりの当期純損失金額	0円8銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,225,787	借入金	10,513,211
現金	15	借入金	10,513,211
預け金	1,225,772	社債	680,311
貸出金	12,720,479	その他負債	10,764
証書貸付	12,720,479	未払費用	1,214
その他資産	9,910	リース債務	3,510
前払費用	16	その他の負債	6,039
未収収益	6,142	賞与引当金	3,290
代理店貸	578	役員賞与引当金	8
その他の資産	3,172	退職給付引当金	53,625
有形固定資産	96,383	役員退職慰労引当金	15
建物	28,594	負債の部合計	11,261,225
土地	64,485	(純資産の部)	
リース資産	2,625	資本金	2,997,738
建設仮勘定	117	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	560	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	8,428	利益剰余金	△ 662,001
ソフトウェア	4,320	その他利益剰余金	△ 662,001
リース資産	492	繰越利益剰余金	△ 662,001
その他の無形固定資産	3,616	株主資本合計	2,517,236
貸倒引当金	△ 282,528	純資産の部合計	2,517,236
資産の部合計	13,778,462	負債及び純資産の部合計	13,778,462

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	135,840
資金運用収益	114,309
貸出金利息	114,308
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	0
その他の役務収益	0
政府補給金収入	19,949
一般会計より受入	19,949
その他経常収益	1,582
償却債権取立益	503
その他の経常収益	1,078
経常費用	290,370
資金調達費用	3,433
コールマネー利息	8
借入金利息	3,212
社債利息	211
役務取引等費用	596
その他の役務費用	596
その他業務費用	327
社債発行費償却	327
営業経費	78,138
その他経常費用	207,874
貸倒引当金繰入額	197,254
貸出金償却	10,583
その他の経常費用	36
経常損失	154,529
特別利益	49
固定資産処分益	49
特別損失	152
固定資産処分損	75
減損損失	77
当期純損失	154,632

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		経営改善資金 特別準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,223,643	181,500	181,500	△ 507,369	△ 507,369	897,773	897,773
当期変動額							
新株の発行	1,774,095					1,774,095	1,774,095
当期純損失				△ 154,632	△ 154,632	△ 154,632	△ 154,632
当期変動額合計	1,774,095	-	-	△ 154,632	△ 154,632	1,619,462	1,619,462
当期末残高	2,997,738	181,500	181,500	△ 662,001	△ 662,001	2,517,236	2,517,236

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,001百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 282,528百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[3 引当金の計上基準][（1）貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した事実等に基づき債務者区分を判定しております。新型コロナウイルス感染症関連の貸付けの急増に伴い、元金据置期間を設定する先が増加すること等により、債務者の信用リスクの悪化が直ちに表面化せず債務者区分にも反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。

(2) 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。そのため、一定程度の元金据置期間を設定した債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれるため、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っております。また、債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、新型コロナウイルス感染症の発生前と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,192百万円、延滞債権額は116,297百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は53百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は389,568百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は510,113百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は1,580百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は680,311百万円)の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 21,906百万円

8. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,405,143,000,000	1,774,095,000,000	—	3,179,238,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 1,774,095,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行わず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i)個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii)自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii)信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は4,303百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、4,018百万円増加するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	1,225,787	1,225,787	—
(2)貸出金	12,697,007		
貸倒引当金 ^(*)	△263,713		
	12,433,293	12,798,857	365,563
資産計	13,659,081	14,024,645	365,563
(1)借入金	10,381,911	10,412,815	30,904
(2)社債	680,311	680,501	189
負債計	11,062,222	11,093,316	31,094

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1)借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 証書貸付(資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利) ^{(*)1}	23,471
② 一般会計借入金 ^{(*)2}	131,300
合計	154,771

(*)1 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっています。また、創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)については、創業後2期目の事業実績等に基づく利率引下げの要件を満たした場合、融資から3年経過後の利率を0.2%引き下げるスキームとなっています。これらについては、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	1,225,772	—	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,498,929	3,250,881	2,868,053	2,113,047	1,934,408	934,656
合計	2,724,701	3,250,881	2,868,053	2,113,047	1,934,408	934,656

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない120,503百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	2,130,756	3,633,697	2,424,225	1,177,620	675,318	340,295
社債	185,000	295,000	120,000	20,000	60,000	—
合計	2,315,756	3,928,697	2,544,225	1,197,620	735,318	340,295

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	108,301 百万円
勤務費用	3,793
利息費用	108
数理計算上の差異の発生額	2,340
退職給付の支払額	△5,027
過去勤務費用の発生額	—
その他	△34
退職給付債務の期末残高	<u>109,480</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	37,722 百万円
期待運用収益	754
数理計算上の差異の発生額	3,139
事業主からの拠出額	1,775
退職給付の支払額	△2,044
その他	△5
年金資産の期末残高	<u>41,341</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	54,023 百万円
年金資産	<u>△41,341</u>
	12,681
非積立型制度の退職給付債務	<u>55,457</u>

未積立退職給付債務	68,139
未認識数理計算上の差異	△17,355
未認識過去勤務費用	2,841
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,625
退職給付引当金	53,625
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,625

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	3,793百万円
利息費用	108
期待運用収益	△754
数理計算上の差異の費用処理額	3,560
過去勤務費用の費用処理額	△907
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	5,800

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.1%～5.7%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は227百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接99.83%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	1,773,919	—	—
				政府補給金収入	12,991	—	—
				資金の受入 ^(注4)	6,600,900	借入金	10,381,911
				借入金の返済	1,840,889		
				借入金利息の支払	3,203	未払費用	620
社債への被保証 ^(注5)	370,309	—	—				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.17%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 176百万円

政府補給金収入 2,738百万円

中小企業庁 政府補給金収入 4,218百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円79銭
1株当たりの当期純損失金額	0円8銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,049	借入金	2,812,074
現金	0	借入金	2,812,074
預け金	69,049	社債	224,984
有価証券	3,244	寄託金	26,085
株式	2,030	その他負債	8,663
その他の証券	1,214	未払費用	3,464
貸出金	3,416,516	前受収益	10
証書貸付	3,416,516	リース債務	541
その他資産	7,785	その他の負債	4,648
前払費用	0	賞与引当金	668
未収収益	7,108	役員賞与引当金	8
代理店貸	330	退職給付引当金	11,350
その他の資産	346	役員退職慰労引当金	16
有形固定資産	33,066	支払承諾	2,841
建物	7,534	負債の部合計	3,086,694
土地	24,933	(純資産の部)	
リース資産	395	資本金	424,823
建設仮勘定	130	利益剰余金	2,642
その他の有形固定資産	72	利益準備金	2,642
無形固定資産	4,141	株主資本合計	427,465
ソフトウェア	1,651		
リース資産	84		
その他の無形固定資産	2,405		
支払承諾見返	2,841		
貸倒引当金	△ 22,486	純資産の部合計	427,465
資産の部合計	3,514,160	負債及び純資産の部合計	3,514,160

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	49,931
資金運用収益	23,612
貸出金利息	23,611
預け金利息	1
その他の受入利息	0
役務取引等収益	37
その他の役務収益	37
政府補給金収入	25,636
一般会計より受入	25,623
特別会計より受入	12
その他経常収益	645
償却債権取立益	253
その他の経常収益	391
経常費用	49,905
資金調達費用	18,465
コールマネー利息	△ 0
借入金利息	15,673
社債利息	2,792
役務取引等費用	2,746
その他の役務費用	2,746
その他業務費用	29
社債発行費償却	29
営業経費	15,749
その他経常費用	12,914
貸倒引当金繰入額	12,655
貸出金償却	160
その他の経常費用	99
経常利益	25
特別損失	25
固定資産処分損	24
減損損失	1
当期純利益	－

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越 利益剰余金					
当期首残高	402,363	2,642	△ 0	2,642	405,005	405,005
当期変動額						
新株の発行	22,460				22,460	22,460
準備金取崩		△ 0	0	-	-	-
当期純利益			-	-	-	-
当期変動額合計	22,460	△ 0	0	-	22,460	22,460
当期末残高	424,823	2,642	-	2,642	427,465	427,465

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回

収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,113百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 22,486百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[5 引当金の計上基準][1)貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出

金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額 2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は641百万円、延滞債権額は77,425百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は320百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は68,770百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は147,157百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は59,884百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は224,984百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,500百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益
その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	402,363,700,000	22,460,000,000	-	424,823,700,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株の発行による増加 22,460,000,000株

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。
また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。
当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。
当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。
 - 信用リスク
当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。
このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。
しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の

情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

□ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は14,922百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,504百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	69,049	69,049	—
(2) 有価証券 その他有価証券	2	2	—
(3) 貸出金 貸倒引当金(*)	3,414,810 △21,815		
	3,392,994	3,549,186	156,192
資産計	3,462,046	3,618,238	156,192
(1) 借入金	2,812,074	2,879,160	67,085
(2) 社債	224,984	241,615	16,631
負債計	3,037,059	3,120,776	83,716

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」及び「資産(3)貸出金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式 ^(※1)	2,030
② 組合出資金 ^(※2)	1,211
③ 証書貸付(資本性劣後ローン) ^(※3)	1,706
合計	4,947

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 新規分野等挑戦型資本性貸付制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	69,049	-	-	-	-	-
貸出金 ^(※2)	376,400	668,530	531,700	448,258	520,229	810,730
合計	445,450	668,530	531,700	448,258	520,229	810,730

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない60,665百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	310,766	624,959	559,777	395,348	417,566	503,656
社債	25,000	55,000	10,000	30,000	80,000	25,000
合計	335,766	679,959	569,777	425,348	497,566	528,656

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(令和3年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	13,492	13,501	△8

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	1,211

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,806百万円
勤務費用	760
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	387
退職給付の支払額	△928
過去勤務費用の発生額	—
その他	54
退職給付債務の期末残高	<u>21,101</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,059百万円
期待運用収益	141
数理計算上の差異の発生額	544
事業主からの拠出額	356
退職給付の支払額	△382
その他	7
年金資産の期末残高	<u>7,727</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,097百万円
年金資産	<u>△7,727</u>
	2,370
非積立型制度の退職給付債務	<u>11,003</u>
未積立退職給付債務	13,373
未認識数理計算上の差異	△2,504
未認識過去勤務費用	<u>480</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>11,350</u>
退職給付引当金	11,350
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>11,350</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	760百万円
利息費用	20
期待運用収益	△141
数理計算上の差異の費用処理額	579
過去勤務費用の費用処理額	△142
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,077</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	<u>1%</u>
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.0%～6.2%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は45百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,048百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1、2)	被所有 直接90.81%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	22,460	—	—
				資金の受入 ^(注4)	615,000	借入金	2,800,445
				借入金の返済	286,382		
				借入金利息の支払	15,673	未払費用	2,685

- (注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
 農林水産省(農林水産大臣) 9.19%
2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
 農林水産省 政府補給金収入 25,636百万円
 借入金の返済 3,588百万円
3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000 ^(注1、2)	—	—

- (注) 1. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円0銭
1株当たりの当期純利益金額	0円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	757,003	借入金	5,846,249
現金	4	借入金	5,846,249
預け金	756,999	社債	499,049
有価証券	17	その他負債	4,019
社債	17	未払費用	735
株式	0	前受収益	87
貸出金	8,116,466	金融派生商品	16
証書貸付	8,116,466	リース債務	1,115
その他資産	4,201	その他の負債	2,065
前払費用	3	賞与引当金	1,232
未収収益	2,962	役員賞与引当金	6
その他の資産	1,235	退職給付引当金	20,485
有形固定資産	48,030	役員退職慰労引当金	14
建物	11,168	支払承諾	22,928
土地	35,701	負債の部合計	6,393,986
リース資産	800	(純資産の部)	
建設仮勘定	172	資本金	2,546,937
その他の有形固定資産	187	利益剰余金	△461,963
無形固定資産	4,429	その他利益剰余金	△461,963
ソフトウェア	2,947	繰越利益剰余金	△461,963
リース資産	190	株主資本合計	2,084,973
その他の無形固定資産	1,291		
支払承諾見返	22,928		
貸倒引当金	△474,118	純資産の部合計	2,084,973
資産の部合計	8,478,960	負債及び純資産の部合計	8,478,960

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	80,698
資金運用収益	65,096
貸出金利息	65,095
有価証券利息配当金	0
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	157
その他の役務収益	157
政府補給金収入	14,180
一般会計より受入	14,179
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,264
償却債権取立益	87
株式等売却益	386
その他の経常収益	789
経常費用	232,949
資金調達費用	4,423
コールマネー利息	17
借入金利息	3,285
社債利息	1,120
役務取引等費用	59
その他の役務費用	59
その他業務費用	294
外国為替売却損	137
国債等債券償却	8
社債発行費償却	149
営業経費	28,723
その他経常費用	199,448
貸倒引当金繰入額	197,670
貸出金償却	1,254
その他の経常費用	523
経常損失	152,250
特別損失	94
固定資産処分損	94
当期純損失	152,345

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,703,937	△309,618	△309,618	1,394,318	1,394,318
当期変動額					
新株の発行	843,000			843,000	843,000
当期純損失		△152,345	△152,345	△152,345	△152,345
当期変動額合計	843,000	△152,345	△152,345	690,654	690,654
当期末残高	2,546,937	△461,963	△461,963	2,084,973	2,084,973

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は73,882百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 474,118百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][1)貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,817百万円、延滞債権額は681,051百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は109,933百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は794,803百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は27,964百万円であります。
- コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は400百万円であります。
なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は499,049百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 8,593百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,703,937,000,000	843,000,000,000	-	2,546,937,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 843,000,000,000株

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。
また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。
当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定は債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量化について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は45,167百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、41,803

百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	757,003	757,003	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	17	17	—
(3) 貸出金	7,339,624		
貸倒引当金 ^{(*)1}	△219,158		
	7,120,466	7,532,344	411,878
資産計	7,877,487	8,289,366	411,878
(1) 借入金	5,823,957	5,842,014	18,057
(2) 社債	499,049	501,366	2,317
負債計	6,323,006	6,343,380	20,374
デリバティブ取引 ^{(*)2}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(16)	(16)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(16)	(16)	—

(*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*)2 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

固定金利が適用される貸出金は、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(※1)	0
②証書貸付(資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利) ^(※2)	776,842
③産業投資借入金 ^(※3)	22,292
合計	799,134

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっています。また、創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)については、創業後2期目の事業実績等に基づく利率引下げの要件を満たした場合、融資から3年経過後の利率を0.2%引き下げるスキームとなっています。これらについては、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※3)産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	756,999	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	17	—	—	—	—	—
貸出金 ^(※2)	1,165,008	2,192,779	1,493,198	1,082,669	1,302,166	864,711
合計	1,922,025	2,192,779	1,493,198	1,082,669	1,302,166	864,711

(※1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,933百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	997,180	1,621,870	1,244,233	749,013	935,879	298,074
社債	83,200	180,800	135,000	60,000	40,000	—
合計	1,080,380	1,802,670	1,379,233	809,013	975,879	298,074

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	17	17	—

2. その他有価証券(令和3年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	0

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12	4	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	37,754百万円
勤務費用	1,413
利息費用	37
数理計算上の差異の発生額	892
退職給付の支払額	△1,936
過去勤務費用の発生額	—
その他	△16
退職給付債務の期末残高	<u>38,144</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	13,066百万円
期待運用収益	261
数理計算上の差異の発生額	1,130
事業主からの拠出額	663
退職給付の支払額	△751
その他	△0
年金資産の期末残高	<u>14,368</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,776百万円
年金資産	<u>△14,368</u>
	4,407
非積立型制度の退職給付債務	<u>19,368</u>
未積立退職給付債務	23,776
未認識数理計算上の差異	△3,639
未認識過去勤務費用	348
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>20,485</u>
退職給付引当金	20,485
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>20,485</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,413百万円
利息費用	37
期待運用収益	△261
数理計算上の差異の費用処理額	1,012
過去勤務費用の費用処理額	△121
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,080</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は84百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1, 2)	被所有 直接93.97%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	842,600	-	-
				資金の受入 ^(注4)	3,699,600	借入金	5,846,249
				借入金の返済	962,762		
				借入金利息の支払	3,273	未払費用	454
				社債への被保証 ^(注5)	295,049	-	-

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

経済産業省(経済産業大臣) 6.03%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 増資の引受 400百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

中小企業庁 政府補給金収入 14,179百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円81銭

1株当たりの当期純損失金額 0円7銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	11,976	社債	21,000
預け金	11,976	その他負債	160
有価証券	34,166	未払費用	0
国債	21,173	前受収益	104
社債	12,993	その他の負債	55
その他資産	127	賞与引当金	3
前払費用	79	役員賞与引当金	0
未収収益	7	退職給付引当金	40
その他の資産	41	役員退職慰労引当金	0
前払年金費用	4	支払承諾	68,087
支払承諾見返	68,087	負債の部合計	89,292
貸倒引当金	△18	(純資産の部)	
		資本金	24,476
		利益剰余金	576
		利益準備金	424
		その他利益剰余金	151
		繰越利益剰余金	151
		株主資本合計	25,052
		純資産の部合計	25,052
資産の部合計	114,344	負債及び純資産の部合計	114,344

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	724
資金運用収益	231
有価証券利息配当金	231
預け金利息	0
役務取引等収益	479
その他の役務収益	479
その他経常収益	13
貸倒引当金戻入益	12
その他の経常収益	1
経常費用	573
資金調達費用	3
社債利息	3
役務取引等費用	472
その他の役務費用	472
その他業務費用	1
社債発行費償却	1
営業経費	95
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常利益	151
当期純利益	151

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	24,476	348	153	501	24,977	24,977
当期変動額						
準備金繰入		76	△76	-	-	-
国庫納付			△76	△76	△76	△76
当期純利益			151	151	151	151
当期変動額合計	-	76	△1	74	74	74
当期末残高	24,476	424	151	576	25,052	25,052

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会

計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は21,000百万円)の一般担保に供しております。
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	-	-	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,582百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,445百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	11,976	11,976	-
(2)有価証券 満期保有目的の債券	21,173	22,216	1,043
資産計	33,150	34,193	1,043
社債	21,000	20,997	△2
負債計	21,000	20,997	△2

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

負債

社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券) ^(※1)	12,993
②クレジット・デフォルト・スワップ ^(※2)	—
合計	12,993

(※1) 社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(※2) クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※)	11,976	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	21,068
合計	11,976	—	—	—	—	21,068

(※) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	6,800	14,200	—	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,173	22,216	1,043

2. その他有価証券(令和3年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	12,993

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	73百万円
勤務費用	4
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	△3
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—
その他	△20
退職給付債務の期末残高	<u>54</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△0
事業主からの拠出額	1
退職給付の支払額	—
その他	△6
年金資産の期末残高	<u>10</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14百万円
年金資産	△10
	3
非積立型制度の退職給付債務	40
未積立退職給付債務	43
未認識数理計算上の差異	△7
未認識過去勤務費用	△0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>36</u>
退職給付引当金	40
前払年金費用	△4
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>36</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	2
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>6</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	3.0%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円2銭
1株当たりの当期純利益金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,572,170	保険契約準備金	1,536,853
預け金	4,572,170	その他負債	1,667
その他資産	23,806	未払費用	29
前払費用	0	リース債務	171
未収収益	39	その他の負債	1,466
その他の資産	23,767	賞与引当金	201
有形固定資産	17,679	役員賞与引当金	1
建物	3,570	退職給付引当金	4,673
土地	13,968	役員退職慰労引当金	2
リース資産	122	負債の部合計	1,543,398
その他の有形固定資産	18	(純資産の部)	
無形固定資産	1,164	資本剰余金	3,503,984
ソフトウェア	1,032	資本準備金	3,503,984
リース資産	29	利益剰余金	△432,562
その他の無形固定資産	103	利益準備金	286,257
		その他利益剰余金	△718,819
		繰越利益剰余金	△718,819
		株主資本合計	3,071,421
		純資産の部合計	3,071,421
資産の部合計	4,614,820	負債及び純資産の部合計	4,614,820

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	201,636
資金運用収益	249
預け金利息	249
保険引受収益	201,250
保険料	190,561
責任共有負担金収入	10,688
その他経常収益	136
その他の経常収益	136
経常費用	920,455
保険引受費用	910,314
保険金	211,683
回収金	△65,056
保険契約準備金繰入額	763,687
営業経費	5,195
その他経常費用	4,945
その他の経常費用	4,945
経常損失	718,819
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純損失	718,819

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
	資本 準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,052,284	2,052,284	288,646	△2,389	286,257	2,338,541	2,338,541
当期変動額							
新株の発行	1,451,700	1,451,700				1,451,700	1,451,700
準備金取崩			△2,389	2,389	-	-	-
当期純損失				△718,819	△718,819	△718,819	△718,819
当期変動額合計	1,451,700	1,451,700	△2,389	△716,429	△718,819	732,880	732,880
当期末残高	3,503,984	3,503,984	286,257	△718,819	△432,562	3,071,421	3,071,421

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、保険契約準備金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

保険契約準備金 1,536,853 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」[4 保険契約準備金の計上基準]に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金(責任準備金及び支払備金)を計算しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

(2) 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,762百万円
3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常費用には、保険料の返還金4,906百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,023,727,407,741	1,451,700,000,000	—	7,475,427,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 1,451,700,000,000 株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	4,572,170	4,576,753	4,583

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(*)	3,657,070	470,100	445,000	—	—	—

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。
その他有価証券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	58,000	58,000	-

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	8,197 百万円
勤務費用	261
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	174
退職給付の支払額	△314
過去勤務費用の発生額	-
その他	41
退職給付債務の期末残高	<u>8,369</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,935 百万円
期待運用収益	58
数理計算上の差異の発生額	253
事業主からの拠出額	122
退職給付の支払額	△151
その他	13
年金資産の期末残高	<u>3,232</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,224 百万円
年金資産	<u>△3,232</u>
	991
非積立型制度の退職給付債務	<u>4,144</u>
未積立退職給付債務	5,136
未認識数理計算上の差異	△529
未認識過去勤務費用	67
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>4,673</u>
退職給付引当金	4,673
前払年金費用	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>4,673</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	261 百万円
利息費用	8
期待運用収益	△58
数理計算上の差異の費用処理額	159
過去勤務費用の費用処理額	△22
その他	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>347</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待

される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は15百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	1,451,700	—	—
				資金の預託 ^(注2)	9,625,900	預け金	4,246,000
				資金の払戻	8,358,700		

- (注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
 3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円41銭
1株当たりの当期純損失金額	0円10銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	767,321	借入金	4,420,649
預け金	767,321	借入金	4,420,649
貸出金	4,570,649	社債	150,273
証書貸付	4,570,649	その他負債	11,141
その他資産	269	未払費用	179
未収収益	188	前受収益	10,855
その他の資産	80	リース債務	5
有形固定資産	3	その他の負債	100
リース資産	3	賞与引当金	7
無形固定資産	118	役員賞与引当金	0
ソフトウェア	117	退職給付引当金	92
リース資産	0	役員退職慰労引当金	0
前払年金費用	18	補償損失引当金	25,449
		負債の部合計	4,607,613
		(純資産の部)	
		資本金	995,960
		利益剰余金	△265,192
		その他利益剰余金	△265,192
		繰越利益剰余金	△265,192
		株主資本合計	730,767
		純資産の部合計	730,767
資産の部合計	5,338,380	負債及び純資産の部合計	5,338,380

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	10,139
資金運用収益	6,631
貸出金利息	6,576
預け金利息	55
役務取引等収益	1,998
損害担保補償料	1,998
政府補給金収入	154
一般会計より受入	154
その他経常収益	1,354
その他の経常収益	1,354
経常費用	21,769
資金調達費用	6,480
借入金利息	6,575
社債利息	△94
その他業務費用	5,143
社債発行費償却	161
利子補給金	4,981
営業経費	206
その他経常費用	9,939
補償損失引当金繰入額	9,903
その他の経常費用	35
経常損失	11,630
当期純損失	11,630

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	969,534	△253,562	△253,562	715,971	715,971
当期変動額					
新株の発行	26,426			26,426	26,426
当期純損失		△11,630	△11,630	△11,630	△11,630
当期変動額合計	26,426	△11,630	△11,630	14,795	14,795
当期末残高	995,960	△265,192	△265,192	730,767	730,767

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、補償損失引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

補償損失引当金 25,449 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[4 引当金の計上基準][2)補償損失引当金]に記載しております。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとに予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

(2) 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動が無いことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する損害担保契約に含まれる信用リスクとその他の危機に関する損害担保契約に含まれる信用リスクには大きな変動がないという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、

会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号令和元年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は150,273百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1百万円
- 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(52,839件)	1,934,625百万円
補償損失引当金	25,449百万円
差引額	1,909,175百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	969,534,000,000	26,426,000,000	-	995,960,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 26,426,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	767,321	767,491	169
(2)貸出金	4,570,649	4,548,394	△22,254
資産計	5,337,970	5,315,885	△22,085
(1)借入金	4,420,649	4,440,609	19,960
(2)社債	150,273	150,024	△249
負債計	4,570,922	4,590,633	19,710

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	737,321	30,000	—	—	—	—
貸出金	501,890	1,076,010	1,075,871	694,183	676,127	546,568
合計	1,239,211	1,106,010	1,075,871	694,183	676,127	546,568

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	501,890	1,006,010	995,871	694,183	676,127	546,568
社債	—	70,000	80,000	—	—	—
合計	501,890	1,076,010	1,075,871	694,183	676,127	546,568

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	104,000	104,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	154 百万円
勤務費用	7
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	2
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—

その他	△14
退職給付債務の期末残高	149

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	32 百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△0
事業主からの拠出額	4
退職給付の支払額	-
その他	△5
年金資産の期末残高	31

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	41 百万円
年金資産	△31
	9
非積立型制度の退職給付債務	108
未積立退職給付債務	118
未認識数理計算上の差異	△48
未認識過去勤務費用	4
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73
退職給付引当金	92
前払年金費用	△18
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	7 百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	9
過去勤務費用の費用処理額	△1
その他	-
確定給付制度に係る退職給付費用	15

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～6.0%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1, 2)	被所有 直接85.66%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	26,426	-	-
				政府補給金収入	58	-	-
				資金の受入 ^(注4)	3,399,472	借入金	4,420,649
				借入金の返済	306,563		
				借入金利息の支払	6,575	未払費用	178
				資金の預託 ^(注5)	1,530,000	預け金	600,000
				資金の払戻	1,320,000		
社債への被保証 ^(注6)	150,273	-	-				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣)	0.12%
経済産業省(経済産業大臣)	14.21%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入	38百万円
中小企業庁 政府補給金収入	58百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円73銭

1株当たりの当期純損失金額 0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第13期末(令和3年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	210	借入金	121,647
預け金	210	借入金	121,647
貸出金	121,647	その他負債	96
証書貸付	121,647	未払費用	43
その他資産	83	リース債務	3
未収収益	42	その他の負債	49
その他の資産	40	賞与引当金	3
有形固定資産	2	役員賞与引当金	0
リース資産	2	退職給付引当金	47
無形固定資産	19	役員退職慰労引当金	0
ソフトウェア	19	負債の部合計	121,794
リース資産	0	(純資産の部)	
前払年金費用	9	資本金	267
		利益剰余金	△89
		その他利益剰余金	△89
		繰越利益剰余金	△89
		株主資本合計	177
		純資産の部合計	177
資産の部合計	121,972	負債及び純資産の部合計	121,972

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	216
資金運用収益	140
貸出金利息	140
預け金利息	0
政府補給金収入	75
一般会計より受入	75
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	227
資金調達費用	140
借入金利息	140
営業経費	86
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常損失	11
当期純損失	11

第13期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	267	△77	△77	189	189
当期変動額					
当期純損失		△11	△11	△11	△11
当期変動額合計	-	△11	△11	△11	△11
当期末残高	267	△89	△89	177	177

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
----------	---

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号令和元年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、当業務勘定においては社債は発行していません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	267,000,000	—	—	267,000,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当該業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金、産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当該業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当該業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務、事業再編促進業務及び開発供給等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当該業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当該業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当該業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当該業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当該業務では、当該業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当該業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当該業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当該業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当該業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	210	210	-
(2)貸出金	121,647	121,640	△6
資産計	121,857	121,851	△6
借入金	121,647	122,372	725
負債計	121,647	122,372	725

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	210	-	-	-	-	-
貸出金	19,332	31,629	28,084	28,084	14,366	152
合計	19,542	31,629	28,084	28,084	14,366	152

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	19,332	31,629	28,084	28,084	14,366	152

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	83 百万円
勤務費用	4
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	-
過去勤務費用の発生額	-
その他	△10
退職給付債務の期末残高	78

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16 百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	0
事業主からの拠出額	2
退職給付の支払額	-

その他	△2
年金資産の期末残高	<u>16</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	21 百万円
年金資産	<u>△16</u>
	4
非積立型制度の退職給付債務	<u>57</u>
未積立退職給付債務	62
未認識数理計算上の差異	△25
未認識過去勤務費用	<u>1</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38</u>
退職給付引当金	47
前払年金費用	<u>△9</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4 百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	5
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>8</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	23%
債券	65%
一般勘定	11%
現金及び預金	<u>1%</u>
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	3.0%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	借入金の返済	11,330	借入金	121,647
				借入金利息の支払	140	未払費用	42

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 75百万円

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円66銭

1株当たりの当期純損失金額 0円4銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破綻先債権	4,192	641	3,817	8,651
延滞債権	116,297	77,425	681,051	874,775
3か月以上延滞債権	53	320	-	374
貸出条件緩和債権	389,568	68,770	109,933	568,272
合計	510,113	147,157	794,803	1,452,073
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	4.01	4.31	9.79	5.99

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

・3か月以上延滞債権

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23,509	2,180	10,450	36,139
危険債権	97,188	76,018	674,503	847,710
要管理債権	389,622	69,090	109,933	568,647
小計①	510,319	147,290	794,887	1,452,498
正常債権	12,216,509	3,279,214	7,347,518	22,843,243
合計②	12,726,829	3,426,504	8,142,470	24,295,805
(①/②)(%)	4.01	4.30	9.76	5.98

(注) 1. 当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。

2. 中小企業事業及び3事業合計の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しない債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

②令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

③役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

代表取締役総裁

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、特別手当から構成されている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

・特別手当の引下げ(△0.05ヵ月)

報酬の種類	支給基準等	
ア 本俸	本俸月額(単位:千円)	
		本俸月額
	総裁	1,175
	副総裁	1,123
	専務取締役	1,074
	常務取締役	925
	取締役	864
	社外取締役	777
	常勤監査役	801
	非常勤監査役	680
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.200	
ウ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+{(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2}】×支給割合 ^(*)	
	(*)支給割合:年3.35ヵ月	

代表取締役副総裁	同上
代表取締役専務取締役	同上
専務取締役	同上
常務取締役	同上
取締役	同上
常勤監査役	同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
代表取締役総裁	23,572	14,100	6,652	2,820(特別調整手当)			*
A代表取締役副総裁	14,927	8,011	5,314	1,602(特別調整手当)		令和2年11月4日	※
B代表取締役副総裁	20,272	12,064	5,795	2,413(特別調整手当)			※
A代表取締役専務取締役	21,550	12,888	6,084	2,578(特別調整手当)			◇
B代表取締役専務取締役	21,550	12,888	6,084	2,578(特別調整手当)			◇
C代表取締役専務取締役	21,550	12,888	6,084	2,578(特別調整手当)			◇
専務取締役	21,839	12,888	6,374	2,578(特別調整手当)			◇
A常務取締役	5,550	2,405	2,664	481(特別調整手当)		令和2年6月18日	※
B常務取締役	6,262	4,502	860	900(特別調整手当)	令和2年11月4日		※
C常務取締役	18,197	10,941	5,068	2,188(特別調整手当)			※
D常務取締役	18,560	11,100	5,240	2,220(特別調整手当)			◇
E常務取締役	18,560	11,100	5,240	2,220(特別調整手当)			※
A取締役	5,184	2,246	2,488	449(特別調整手当)		令和2年6月18日	◇
B取締役	12,155	8,122	2,409	1,624(特別調整手当)	令和2年6月18日		※
C取締役	4,047	1,644	2,073	329(特別調整手当)		令和2年5月28日	※
D取締役	12,155	8,122	2,409	1,624(特別調整手当)	令和2年6月18日		※
E取締役	5,065	2,246	2,370	449(特別調整手当)		令和2年6月18日	◇
F取締役	12,155	8,122	2,409	1,624(特別調整手当)	令和2年6月18日		※
G取締役	12,155	8,122	2,409	1,624(特別調整手当)	令和2年6月18日		◇
H取締役	17,103	10,368	4,661	2,074(特別調整手当)			◇
I取締役	17,336	10,368	4,894	2,074(特別調整手当)			※
J取締役(非常勤)	2,020	2,020	0	0(特別調整手当)		令和2年6月18日	
K取締役(非常勤)	7,304	7,304	0	0(特別調整手当)	令和2年6月18日		

L取締役(非常勤)	9,324	9,324	0	0(特別調整手当)		
A監査役	4,800	2,083	2,301	417(特別調整手当)		令和2年6月18日
B監査役	11,269	7,529	2,234	1,506(特別調整手当)	令和2年6月18日	
C監査役	16,069	9,612	4,535	1,922(特別調整手当)		※
D監査役(非常勤)	8,160	8,160	0	0(特別調整手当)		
E監査役(非常勤)	8,160	8,160	0	0(特別調整手当)		

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

代表取締役総裁

役員報酬は以下の基本的な考え方にに基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。

①各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。

②公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。

③公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

代表取締役副総裁

同上

代表取締役専務取締役

同上

専務取締役

同上

常務取締役

同上

取締役

同上

常勤監査役

同上

【主務大臣の検証結果】

役員報酬は上述の基本的な考え方にに基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)(千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	前職
		年	月			
代表取締役総裁	該当者なし					
代表取締役副総裁	12,709	5 ^年	5 ^月	令和2年11月4日	1.8	※
代表取締役専務取締役	該当者なし					
専務取締役	該当者なし					
常務取締役	13,654	6 ^年	9 ^月	令和2年6月18日	1.7	※
取締役	2,001	1 ^年	0 ^月	令和2年5月28日	1.8	※
監査役	5,890	4 ^年	1 ^月	令和2年6月18日	-	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
代表取締役副総裁	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績助案率を決定しており、適正な水準と判断している。
常務取締役	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績助案率を決定しており、適正な水準と判断している。
取締役	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績助案率を決定しており、適正な水準と判断している。
監査役	内部規定の定めに従い、取締役に準じて決定しており、適正な水準と判断している。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も継続していく方針である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

②職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

③給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

給与内容は、本俸、グレード給及び諸手当(扶養手当、勤務地手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職特別勤務手当及び特別手当)としている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

- ・特別手当の引下げ(△0.05ヵ月)

- ・住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ(12,000円→16,000円)、手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	令和2年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	4,310	39.4	6,973	5,123	134	1,850
事務・技術	4,310	39.4	6,973	5,123	134	1,850
自動車運転手	—	—	—	—	—	—
在外職員	—	—	—	—	—	—
事務・技術	—	—	—	—	—	—
任期付職員	14	54.8	3,999	3,532	127	467
事務・技術	14	54.8	3,999	3,532	127	467
再任用職員	201	62.7	4,199	3,509	163	690
事務・技術	201	62.7	4,199	3,509	163	690
自動車運転手	—	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:常勤職員及び再任用職員のうち、自動車運転手とは、自動車運転の専任者をいう。

注5:常勤職員のうち、「自動車運転手」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、常勤職員の全体の人員、平均年齢及び令和2年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

注6:在外職員のうち、「事務・技術」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、在外職員の全体の人員、平均年齢及び令和2年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

注7:再任用職員のうち、「自動車運転手」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、再任用職員の全体の人員、平均年齢及び令和2年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

①職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	令和2年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,713	49.0	12,160	8,581	139	3,579
指定職相当職員	27	57.5	16,497	11,317	164	5,180
事務・技術	1,686	48.9	12,090	8,537	139	3,553
在外職員	—	—	—	—	—	—
事務・技術	—	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

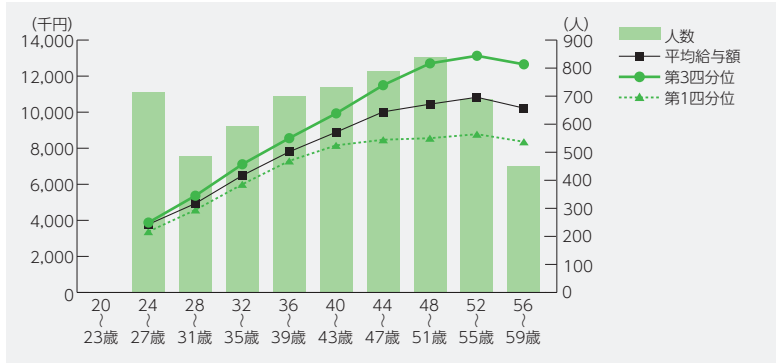
注2:常勤職員のうち、指定職相当職員とは、特に重要な業務を所掌する部長級をいう。

注3:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注5:年俸制適用者の在外職員のうち、「事務・技術」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、在外職員の全体の人員、平均年齢及び令和2年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	年間給与額	
			平均(千円)	最高～最低(千円)
管理職(部長級)	373	53.2	14,154	16,547～12,135
管理職(課長級)	1,313	47.7	11,325	14,477～8,056
非管理職	4,324	39.5	6,829	16,704～2,645

④賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	100%	100%	100%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	0%	0%	0%
	最高～最低	0%	0%	0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	0%	0%	0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100%	100%	100%
	最高～最低	100%	100%	100%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 126.3 ・年齢・地域勘案 126.8 ・年齢・学歴勘案 123.1 ・年齢・地域・学歴勘案 125.0
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力 <p>2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「125.0」となり、勘案前の「126.3」から「1.3」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。</p>

国に比べて給与水準が高くなっている理由	①民間金融機関との比較例																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与(千円)</th> <th>平均年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>8,402</td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>A(都市銀行)</td> <td>8,286</td> <td>37.3</td> </tr> <tr> <td>B(都市銀行)</td> <td>7,744</td> <td>39.6</td> </tr> <tr> <td>C(都市銀行)</td> <td>7,358</td> <td>38.2</td> </tr> <tr> <td>D(地方銀行)</td> <td>8,321</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>E(地方銀行)</td> <td>7,930</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>F(地方銀行)</td> <td>7,724</td> <td>42.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(令和2年3月期)出所</p>		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	8,402	42.1	A(都市銀行)	8,286	37.3	B(都市銀行)	7,744	39.6	C(都市銀行)	7,358	38.2	D(地方銀行)	8,321	42.2	E(地方銀行)	7,930	43.0	F(地方銀行)	7,724	42.1
		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																						
当公庫	8,402	42.1																							
A(都市銀行)	8,286	37.3																							
B(都市銀行)	7,744	39.6																							
C(都市銀行)	7,358	38.2																							
D(地方銀行)	8,321	42.2																							
E(地方銀行)	7,930	43.0																							
F(地方銀行)	7,724	42.1																							
②学歴別の人員構成																									
給与水準の妥当性の検証	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>91.6%</td> <td>8.0%</td> <td>0.4%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>59.4%</td> <td>12.6%</td> <td>27.9%</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、令和2年国家公務員給与等実態調査出所</p>		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	91.6%	8.0%	0.4%	0.0%	国家公務員行政職(一)	59.4%	12.6%	27.9%	0.1%									
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																				
	当公庫	91.6%	8.0%	0.4%	0.0%																				
国家公務員行政職(一)	59.4%	12.6%	27.9%	0.1%																					
③地域別の人員構成																									
講ずる措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～5級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>61.4%</td> <td>38.6%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>57.0%</td> <td>43.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、令和2年国家公務員給与等実態調査出所</p>		1～5級地	その他	当公庫	61.4%	38.6%	国家公務員行政職(一)	57.0%	43.0%															
		1～5級地	その他																						
	当公庫	61.4%	38.6%																						
国家公務員行政職(一)	57.0%	43.0%																							
【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.2%】 (国からの財政支出額 59,396,596千円、支出予算の総額 1,409,695,222千円:令和2年度予算)																									
【累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,072,864百万円(これにより株資本合計は5,776,777百万円)(令和元年度決算)】																									
【管理職の割合28.1%(常勤職員数6,010名中1,686名)】																									
【大卒以上の高学歴者の割合91.6%(常勤職員数6,010名中5,503名)】																									
【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 14.0%】 (支出総額436,123,368千円、給与・報酬等支給総額61,254,759千円:令和元年度決算)																									
(法人の検証結果) 給与水準については、上記の高くなっている理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行している。収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。 (主務大臣の検証結果) 日本公庫においては、業務を遂行するに際して、中小零細企業・農林事業者向けの融資、債権管理、回収、リスク管理等に関する高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため、同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要性がある。 また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要性がある。 従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。 一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。																									
【講ずる措置】 令和3年度も民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、平成23年度に導入した現行の人事給与制度を適正に運用することで、人件費の増加を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。また、平成26年4月に総合職と処遇差を設け、転勤範囲を限定した新たな職種である「地域総合職」を導入。既存の総合職職員からの職種転換や新卒採用による「地域総合職」の増加に伴い、人件費の増加が抑制される見込み。加えて、平成25年に大幅に削減を実施した管理職総数について、引き続き適正に管理・運用していくことで、人件費の増加抑制が見込まれる。																									
【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 現行の人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 対国家公務員指数126.3程度、地域学歴勘案125.0程度																									
【改善策】 上述の通り、現行の人事給与制度の適正な運用、「地域総合職」職員の増加、管理職総数の適正な管理・運用といった措置を通じて人件費の増加を抑制していく。																									
【給与の目標水準及び具体的期限】 目標水準:126.3程度、具体的期限:令和3年度末(令和3年度においても、上述の改善措置を通じて、令和2年度並の水準となるよう取り組む)																									

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額191,300円 年間給与2,864,000円
- 35歳(本部上席課長代理)
月額458,110円 年間給与7,535,000円
- 50歳(本部課長)
月額715,910円 年間給与12,408,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)(令和2年度)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させており、今後も継続していく方針である。

Ⅲ 総人件費について

(単位:千円、%)

区分	令和元年度	令和2年度	比較増減
給与、報酬等支給総額(A)	61,254,759	63,725,096	2,470,337 (4.0%)
退職手当支給総額(B)	5,878,687	4,881,114	△ 997,573 (△ 17.0%)
非常勤役員等給与(C)	3,128,619	4,032,077	903,458 (28.9%)
福利厚生費(D)	10,706,521	11,226,573	520,052 (4.9%)
最広義人件費(A+B+C+D)	80,968,586	83,864,860	2,896,274 (3.6%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)~(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 対前年比状況

令和2年度においては、「給与、報酬等支給総額」が前年度比+4.0%、「最広義人件費」が前年度比+3.6%となった。これは、新型コロナウイルス感染症対策による業務量の増加への対応のため、超過勤務手当が増加したことが主な要因となっている。

2 人件費削減の基本方針

株式会社日本政策金融公庫については、「経済危機対策」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済危機対策が時限的な措置であることを踏まえ、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標(人員数5.0%減)を実現することとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

3 役員退職手当の引下げ

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役員退職手当については平成30年1月1日以降、国家公務員の引下げ幅(△3.39%)と同じとなる支給水準の引下げを実施した。

また、職員については、就業規則の変更等を要したことから、所要の手続きを経て平成30年4月1日以降、国家公務員の引下げ幅と同水準となる引下げを実施した。

Ⅳ その他

特になし。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。
 - 二 別表第二に掲げる業務を行うこと。
 - 三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。
 - 四 削除
 - 五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和三十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和三十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事

項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一(第十一条関係)

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)
二	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。)
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備(車両を含む。以下この表において同じ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	<p>農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの(資本市場からの調達に困難なものに限る。)</p> <p>イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金</p> <p>ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。)の取得(その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金</p> <p>ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。)</p> <p>ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。)</p> <p>ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)</p> <p>ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>リ 造林に必要な資金</p> <p>ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金</p> <p>ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金</p> <p>ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ワ 林業経営の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金</p> <p>ク 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ケ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>コ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)であって主務大臣の指定するもの</p>
九	農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めるところを相当とするもの(以下「付設集団売場」という。)を含む。)を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。)若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。)又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場(付設集団売場を含む。)の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林畜水産物」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十一	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)

十二	食品(飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

令和3年7月発行

発行：株式会社日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

